

政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年8月29日（月）16：30～22：10

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：細野大臣、園田大臣政務官（内閣府）、森口基準審査課長、滝本監視安全課長（厚労省医薬食品局食品安全部）、雨宮生産局審議官、宮原水産庁次長（農水省）、森山原子力災害対策監（原子力安全・保安院）、渡辺科学技術・学術政策局次長（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、松本立地本部長代理（東京電力株式会社）、

* 文中敬称略

<冒頭あいさつ>

○司会

ただ今から政府・東京電力統合対策室合同記者会見を開催します。なお、細野大臣は公務のため17時半頃退席しますので、あらかじめご承知おきをお願いいたします。それでははじめに、細野大臣および園田大臣政務官から挨拶および冒頭発言があります。

○細野大臣

お疲れ様でございます。統合会見に皆さんそれぞれご参加いただきましてありがとうございます。今日は民主党では代表選挙がございまして、野田新代表が決定をいたしました。おそらく明日首班指名があらうかというふうに思いますので、私の大臣としての仕事、そして園田大臣政務官として実質的に仕事をするのも明日までと、更に少し先に伸びる可能性ももちろんありますけれども、基本的には明日までということになって参ります。したがって、統合会見をどのように運んでいくのかということについては、新しい人事が決まりました中で、新しい担当者が検討するということになりますので、そこはぜひご理解をいただきたいというように思っております。4月からずっと統合会見、当初は連日行って参りまして、皆さんには本当にお世話になりました。色んななかなか皆さんのご要望に応えられなかった部分があって、皆さんに色々フラストレーションを溜めてしまった部分があったかもしれませんけれども、こうしてずっとお付き合いをいただいた皆さんには心より感謝を申し上げたいという風に思っております。今日も途中で失礼する形になって申し訳ないのですが、最後の会見になりますので、ぜひ出席をしたいと思ひまして今日はこうしてや

って参りました。本当にお世話になりまして重ねて感謝を申し上げたいと思います。今日はこの後食品モニタリング、皆さんからご要望が多数寄せられたと聞いておりました、農林水産省そして厚生労働省のほうからそれぞれ答えられるように来ておりますので、その点についてもご質問をいただければ最大限それにお答えする形を取りたいと思っております。もう1点ご報告がございます。皆さんからもこれまで多数ご質問をいただいて参りました、海洋汚染拡大防止のための海側の遮水壁ですが、これはロードマップの中でこの第2ステップで着手をするということで報告をさせていただいております。8月末を目標に基本設計をまとめるということで申し上げておりましたので、そのお約束の実現をしたいと思っております。ほぼ設計がまとまりましたので、今月中すなわち木曜日までには東京電力のほうの会見で皆様に基本設計についてのご説明ができるという風に思いますので、ぜひそこはこれまで様々なご心配をいただいたところでございますので、聞いていただければ大変幸いです。冒頭の私からの報告は以上でございます。

○司会

園田政務官をお願いします。

○園田政務官

お疲れ様でございます。私からも一言、そしてまたいくつか宿題をいただいておりますのでそれをお伝えさせていただきたいと存じます。この統合会見、私も皆様方からのご質問に私どもが持っている情報をやはりしっかりと国民の皆さん方、あるいは被災地の皆さん方、福島の皆さん方にできるだけ多くの情報をお伝えしたいという風に行って参りました。そういう意味では、なかなかその場でお答えしきれない部分がございます、皆様方には大変ご迷惑をおかけをいたしましたという風に思っておりますけれども、これもしっかりとこれから各担当の省庁も含めて皆様方に情報提供という形をしっかりと行っていけるように、私からも今後もその旨は引き継いで参りたいという風に思っております。そして今日私から3点宿題を返させていただきます。まずSPEED Iの運用開始時の当時の担当者は如何ということのご質問をいただきました。ご案内の通り昭和61年4月1日よりSPEED Iは運用が開始をされております。その当時のまず科学技術庁でありましたけれども、科学技術庁長官は河野洋平さんであります。それから、同じく政務で申し上げますと科学技術庁の政務次官は前島英三郎氏でございます。それから、当時の原子力の安全課長は、堀内純夫氏でございます。堀内純夫氏。それから、当時の防災環境対策室長でございますが、千々谷真人氏でございます。千々谷真人氏がこの当

時の担当者ということで、これはおそらくホームページを見ても出てるのではないかというふうに思っておりますが、ご確認をいただきたいと存じます。それからもう1点、低線量の被ばくやあるいは放射性物質の食物摂取などの影響の動物実験を伴うような研究は国内で行われているのか如何というご質問をいただいております。広く実施状況について調査をさせていただきますと、現時点でわかっている部分でご報告を申し上げます。厚生労働省それから文部科学省および農林水産省に聴取をさせていただきました結果、所管範囲において該当する研究は行われていないと承知をしているということでございました。ただし、放射性物質に関する緊急対応研究課題の公募が、これは農林水産省でありますけれども、行われており、関連の研究が実施される可能性はあるということでございました。あと、原子力安全委員会では平成22年度から原子力の重点安全研究計画第2期でございますけれども、この中で低線量放射線の健康影響に関する研究を支援いたしているところでございます。その際、国内の研究機関について調査をしているということでございますので、この点については原子力安全委員会から詳細をお聞きいただきたいという風に思っております。それから、8月11日の南相馬市における尿検査についてのご質問をいただきました。検体の20ccにおいて30Bqの検出限界という検査で、果たして意味があるのかどうかということと、それから検査基準や値段の基準といった規制はあるのかというご質問をいただきました。8月11日のご質問にありました会社でございますけれども、RHCジャパンでございますが、このホームページにおいては、尿を検体とした場合、20ccとなっていたようでありますけれども、検出限界は20Bq/Lとなっているという風に聞いております。この検出限界が20Bq/Lであれば、内部被ばくがいつどのような形態で生じたのかによって、幅はあるものの現時点で測定した場合の預託実効線量は、1mSv未満になるという風に聞いております。したがって、この時点では特に問題ないという風に考えているところでございます。それから、尿の放射線量を測定する方法、費用について現在規制する法的根拠はございません。特に規制をしていないということでございますので、将来的に何かこれについてのしっかりとした対応をするということになれば、この法改正も含めて法的な規制の必要というものが出てくるものではないかという風に考えているところでございます。私からは以上でございます。

<食品モニタリングについて>

○司会

それでは最初の議題、食品モニタリングについてでございます。厚生労働省から説明します。

○厚労省森口課長

私は厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課の森口と申します。厚生労働省配布資料と表紙に書いてある資料について説明させていただきますけども、私のほうから4ページ目まで、基準の設定、今の食品の暫定規制値の考え方について説明いたしまして、その後監視安全課の滝本のほうからモニタリングの状況を説明させていただきます。資料を1ページをめくっていただきまして、3月17日付の食品安全部長通知でございますけども、今般の原発事故を受けまして、原子力安全委員会が定めておりました飲食物摂取制限の指標を食品衛生法の暫定規制値として3月17日に通知したものでございます。次のページに規制値の一覧がございますけども、このヨウ素の魚介類を除く、これはアスタリスクがありますが4月5日付で通知、追加しておりますが、それ以外の部分を3月17日付で通知いたしました。これを受けまして食品モニタリングが始まったということでございます。この暫定規制値の考え方でございますけども、これは原子力安全委員会のほうで飲食物摂取制限の指標ということで作られていたものですが、その設定の際の資料の抜粋を3ページ目と4ページ目につけております。特にヨウ素とセシウムでございますけども、ヨウ素につきましては甲状腺の等価線量50mSv/年を基礎といたしまして設定されておりました。飲料水、牛乳・乳製品、それから野菜類について設定されておりました。穀類とそれから肉類等についてはヨウ素の半減期が短いということ、それからこれらの食品中に蓄積して人体への移行の程度はおそらく小さいだろうということで設定されておらなかったものでございます。数値の計算の仕方としては、50mSv/年のうち、1/3をこの3つのカテゴリー以外の食品に保留し、残りの2/3、33.3ミリシーベルトを3つの食品に1/3ずつ割り当てて、当時のわが国における食品の摂取量を勘案して、成人、幼児、乳児それぞれ食品カテゴリーごとにその線量計算の換算係数をもとに数字をはじき出し、その上で一番厳しい数字になったものの端数を整理して、引っ張ってくるというような計算の仕方です。たとえばヨウ素であれば300Bq/kg、それから2,000Bq/kgという数字をはじき出されております。セシウムについても同様でございますけども、こちらのほうにつきましては、実効線量5mSvを5つの食品区分に1/5ずつ割り当て、当時の食品の喫食量、これも成人、幼児、乳児それぞれの喫食量をもとに換算いたしまして、一番厳しい数字を引っ張ってくると、更に端数を整理するというようなことをしてこの200Bq/kg、それから500Bq/kgという数字が出されております。よ

く世間で子供用にもっと厳しい数字を設ける必要があるんじゃないかという質問がございますが、大人の数字をあてはめているわけではなくて、子供のほうがもっと厳しい規制が必要だと、大人より厳しい規制が必要ということになれば、こういうことを勘案してこの規制値は作られているというものでございます。あと4ページ目にウランとプルトニウム等のアルファ核種にありますが、これも考え方は同じですが、現実問題としてはこういう汚染食品はほとんどないと思われまますので説明は割愛させていただきます。

○滝本課長

監視安全課長の滝本でございます。私のほうからは食品中の放射性物質のモニタリング検査の状況につきまして、資料に基づきましてご説明をいたします。資料5ページ目になります。先ほど森口課長のほうからご説明がございましたように、食品中の放射性物質に関する暫定規制値が3月17日に定められたところでございまして、これを受けまして翌3月18日から各地方自治体におきまして放射性物質の検査が開始されております。ちなみにこれまで全国で15,000検体以上の食品が検査されております。そのうち暫定規制値を超えたものが600件近くあったということでございます。現在の状況ですけれども、ヨウ素の検出レベルは当然のことながら低下しています。一方で放射性セシウムが検出されているというような状況にございます。これら暫定規制値を超えるものにつきましては、食品衛生法に基づき当該ロットの食品を回収、廃棄等の処分をしておるということでございます。また、これらの検査結果に基づき、暫定規制値を超えた食品の地理的な広がり等を踏まえまして、原子力対策本部のほうで食品の出荷制限、あるいは改善が見込まれたところにつきましてはその解除ということが行われております。これにつきましては原子力災害対策本部が4月4日に公表いたしました食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目区域の設定解除の考え方」に基づきましてそれぞれの品目について対応されているということでございます。ちなみにこの考え方につきましては、6月27日あるいは8月4日にそれぞれ状況の変化を踏まえ、改定されております。厚生労働省におきましては、この基本的な考え方に基づきまして地方自治体に通知をして検査をしていただいているということでございます。右側の下のところに8月25日時点での出荷制限の対応になっている食品の一覧を掲げてございます。福島県他こういった食品について出荷制限がかかっているということでございます。この表には反映されておりませんが、本日付で福島県の福島市と南相馬市において産出されるゆずにつきましても、新たに出荷制限が行われたということでございます。一方、神奈川県南足柄市においては、お茶につきましてその出荷制限が解除されたという動きが本日ござ

いましたので、併せてご報告をさせていただきます。1枚めくっていただきますと、次の表はそれぞれの今申し上げました検査結果の概略あるいは出荷制限等の経緯等について細かな数字を掲げてございます。7ページ目の表につきましては、食品の産地ごと、食品群ごとの検査件数の累計、それから左から4列目が本日分の再掲でございますが、この検査結果につきましては、毎日土日も含めまして厚生労働省のほうで各地方自治体からの報告を受けまして、記者発表をしております。その結果もホームページのほうに毎日更新をしておりますけれども、本日分というのはその日に検査をされたものの数字を改めて再掲をして、それから規制値を超過した件数の累計、それから規制値を超過したものについてのその日に判明したものであるという形で掲載してございます。合計いたしますと15,000件を超える食品についてこれまで検査されているということでございます。もう1ページあげていただきますと、これは、8月25日現在の原災法に基づく出荷制限および摂取制限の一覧表でございます。上半分の部分が福島県において現在こういった産品について出荷制限、あるいは摂取制限が行われているという一覧表でございます。それから下のほうに茨城、栃木等でございますけれども、その他の県における現時点における出荷制限の状況というものでございます。それから9ページ目につきましては、現状だけではなくて過去の時点でいつ出荷制限が出されて、それがいつ解除されたのかということの経緯がわかるような表を作っております。たとえば一番上のところを見ますと、原乳につきましては福島県で3月21日から出荷制限が行われて、そのカッコで書かれている部分については4月8日に解除されたという風にご覧になっていただければと思います。網掛けの部分が現在まだ制限がかかっている部分です。この表は福島県のものでございますけれども、次の10ページ、2の表は福島県以外の地域についての現在の状況。それからその次のページ。11ページにつきましては同じく、これは摂取制限に関する表ということでございます。それから厚生労働省では各地方自治体、都道府県においてどのような検査の実施状況にあるのかということ、都道府県の地図にそれぞれ色分けをしました。今日お配りしている資料では色が反映されておりませんが、ホームページ上ではこの色が明確に分かるようになってございます。それぞれの県においてどれ位の検査が行われているのかということ、地図で分かるような形で情報を提供させていただいてございます。若干この資料7月27日付けで古くなっておりまして、今週中にまた新しいものにバージョンアップをいたしますので、そういったものをまたご覧になっていただければと思います。それから資料18ページ目になりますが、残念ながら暫定規制値を超える牛肉が市場に流通してしまったという件でございます。7月8日以降福島県と16道県で基準値を超える放射性物質が検出した稲わらが牛に給与されて出荷をされたという

ことをごさいますして、厚生労働省と致しましてはこういった流通牛肉の検査を実施しているということをごさいます。地方自治体を通して流通調査でありますとか、検査を実施し、超えるものについては回収措置を取っておるところをごさいます。それから7月18日以降につきましては、こういった汚染稲わらを給与された牛については全て個体識別番号を公表して事業者への検体確保の協力を呼び掛けてごさいます。それから7月29日にはこの問題に対する基本的対応方針ということで通知を致しております。こういった出荷制限が行われたところは、あるいは、その他の都道府県におきまして、全頭検査をするという様な動きをごさいます。食品の検査につきまして、ゲルマニウム半導体検出器を使って検査をするという事が基本になっていましたけど。そうすとなかなか効率的に検体をこなすことが出来ないという様な物理的な制限をごさいますので、その他の方法と致しましてスクリーニング法という形で、簡易な検査方法につきましての技術的な要件を定めました。この要件に見合うものであれば、簡易測定法を使ってスクリーニングをしていただいて結構だということで、そういった基本的対応方針の通知をしたところをごさいます。出荷制限がかかっておりました4県におきまして、それぞれ対応が取られまして、宮城県につきましては、8月19日、それから福島県、岩手県、栃木県につきましては8月29日に3に示しますような適切な飼養管理であるとか、あるいは検査計画、すなわち、汚染稲わらを与えられた農家のものについては全頭検査、あるいはそういった調査がまだ終わっていないところも全頭検査、その他のところについては全戸検査というような検査計画がきちっと立てられたということが認められましたので、そういった管理を前提と致しまして、牛の出荷制限をそれぞれ解除したというところをごさいます。最後に、20ページ目になりますけれど、特定の農家から出荷された牛の流通調査結果、現在の状況につきまして、掲載いたしております。私の方からの説明は以上をごさいます。

<質疑応答>

○司会

食品モニタリングについての説明は以上をごさいます。ここで、この議題についての質疑に入ります。質問事項は冒頭にまとめて簡潔にお願いします。なお回答に対する再質問はお受けします。質問の際には所属とお名前を名乗っていただいた上で誰に対する質問であるかを明確にしてくださいようお願いします。それでは質問のある方は挙手をお願いします。じゃ後ろのそちらの方。

○NHK石川

ちょっとその前に。細野さんが5時半までということなので、この議題以外でも細野さんに対する質問は今、受け付けないのでしょうか。

○司会

大臣に対する質問もお受け致します。大臣への質問は食品モニタリングに限らずお受けをいたします。

○NHK石川

Q：それじゃあ、細野さんにお聞きいたします。あの、先日大熊町の方ですね、今後20年位なかなか難しいという話をお伝えしたということでございますけれども。大臣としましてですね、今後除染して住めるようにすべき地域とですね、除染してもなかなか難しいという地域はどのように分けるつもり、あるいはそのような分け方をするつもりかどうかということとですね、それから現地の方に聞きますと色々な意見があつてですね、どうしても戻りたいという人もいれば、いやもう除染してもなかなか戻りたくないという人もいます。そうなってくると地方自治体のその村とかそういうものの在り方をですね、今後どうしていくのかということも問われてくると思います。識者の中にはですね、分村と、あるいは分町といいますかですね、別の地域にそのコミュニティを作って、同時に除染をかなり長い期間かけて並行していくというような意見も出ておりますけれども、そういう点についてはどのようにお考えになっているのでしょうか。

A：（細野大臣）まず、結論から申し上げますと例えば放射線量の一定の基準です、帰れるところ、帰れないところについて明確に区分をするという考え方には現在いたっておりません。お示しをしたデータはですね、自然体で放射線量が下がった場合に、どれ位低下していくのかというのを示したものでございまして、それを除染でどれ位前倒しを出来るのかっていうのが、これから政府の大きな責任になってくる訳ですね。ですからまだその目処をですね、示してあるとか基準を作るであるとか、そういう段階ではないという風に考えています。今ご質問の部分っていうのは確かにいろんな考え方があります。市町村によってもやはり考え方がですね、若干異なりますし、同じ市町村の中でもそれぞれ皆さんのいろんな、例えば職業であるとか、年齢によって。また個人の考え方によってですね。スタンスが異なります。ですから、そこでもですねやはり客観的なデータはしっかりと皆さんにお示ししながら、自治体や住民の皆さんと対話の中で方向性を見出していかなくてはなら

ないというふうに思っております。従ってお答えとしてはですね、現段階では何か政府として方針を決めていて、それを自治体にお知らせをするという段階ではないというふうに思っています。

Q：そうしますと、例えば分村とか他のところ、例えば福島、飯舘の方がですね、あるコミュニティが全く別の地域にコミュニティを移住したいと。あるいは大熊町にしてもですね。という考え方というものは仮定の話として有りうると思っておりますでしょうか。

A：（細野大臣）私がですね、仮定の話にひとつひとつお答えをして、いろんなケースでですね、そういうことがあるのではないかとかないかですね、そういうことを答えること自体がいろんな地元の皆さんにそれこそ不安をもたらすようなことになりかねないので、そこは慎重にも慎重を期したいと思うんですね。私がなぜ大熊町の方に行ってますね、町長さんと色々お話しをしようと思ったかということ、むしろそういう目処を立てるために行ったというよりは、客観的な情勢として数年以上に渡って住めない方がおられる訳ですから、そういう皆さんの生活支援は今のようですね、仮設住宅に頼ったような一時的なものであってはならないだろうと。むしろもう少し長い目で見た時に生活の場をどうするのか。更には仕事をどのように考えていくのか。そういう対策が必要だろうと思ったものですから。そのためにいろんな話をしに参りました。従って今やるべきは、何かどっかに見切りをつけるとかこういうのでどうだというのをあまり一方的に国が押し付けるということではなくて、自治体といろんな対話をする中でそういうかなりの期間に亘ってお帰りになれない方々についてどういう対話ができるのかというのをまずしっかりと議論して積み上げていく。その中で街として将来はこういう展望でいこうとか、こういうロードマップを作ろうとかいう話しがおそらく色々な形で出てくると思いますので、その議論の中で国としても街と寄り添う形で方向性を出していくというのが望ましいのではないかと思っております。

○回答する記者団佐藤

Q：よろしくおねがいします。回答する記者団の佐藤です。細野大臣に二つあります。よろしくおねがいします。まずこの会見の位置づけに関してなんですけども、4月25日の最初の会見の冒頭で細野さんがこの会見の目的について原則を二つ宣言しておられて、その一つが各機関ここに集まる事で情報の一元化することで情報の精度を高めること。もう一つが原則として全ての情報を公開すること。この二つをおっしゃいました。最近の傾向なのです

けれども、東京電力の方に例えばライブカメラの増設を要望することがありましたが、節電関係では発電量の発電所ごとあるいは電源部門ごとの内訳を要望することがあったのですけれども両方ともセキュリティ上の理由、あるいは当社にとって重要な情報ということを理由にして情報の開示を拒否されております。これが本当にどうやっても表に出すことが出来ない情報なのかどうか。東京電力が情報の開示を拒んだ場合には政府が必ず精査してその内容をここで報告するようにお願いしたいと思います。どうしても公表できないという情報以外は公表できる情報だと考えておりますし。それと合わせて細野大臣は以前要望が多い少ないということも情報開示するか、しないということで、おっしゃったことがありましたけれども情報を公開する事に反対する記者はいませんのでここで一つ要望が出れば全員がそれだすことに賛同しているものとお考えいただければと思います。以上要望を一つお伝えさせていただきました。それで質問です。原子力対策本部長の菅首相ですとか、あるいは原子力経済被害担当大臣の海江田大臣、この二人はこちらの会見場にはもう一度も今後いらっしゃることは無いということでしょうか。もしご予定があるようでしたらば教えてください。それと次のおそらく首相でしょうけれども、原子力対策本部長がこちらの会見で出席されることがあるのかどうかを教えてください。農林水産省の方ってまだいらっしゃいますでしょうか。長くなりそうでしたら後でもいのですけれども。何時くらいまでいらっしゃいますか。

○司会

えっと今聞いていただいても結構です。

Q：じゃあ今質問させていただきます。農林水産省のホームページの方で農産物に含まれる放射性セシウム濃度の検出結果というものが公開されていて、誰でも見る状態になっているのですけれどもNDの場合に検出限界が明示されていないのですけれどもこれがなぜ明示されていないのか教えてくださいませんか。場合によっては明示されているケースもあるので、やろうと思えば出せるものかと思います。それともう一つ、牛乳ですとか卵の乳製品等の実測値の方を見ますと低い値が続いているのではないかと考えています。例えば今1キロ当たり200Bqという暫定基準ですけれども、これを早いうちに500Bqですとか50Bqまで下げることが出来るのではないと思うのですけど、そのことについてどのようにお考えでしょうか。特に乳製品ですとか卵ですと子供には大切なものですし学校給食でも使われる頻度が高いかと思います。それともう一つ、これで最後です。7月29日付けの厚生労働省の牛肉中の放射性セシウムのスクリーニング方法に関する

文書で、一度スクリーニングをしましてそれで基準値よりも確実に低いと言えない様な場合には再検査をするということが書かれていますけれども、これスクリーニングを通らなかつたらばその段階で再検査せずに出荷停止というふうにするのが時間ですとか、コストも少なくてすむのではないかと思つたのですけれども何故再検査をするのかその理由を教えてくださいませんか。ちょっと多くなりましたがよろしくお願ひします。ありがとうございます。

A：（細野大臣）まず情報公開の方なのですけれども、この件も東京電力の公開の考え方と政府の情報公開の考え方というのをそれぞれケースバイケースで色々な問題があつた場合には、政府としてはこれは公開したほうがいいのではないかということはいつたりして公開を進めてきたという経緯があります。ですからそこは、今すいませんライブカメラの話と節電の話と私ちょっと最近会見出てないものですから個別にちょっと判断するだけの材料が無いのですけれども、個別の皆さんからのご質問ごとにこれは公開してもよいのではないかというようなことは東京電力にも必要に応じて言つていきたいというふうに思ひます。

Q：すいません。必要に応じてでは無く東京電力が開示を拒んだ場合は必ずそういう手続きを取るようになつてもらえませんか。

A：（細野大臣）あのそこは先ほどの公開の希望の数と、実際に公開するかどうかのバランスの問題だというそういう話を私がしたという事に関係するのですけれども、もちろん出来るだけ公開すべきだと思うのですけれども例えば公開することによって発生する色々な例えば人的な手間であるとか、またそれにかかる時間であるとかそういったものというのはいくらどうも考慮せざるを得ない所があるのですね。それは政府もそうなのです。ですからこれは当然公開すべきだというものはそれだけの時間を掛けても公開をするし、ただそれが本当に関心としては個人的な関心で一般の皆さんにとってはまったく関心がないことであれば、それはちょっと時間かかりますとか今はちょっと待つて下さいということはいくらあるわけなのです。ですからそこは数が多いから公開して数が少ないから公開しないということで申し上げるつもりはありませんが、公開するに値をする情報というのはしっかり精査をした上でできるだけ公開に応じていくというようにですね、そういう考え方に立って判断をしていきたいと思つております。

Q：ありがとうございます。それに関連してなのなのですが、東京電力が説明する理由というのが本当にそうなのかというのにちょっと疑問をもつており

まして、セキュリティ上の理由ということを上げればかなりのものは通ってしまうようにも思いますから、そういうような説明があった時には本当にそうなのか。ちゃんと別の目でチェックしてもらうことが大切だと思っております。

A：（細野大臣）はい。わかりました。それは心がけるようにします。

Q：お願いします。

A：（大臣）はい。あと菅総理であるとか海江田大臣がこの会見に出席をしないのかというそういうご質問ですけども、そこはやはり一定の会見の役割分担が必要ではないかと思っているのです。海江田大臣の場合には経済産業省で閣議後ほぼ必ず会見に応じておりますし、総理の場合には総理からこの場面はきちっと会見で答えるべきだと判断している場合に公開に応じています。この統合会見の目的というのはむしろ代表者が出てきて見解を述べるというよりは出来るだけ日常的な動きの中で事実に基づく情報公開というのを、出来るだけ頻繁に行っていくというそういう趣旨でしたので大臣ですとか総理をひっぱり出してくるということ自体が目的だというのは当初から思っていなかったのですね。ですからそこは役割分担として考えていただいて、ここは実務的な話しで必要な情報をできるだけ皆さんにしっかりと皆さんにご提供するという役割と考えていただいて、例えば今日でも厚生労働省、農林水産省、まあ水産庁も来ていますけれどもそういう食品に関してはこれでほぼ完璧に答えられるというそういう人員になっていますので、そういう記者会見がこの統合会見というふうにお考えいただければ大変幸いだというふうに思います。

Q：わかりました。ありがとうございます。

A：（農林水産省両宮審議官）農林水産省生産局担当審議官の両宮と申します。農林水産省のほうでお答えできる事をお答えします。まず一問目の検出限界の話でございますけれども、農林省のホームページに載せさせて頂いてますのは基本的にはこのモニタリングの結果というのは県の方が公表いたしまして、それを厚生労働省さんの方が一元的にデータを集約してございます。これを我々の方はデータを厚労省さんの方から引っ張りまして出来るだけビジュアルに消費者や農家の皆さんに分かりやすいような形でご提供したいということでこのデータを作っております、そういう意味で厚労省さんのデータをそのまま引っ張っているという事でご理解をいただければというふうに思います。

Q：わかりました。検出限界を示す事はそんなに難しい事でもないし手法的な部分だと思しますのでご検討をよろしくおねがいたします。

A：（水産庁宮原次長）水産庁から補足です。今申し上げた通り分析者が違うので検出限界が違っている可能性がありまして、そこまで確認できてないのはごめんなさい。で水産庁で行っている水産総合研究センターってところでやっているデータは見ていただくとわかるんですけど、これは1Bqくらいだというふうに考えていただければいいと思います。できれば他の県ですとかそれぞれの担当部署に聞けばたぶんそれは公開情報ですからお分かりになると思います。先ほど両宮審議官の方から申し上げた通り、ユーザーの利便の為にまとめて各いろんなところで測っているものをまとめて出しているということなので、なかなか統一的に説明が出来ないということはお容赦いただければと思います。

Q：わかりました。ありがとうございます。

A：（農林水産省両宮審議官）それからちょっとすいません。補足でございます。8月17日の統合会見で宿題をいただいているようでございますので、お答えをさせていただきます。野菜の出荷制限を受けた野菜の廃棄でございます。これは現在、避難区域を除いて出荷制限解除となっておりますけれども、対象となった野菜につきましては5月27日までに福島県の中通り、浜通りの一部地域を除きまして焼却等による一般廃棄物としての処分を可能にしております。これは環境省さんによります災害廃棄物処理の取り扱い方針にのっとりやらせていただいております。それから未確定でございました地域につきましては仲通り浜通りの地域につきましても7月11日には瓦礫等の処理方法に準拠いたしまして、集塵装置を備えた焼却施設で焼却を可能とするというような形で現在は野菜出荷制限、保管されていたものはすべて廃棄が可能という形になってございます。以上でございます。

A：（厚生労働省）厚生労働省の方から先ほどの質問で規制値をもっと厳しいものにもうできるのではないかというご質問がございましたので、それについて説明させていただきます。今回の暫定規制値は飲食物摂取制限の指標値、原子力安全委員会が定めたものをそのまま引っ張ってきました。食品安全基本法という法律の第11条で、食品衛生法の規制を定める時には食品安全委員会に施策ごとにリスク評価、食品健康影響評価を受けなくてはならないというふうに定められておりますけれども、今回この事故を受けましてそういう評価を受けている暇がないということで暫定規制値として3月17日に定め

させていただいたものでございます。その場合には措置後すみやかに評価を受けなければならないということになっておりますので、3月20日に、これ日曜日だったと思いますけども3連休の中日ですかね、評価をお願いしまして今その評価結果を待っている状況でございます。ただ元々の指標値自体は飲食摂取制限をするかどうか検討を開始する指標と、この数値からすぐに危ないという意味ではなく作られているものでございます。それから評価結果は、まだ食品安全委員会の評価結果はまだ出ておりませんが、緊急取りまとめといわれる緊急な意見コメントを頂いております。それが3月29日に頂いているのですけれども、その中では現在の暫定規制値は相当安全側に立った数値になっているというコメントを頂いております。この見直しでございますけども現在食品安全委員会の方で評価書案が取りまとめられまして、パブリックコメントが先週27日までで終了したということで9月中には食品安全委員会からの評価結果が出てくるのだらうなというふうに思っております。それが出てきましたら、今回の暫定規制値、先ほど説明しましたようにヨウ素は透価線量で50mということで実効線量で2mですか、2mSv/年、それから放射性セシウムも5mSv/というベースになっておりますけど、どれくらいの数値で作るべきというのが示されれば私共の薬事・食品衛生審議会の方に諮り、また放射線審議会、文部科学省の方にあります放射線審議会の方にも最後基準の斉チェックということでそちらにも諮らなければいけません、速やかに手続きを進めていきたいというふうに思っております。

Q：わかりました。ありがとうございます。

○月刊ファクタ宮島

Q：すいません。ファクタの宮島ですけど大臣に質問させてください。大臣がこの間8回ですか。福島に行かれてそれはすばらしいと私は思っておりますが、最後の訪問で一応除染の関係でチームを立ち上げた。この間私政務官に伺ったのですけどその時は20人前後というかですね、その体制についてよくわかんなかったのですがこの問題と国がやると26日に法律も通ったわけですけど、どういう規模でこれを本当にやっていかれると思っておられるのかそれをまず一点伺いたいと思います。その上でこの件については100名という数字で報道でされていて、その事務所が作られるのが福島市内で尚且つ来年1月からというふうに報じられているんですけど、法律が通ったら即日ですね私に言わせれば原ノ町かどっかの合同宿舎にちゃんとそういうようなものを作るくらいのことを即しないと、とても現地の人が納得しないと

思うんですけどそのスピード感ですね。どういう感じでやっていかれる、あるいはそれを次の政権というかどういうふう引き継いでいかれるのか伺いたいと思います。

A：（細野大臣）まず私福島は10回以上行っていると思います。毎週末いきましたしウィークデーに行った日もありましたので。行って本当に現地で色々な声を聞くというのが色々な政策に生かせるというのを身をもって経験しましたので、それ自体は十分だったとは断言はできませんですけども行ったこと自体はプラスに働いたのではないかと自負をしております。今ご質問の除染の人的な規模なのですけれどもちょっと手元の全てのデータを持っているわけではないのですけれども、日本原子力研究開発機構がかなり人を送っておりましてこれは4、50人の規模ですでに送っておりましてすでに活動しております。それに加えて今回環境省が福島事務所を作ることになっておるものですから、今はおそらく10名前後の規模だと思うのですけれどもそれをさらに拡大をするという方向で環境省とそしてJAEAと。さらには生活支援チーム三つが連携する形で実施をするということになります。除染も地域によってやはりやり方であるとか具体的な手法もおそらく変わってくるだろうと見ておりまして、例えば高染量の10km以内のところではやれる事と福島市とか伊達市のように生活をされている中でどう下げていくのか、これはおのずと方法は違うわけですね。今はどちらかという手法を検討している段階ですから現地にいったとにかく大規模でやるというよりは色々な情報をとってどのやり方がいいのであろうかということを検討しておりまして、その意味では分散化するよりは今はできるだけ近くで全員で検討して手法を見出すというこのことの方が重要なのでは無いかという気がしています。後はこの動きを見る中で、もう少し現場に近いところでなんらかの機能を作ったほうがいいのではないかとこの時期が除染の場合は必ず来ますから、しかるべき時期にそういう事務所をどっかに設けるということであれば判断をしていくということが大事ではないかと思っております。スピードなのですが、当面強く指示をしておりますのは避難区域、避難地域の中及び一部関わっている市町村が12、13、12かな12ですかね。ちょっとすいません正確に全て把握できませんが、それぐらいあるのですね。その全ての市町村でモデル事業をやってみよう。その市町村の中には警戒区域内というところもあれば計画的避難区域というところもあれば準備区域だけかかっているとか色々な所がありますけれども、その全ての市町村でモデル事業をやってそしてそれをどう面的に拡大をするのかというのをやってみたいと思っているのですね。もう間もなく9月がやってまいりますが、できれば9月中にはそれぞれの地域を決めて9月中に全てスタートするのは正直言うと難

しいかもしれませんが、それぐらいのスピード感でやると。10月にはもうあっちこっちで始められるぐらいのスピード感でやるというそういう強い指示を私の方から出しておりました、これは先週立ち上げてその前の週あたりから具体的に動き出した件なのですが、私の大臣としての最後の仕事としてとにかく馬力をいれて先週取り組んだ所でございまして、明日までですから私の役割は。明日もどういう状況になっているのかというのをご質問いただきましたので、しっかり確認をしたいと思っております。

Q：それでは環境省の方の事務所が現地に出来るのが1月からだというのは間違えですね。要するに法律が今月26日に通って、なんで来年その事務所を作るのか、全然理解不能なんですけど、そういうところの調整は、私はやや役人がサボタージュじゃないかと思っているんですよね。やんなくちゃいけない事はわかっているわけですから、法律が通って、予算が通ったら、政治指導で事務所はさっさと現地に作ってやるのが当たり前であってね、それが例えば新聞なんかで来年の1月にその事務所が立ち上がると報道されていて、現地の人が大変にね、そのなんですか、帰れないと言われて、納得するわけじゃないです。ここにこんなに大勢集まっていなくて、現地に行かれたらいいと思うんです。私には全然理解できないんですけど、環境省の事務所っていつ出来るのですか。

A：（細野大臣）環境省の事務所自身は、いつ出来るのかはちょっと私も正確に全て把握しているわけではないのですが、おそらく法律が施行されるタイミングでというようなところが、議論されているのではないかと思います。法律確かに通ったのですけれども、例えばそれに対する様々な政令を作って、具体的にどうやるのかというところで言うならば、若干時間がかかりますから、そこは正式な事務所の立ち上げと言うのは、そこは一定の時間をおいてからというものになるのかも知れません。ただ宮島さん、ここはわかっていたきたいんですけど、環境省今回相当本腰入っています。で、私もチーム長も環境省でやってもらいたいという事で人を出してもらいましたし、これまでは環境省もですね、担当部署がフル回転しているという感じでしたけど、今はですね、原子力に対して相当担当するという意識は強く持っていますから、他の担当の部署から、さらには地方のそれぞれの担当者を寄せてですね、それを原子力発電所の問題であるとか、福島の問題に充当するような形でやりだしているのです。ですから、福島に人を送った分も含めて、事務所が立ち上がらないから環境省が関わらないという事ではなくて、オフサイトセンターがありますから、そこにしっかり環境省が出て行って、人を出してやるという体制にはなっていますので、さぼっているわけではないと私はそう見て

います。そこは私も環境省がこれはやっていかななくてはならないという事で、言い続けてきましたので、しっかりフォローはしていきたいというふうに思っております。

○読売新聞吉田

Q：読売新聞の吉田と申します。冷却についてお聞きしたいのですが、当初冠水を目指してましたけれども、その後、格納容器に穴があって断念せざるを得なかったというふうな方針転換せざるを得なかったんですけど、その時にどういうふうな受け止められたのでしょうか。米国から冠水が有力であるというふうな事もお聞きしていたと思いますけど、その当時の心境と、それから結局冠水から、循環注水に行くまでどういうふうな経緯をたどって決定したのかという事、これが2番目。それから3番目なんですけど、循環注水を始めた頃、不安を抱えてのスタートだというふうにおっしゃっていましたが、現在の心境はどういうふうにお考えでしょうか。よろしくお願いします。

A：（細野大臣）ある日、突然冠水から循環注水に切り替えたというわけではないんですね。始めから冠水でRHRで冷却するという仕組みは検討していましたが、それを大循環でやるという方法は考えていましたので、それを循環注水冷却とある時から命名をしたわけですが、その前から大循環による水を戻すというですね、そういうやり方自体は考えていたんです。ですから、いくつか選択肢があった中で冠水による方法がある時点で当面はやはり無理だという事で、当面の期間という事で言えば断念をしたというのが正確な経緯です。冠水についていろいろな議論が確かにありました。諸外国からも様々な意見がありましたし、日本の専門家の中でも冠水については評価です、確かに分かれていた部分があったわけですね。ただ、特に初期の段階、4月から5月くらいにかけては燃料がもう一回温まるというようなリスクもやはり気にせざるを得ない状況になりましたから、そういうリスクを考えれば冠水をしておけばほとんどそういうリスクがない訳ですから、やはり1番望ましいのはその方法ではないかという、そういう議論をしておいた記憶を持っております。ですから、冠水を断念して突然、循環注水冷却を出てきたので、大変な事が起こってある時からガラッと変わったと言うよりは、徐々にそういう議論を通じてこの方法で行こうというふうになってきたものと承知をしております。今の循環注水冷却なんですけど、サリーが動き出しましてだいぶ安定をしてきたという、そういう印象を持っております。やはりですね、ある程度滞留水が下がってきて、そして注水量を調整をしながらどこまで原子炉の中の温度が下がるのかという、これをやってみない限り、冷温停止というものの具体的なプロセスが見えてきませんから、その意味では道半

ばですね。ですから冷却と言うのは、これは滞留水の処理といまや表裏一体の関係にありますから、そこを上手く水を処理しながら冷却をしていくという仕組みを完成できるまでは、もう今第2ステップに入ってますけど、とても安心を出来る状況ではないというふうに考えております。

○NHK山崎

Q：すみません。ちょっと聞きたい事いっぱいあるのですが、具体的なものと、統括的なもの一つ。一つ中間貯蔵の福島県内にと総理からお話がありました。それについて細野さんのご見解と今後の課題等を少し教えてください、というのが一つ。もう一つ、今日最後の統合会見という事で、この未曾有の原子力災害、陣頭指揮をされて数ヶ月、ご自分で出来た事、そして何が出来なかったか、出来ないと言うと言にくいと思いますので、今後次の担当の方に繋ぐためにですね、民主党としてどういう所がなかなか難しくて、こういうやり方をもう少し改善していけば、さらに対策、対応等が取りやすくなるんじゃないだろうかとプラント、県民への対応がより理解されて、対応がより上手く行くと思われる、ご自身の経験からその大きく二つお答えください。

A：（細野大臣）まず、中間貯蔵なんですけど、この問題はですね一月程そうとう悩みました。と言うのは、福島に中間貯蔵をと言うのは、これだけシビアな状況になっている皆さんにさらに重荷を押し付ける事になりかねませんので、そういった事を言い出すべきかという事について、相当悩みました。ただ管総理の判断も、厳しい事もお伝えするべき時はやはりしっかり伝えなきゃいかんだろうという事があって、週末のああいう形での会談になったという経緯です。何故そういうふうになったかと言うとですね、これはやはり除染と言うものにあるわけです。除染がなされると福島の皆様がなかなか元に戻る事が出来ないと言うのは紛れもない事実ですね。ただこの除染をするには物理的に土を掃かないといけませんので、どうしても大量の廃棄物が出ると、どうしてもそこは仮置きをしなければなりません。今、仮置き場をそれぞれの市町村に是非作ってもらいたい、国が資金面でも技術面でも全面的に協力をするので、是非お願いをしたいという事でやっておるのですが、なかなかですね市町村の理解が得られなかったり、市町村はやろうとしてくれているんだけど、作るいざ場所の近隣の皆様が理解を得られないとそういう状況になってます。それも本当に地域の皆様のお気持ちを考えれば、無理なからんところがありまして、一時保管と言いつつまでも置いておくんじゃないかとそういう話があるんですね。ですから、その先に中間貯蔵と言う

のがあって、そこにやがてはこのくらいの時期に持って行きますから、一時的に保管をしてくださいという事を申し上げない限り、この一時保管すらかなかままならないと言うのが、今福島県の状況なんです。そこで一時保管も県外に作るというのも一つの考え方ではあるんですが、これだけ大量に出ている以上ですね、どんどんどんそれをある所に運び出すという事自体が大変な作業になってきますし、いろいろなリスクも抱えますから、どうしても県内で何らかの形で考えて行かざるを得ないという、そういう延々とこの議論を政府の中で、極めて限られた議論の中で行ってきたと言うのが、これが実態なんです。ただ、こういったことが必要だということは認めざるを得ないにしても、政府が一方的にここに作ろうとか、こういうふうを作ろうとか言う事は、それこそ迷惑をかけている我々がそんな事を言う訳にはいきませんから、おおよその考え方が我々の中で整理が出来た時点でまずお伝えをして、その中から対話をしっかりやって、協議をしながら合意が出来たもののみ実行出来るという事で、まさにそれに入らせていただきたいという、これが現状でございます。

○読売新聞渡辺

Q：読売新聞の渡辺と申します。細野大臣にお聞きしたいんですけども。産経新聞の8月26日付の朝刊に、1号機の海水注入についての話が出てまして、その中で細野さんが吉田さんに電話で、首相の了解が得られるまで作業をやめろと伝えたという下りがあるんですけども。まずこれが事実なのかと、事実であれば何時くらいに…、細野さん自身は何処に居て、どういう事を伝えられたのかって言うのを教えて下さい。

A：(細野大臣)産経のですね、一面の記事ですよ。私もそれは読みました。事実では、ありません。当時はですね、海水注入の時期ですから官邸に居りましたので、官邸の5階の総理の部屋の隣に詰めていたり、総理室に入っているいろいろ調整をしていたりという事でやっておりましたが、産経に出ているあの記事の事実はまったくの事実無根です。で、これはもう皆さんにも何度か申し上げた事ですけども。これは大きな事故ですし、歴史的に検証が必要なので、事実であった事を無いと言うつもりは私ありません。ですから率直に質問されれば、全てまだ説明し尽くしてないところありますけれども。事実を全て答えます。で、当時吉田所長とは時々電話で話していましたが、私吉田所長と話していたのはただ一つ。現場の状況が解らない時にホントのとこどうなってるんですかという事を、どうしても聞けなかならなかつた場面で、何度か電話した事はありましたけども。それ以外の事は一切やって

ません。産経の記事に出ているのは何か私が何か総理の意向をもって、直接を指示したという様なそういう記述になってたと思いますが。そういう事をやると、指揮系統混乱しますから。それこそ政府と、東京電力は当時は官邸でやり取りをしてた訳ですから、東電の役員の方も来てましたから。それを無視をして頭越しに私が現場に指示をする様な事はですね、混乱の素ですから。これはやらないという風に、自分で決めてましたので、やってません。ですからそれは、どういう情報に基づくものなのか解りませんが、まったく事実と反しておりますので、その事は私の方からですね、伝えてあります。はい。

○にこにこ動画七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。ありがとうございます。二問。すいません。本日午前東京電力が、福島第二原発4号機の原子炉格納容器の扉を開放したと、作業員が入りこれから点検を始めるとの事です。3.11以降、格納容器内に人が入るのは初めてになる訳ですが、この件についてまず大臣のご見解をお願いいたします。

A：（細野大臣）七尾さん、すいません。ちょっと今日午前中はですねちょっとうちの党内のいろんなことがまさに佳境を迎えていましたので、その事実を存じ上げませんでしたので・・・済みません。

Q：はい。分かりました。そうしましたら、ごめんなさい。それは無しとして。先ほどの質問にいろいろと関連してくるんですけども。居住禁止区域が長期化される訳ですが、これ新聞報道でも一部ありましたが、除染をする前からですね、こういったその長期化するという発言をされたというのは、ある意味この深刻だという感じがするのですが。この点に付きましての政府のご見解と、後行程表への影響についてまずご見解をお願いします。

A：（細野大臣）まず工程表なんですけれども、工程表に直接的な影響は無いと考えています。むしろ、このプラントの方のロードマップはできるだけ前倒しを実行する事で、帰れる可能性のある方、帰れる時期というのができるだけ前倒しを…。帰れる可能性がある方が増え、そしてロードマップが前倒し出来れば、早く帰れる方が増えるという事ですので、そういう関係だと思っておりますのでね。そういうプラントの方のロードマップが原因で、そして除染や更にはご帰還ができるかどうかというの、これは結果の方ですから、そういう因果関係であるという風に考えています。後はなぜそういう事を言ったのかということなんですけれども。勿論除染をしてですね、帰れる皆

さんの時期をできるだけ早くする努力はするんですね。ただ例えば、10年とか20年という放っとけば期間になってしまうのが、なかなか一年にはならない訳です。何かこう半年とか一年で帰れそうな事を言っていて、生活に対する抜本的な対策が打てないとすれば、それはやはり誠実な対応と言えないだろうと考えた訳です。ですから、10年のものをどれ位前倒しをできるのかというのをやってみますけれども。数年はやはり、皆さんにご苦勞をおかけざるをえないと、ならばそれにちゃんと見合っただけの償いをできるような体制を取ろうという事で、あえて厳しいデータでしたけれども。およその目安も公表したという。そういう経緯でございます。

Q：最後の質問です。普段はちょっとこういう事は聞かないのですが、大臣はですね事故当初から原発事故についてですね、最前線で働いて来た訳です。で、最終的にはその原子力安全庁の道筋も付けられた訳ですが、こういう仕事はやはりその信頼がより大事ですね。その地検の蓄積も非常に大事だと思います。もしですね、引き続き野田さんからですね、この対応をしてくれという要請がありましたら、この時にはどういう対応をはかれるお考えでしょうか。 すいません。こういう質問はちょっと申し訳ないんですが。

A：（細野大臣）人事はもう全て総理がお決めになる事ですし、大臣っていうのは本当に重いポストですから、そこはもう総理自身がお判断をされるものだという風に思ってます。私はですね、この一週間二週間でかなりここまではやろうという事で自分で自分に宿題を課して、走ってきました。それはこの29日から30日にかけて人事が刷新をされるという事を前提に、ここまでに区切りを付けて渡せるものはそのまま渡そうと、いう事でやって来たんですね。ですから、引き継げる準備はしておりますので、そこはそれこそダラダラとその自分の中で抱えるという事ではなくて、決着を付けたものは決着を付けたと。積み残した物は積み残したという形で、次に渡せるようにしておりますので、その覚悟で居ります。

○細野大臣

すいません。時間がちょっと来てしまいましたので、これで失礼しますけれども。最後に本当にありがとうございました。お世話になりました。で、いろいろ皆さんから厳しい質問も多かったので、ちょっと正直参ったなという時期もあったんですが。トータルに見るとですね。ちょっと感想めいた話しを最後に申し上げると、皆さんの指摘を通じて、ここは調べなきゃいかんとか、ここはもう少しきちっとやらなきゃならないなというのはですね。随分、そういった意味で皆さんの質問が物事を進めると言うプラスの面に働いた部分が沢山

ありました。ですから、大変長時間の会見を延々としていた時もありましたので、皆さんにとってご負担だったと思いますけれども、この統合会見自身はですね、皆さんにご協力を頂いてやってきて本当に良かったというふうに思っています、今日こうして来ておられる方はおそらくかなり粘り強くずっと出ていただいた皆さんだという風に思いますので、最後に、本当にこれは心より感謝を申し上げたいというふうに思います。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

〔食品モニタリングについての質問〕

○NHK石川

Q：NHKの石川と言います。厚生労働省の方に一つは確認で、そうしますと先ほどの答え方しますと暫定基準と言うのは食品安全委員会の決定を経てないということでの暫定基準であって、出来る限り速やかに正式な基準値を定めると言う事で理解で宜しいのかと言う事とですね、お答えの中にもあったと思いますけども、生涯で100ミリシーベルトと言う内部外部比は併せてですね、となるとかなり今のよりも厳しくしなければならないと思いますが、それもそう言う理解で宜しいのかと言うことと、今後何時ごろ暫定ではなくて正式な基準値が定められるのかと言うことこれを厚生労働省の方にお聞きしたいと思っております。

それから、農林水産省の雨宮さんにお聞きしたいんですけども、わが社の方にも消費者の方から質問が来まして、特に牛乳についての質問が多いんですけども、今確か牛乳については原乳の集積場ですか、そこを調査して基準値を上回ってないということ各メーカーに運ばれるとそれで安全が担保されると言う風に理解していますけれども、消費者の方からメーカーでも検査して欲しいとか、実際に小売に回される前にも検査して欲しいと言う声も寄せられてくるんですが、農林水産省としてはそう言う声に対してはどの様にお答えになりますでしょうか。それから各メーカーに聞きましても原乳の安全は担保されてるからそれぞれのメーカーでは検査するつもりはないと言う答えが一般的な様でございますけれども、農林水産省としてはメーカーに対してそう言う検査は必要ないと言う様な指示を出していると言う様な事はありますか。

A：(厚労省) 厚生労働省の方からですけども、まず、暫定の意味はご質問のとおりで理解して頂ければ結構でございます。正式な規制値ではない、評価を受けた、法律に基づく手続きを言えば、先ほど説明したように食品安全基本法に基づいて食品安全委員会の評価を受けて、それに基づいて厚労省で規

制値を定めるというのが手続きです。それを踏まえてない、例えば残留農薬等でも暫定規定値という形で今作っているものがございしますが、同じ並びで理解して頂ければと思います。それから厳しくなるのか、時期はということではでございますけれども、最終的にパブリックコメントを受けた報告書が出ていません。パブリックコメントにかけた報告書では生涯 100 ミリシーベルト、それは食品安全委員会の報告自体は食品からのという感じになってますけれども、質疑等で外部被爆を含めた線量として捕らえることが可能というような発言もありますので、その辺のような形で最終的な報告書で整理されてくるのか、もし外部被爆を含めてということになれば、これは厚労省だけでは中々判断できないことになりますので、関係省庁と協議する、どういう場が良いのか、原子力災害対策本部が良いのか、それから先週内閣官房に放射性物質汚染対策室というのが立ち上がりまして、そういう所で協議するのが良いのか、その辺まだどういう手続きでやって行くのかわかりませんが、そういう協議も踏まえて考えていく、どの位を食品として考えていいのかということを考えていかなければいけないので、今の時点でどう厳しくなるのかについては、まだ申し上げられない、ただ、食品安全委員会も報告発表の際に当面今の暫定規定値を維持しても差し支えないようなことをワーキンググループの座長なんかも言っておりますので、どういう風にするか最終的な報告書を受けて検討して行きたい、また時期も報告書が何時出るとか 9 月中に出るのではないかと期待しておりますけれども、それもまだ不確定ですので、出来るだけ早くやりたいと思っておりますけれども、何時というふうには明言できないというように思っております。

Q：暫定基準値の関係なんですけれども、諸外国、例えばウクライナやベラルーシーの方を調べているとかなり日本よりも厳しくなっているという事実はある訳ですが、この日本としても食の安全ということを考えてとむしろ厳しくしといた方が消費者にとっても、あるいは生産者にとっても、風評被害というような物を少なくするのではないかと、逆に厳しくした方がですね。という感じはするんですが、そういう点についてはどうでしょうか。

A：（厚労省）放射能の規制値は少なければ少ない程良いのかも知れないですけれども、安心だけで不必要に厳しくする必要はない、もちろん、安心も考えなければならぬが、まず、衛生規制ですので、まず最初に安全がベースにあって数字を考えて、この数字でどういう意味なのかというのはしっかりリスクコミュニケーションして行く必要があるものというふうに思っております。その各国の規制値との横並びで言えばそれぞれの国の食糧供給事情とか生産事情とかも色々ございまして、そういうのも踏まえてわが国の食品の消費、食料等を踏まえてしっかり検討して行きたいと思っております。

すけれども。

A：（農水省）生乳関係ではございますけれども、生乳の検査につきましては厚生労働省さんをご相談をさせて頂いて、原子力災害対策本部の方で検査の仕方と言うのが決まっております。そう言う中で牛乳と言うのは農家さんが絞った物を集積場の方にクーラーステーションと呼んでおりますけれども、集積場の方に持って行く、あるいはタンクローリーで集めてそこに持って行くと言う、そこからメーカーさんの方に出荷されて製品になるという事で一番農家さんとメーカーとの接点なんて言いますか、非常に効率の良い検査が出来ると言う事で現在、そう言う形になっていると云うことでございます。その所でしっかり安全を担保して行くと言うことが最も効率的と言う風に考えている所でございます。

Q：それは良く分かるんですけども、消費者とか色々質問来るのを見てますと、それだけでは安心できないと言う声もありまして、つまりそれは一箇所です安全を担保すると、確かに効率的と言う事だったんですけども、それをもう二つの消費、生産者から消費者に届くまで、今は一箇所の検査が安全の担保と言う事の様でございますけれども、それをもう一箇所増やす考え方は出来ないものでしょうか。

A：（農水省）色々食品につきましてもご覧の様にモニタリングの品目数とか件数は増えてるわけでございますけども、そういう中で検査能力、都道府県が持つ検査器、民間の検査器、こういうものをフル稼働して今現在モニタリングが行われておりますので、今のところはこのやり方が精一杯ではないかというふうに思っているところでございます。

Q：それはメーカー自身が自主的にやるとしてもそういうことでしょうか。あともう1点、メーカーが自主的にやる分についてはそれは農水省としても歓迎するということでしょうか。

A：（農水省）色々消費者の方のご不安に答えるために色々な段階で検査をしたいという声もありまして、実際に検査機器を購入して検査を進められていらっしゃる企業さんもいらっしゃるわけでございますけども、我々としてはできるだけ満遍なく主要な食品につきましてモニタリングをして消費者の皆さんに安全なものだけが届けられるような体制を作りたいと思っておりますので、まずはそのところをしっかりと進めていきたいと思っております。

Q：最後に1点だけ確認ですけど、特にメーカーに対してそういうことはするなというような指示は出してないという理解でよろしいですね。

A：（農水省）ちょっと担当課がおりませんので、そのところは正確に把握はしておりませんが、基本的なスタンスはメーカーさんがやるのを妨げ

るということではないという風に思っております。

○フリー木野

Q：フリーの木野ですけれども。今の最後の質問の関連で、今担当課に確認しないと正確に把握してないがという話がありましたが、そうすると可能性としてはそういった検査をしないようにという指示を出した可能性ということも残っているということですか。

A：（農水省）まず考えられないと思います。申し訳ありません。

Q：わかりました。後でちょっとまとめます。先ほどそれぞれの国でそれぞれの事情があるというお話があったのですが、そうするとたとえば日本でその諸外国に比べて緩い基準を作る事情というのがどういうものなのかというのを説明いただければと思います。それから基準を緩くするのは色々な事情であるとは思いますが、一方で基準を厳しくすることでそういった厳しいほうに揃える努力をしている企業努力というものもあるとは思いますが、そういった企業努力が基準が緩いことで無になってしまうような可能性もあるようにも思うのですが、その辺のバランスというのはどう考えていらっしゃるでしょうか。というのと、実際に安心と安全というのがあるとは思いますが、現状基準暫定という形を続け、暫定の後に正式な基準がどういった数字になるかということもまだ見えてませんが、その数字が緩くなることで、とりあえずは消費者にある程度の被ばくを覚悟してくれというような状況にもなってしまうようにも思うのですがその辺の認識というのはいかがでしょうか。それからこういった全数検査がどこまでできるかというのはあるとは思いますが、消費者の中には現状色々な添加物もそうですけれども、表示がきちんとされているので、きちんと全数検査をしてきちんと表示ができて選べるようにというようなことができるようにという声もあると思うんですけれども、こういった点というのは検討されていないのでしょうか。以上お願いします。

A：（厚労省）日本の基準値を外国と比べて緩くする理由は特にないと思っております。先ほどの説明が悪かったのかもしれませんが、ベラルーシとか一部の国の規制値の一番厳しいところを拾ってくるという考え方ではなくて、わが国の食品の喫食量、それから放射線の換算係数ですか、内部被ばくをいくつに抑えるべきか、そういうことからきちんと検討していきたいというふうに思っておりますので、特に日本を緩くするつもりは考えていません。それから企業努力は今の暫定規制値を目指して企業さんはされてるでしょうけれども、その際に上乘せしてやってることについて、それを別に水を差すつも

りもございませんし、企業努力で上乘せでやっていくことについては全然問題ないというように厚生労働省としては思っております。農林水産省も多分その通りだと思えますけども。それから表示のことをお尋ねにありましたけども、食品衛生法に基づく表示については消費者庁のほうができ、全面的に向こうに業務が移管されておりますので、そういう今日御意見が出たということは消費者庁の担当課のほうには伝えていきたいと思えます。

Q：わかりました。すいません、特にその日本で緩くする理由はないというのであれば、ある程度もう少し厳しくするという見方、考え方もあるのではないかと思うのですけれども、現状 500 というのがたとえば諸外国に比べても桁が違っていたりというようなことを考えると、消費者からすると何故そんなに緩いのかという不安が出てくると思うんですね。こうしたものがそのままになることで、そういった風評被害ではないですけれども、食品に対する不安感も増すと思うのですけれども、そう考えるとある程度諸外国とのレベルを合わせるというのも考え方としてはあると思うのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

A：（厚労省）コーデックスのセシウムの規制値は 1,000Bq/kg、EU の規制値が一般食品で 1,250Bq/kg、米国は 1,200 Bq/kg という数字になっておりますので、日本の今 200、500 というのは数字的には厳しい数字側というか、特に日本が緩いという理解ではないのかなと。先ほどご説明させていただきましたように、原安委の指標値の設定の仕方が 5 ミリシーベルトを各食品カテゴリーに 1 ミリシーベルトずつ割り振って、成人、幼児、乳児で一番厳しい数字になったものをベースに定めいるという形になってます。そういう考え方がいいのか、それからたとえばコーデックス、米国なんかは食品カテゴリーを作らずに一律で規制値を作ってますのでそういうほうがいいのかとか、そういった色々まだ検討する余地はあると思ってまして、何ミリシーベルトベースで作るべきだというのが決まれば、すぐになるべく早くできるように考え方の整理は薬事・食品衛生審議会の中で検討は進めておりまして、7月12日に行った放射線物質対策部会の中で一部そういう課題、検討のつめ方を公表させていただいてますけども、なるべく早く正式なものにしたいと、正式な規制値の案を作っていきたいというふうに思っています。

Q：すいません、ちょっと確認なんですけど薬事・食品衛生審議会のほうでは、先ほどもちょっとお話が出ましたが、外部被ばくとの組み合わせというのは検討されているのでしょうか。これはまた別のところでこれからということになるのでしょうか。

A：（厚労省）薬事・食品衛生審議会は食品の規制値の検討ですので、内部被ばくだけを議論する場所ですので、外部被ばくとの兼ね合いをどのぐらいにす

るかというのは薬事・食品衛生審議会ではちょっと議論するのは難しいというふうにあります。

A：（政務官）私のほうからお答えをさせていただきます。木野さんからは何度かモニタリング調整会議のお話をいただきました。あくまでもモニタリング調整会議はそれぞれの各省がやっているそのデータを突き合わせて、そしてそこで情報を共有するという話をさせていただいて、そしてまたどういう方向性を持って行うかというのをいわば調整する会議体であるということでございますので、この場でその数値の詳細な検討であるとか、どういった考え方に基づいて何をどういう形で抑えていくのかということの検討というものはしておりません。したがって、おそらく今後いわば食品安全委員会から出てくる考え方に基づいて、そしてそれに基づいて各省がたとえば食品であったら厚生労働省というような形でそれぞれのものに合わせて規制値というのが今後考えていただくようになるのかなという風には思います。そしてそれを用いておそらく内部と外部というものは、最終的には原災本部で取りまとめをすることになるのかどうかでありますけれども、それはちょっと私の権限で申し上げるわけにはいきませんので、最終的にどこで判断をしていくかというのは今後の政府の課題ではないかなという風には思います。

○NPJ日隅

Q：NPJの日隅ですけど、ちょっと遅れてきたので確認ですけども、この暫定の規制値ってのは実効線量が5ミリシーベルト毎年というのが最大に取りうるということを前提に出されているものということで良いんでしょうか。

A：（厚労省）セシウムについてはその通りでございます。ヨウ素については等価線量で50ミリですから、実効線量で2ミリシーベルトということになります。

Q：その場合の実際の被害として想定されている全国民に対するがんで亡くなる人の数というのはどれぐらいと想定されてるんですか。

A：（厚労省）すいません、この飲食物摂取制限の指標値を準用して規制値にしてますけども、原子力安全委員会で作る時にどういった議論があったのか今手元にありません。

Q：つまりそれがあってこそこれで許容できるかどうかということじゃないんですか。どういう被害が想定されるかということも検討しないで、ここまでいいなんてそんな話はないんじゃないですかね。これを今聞いて。はい。

A：（原安委）原子力安全委員会ですけども、ご質問の趣旨はセシウムの場合ですと最大年間5mSvということで、この暫定、安全委員会の場合は介入の指標

値として出しておりますけども、そういった線量を被ばくした場合にがんの死亡者がどれだけ出るかというご質問だという風に受け止めましたけども、アースケアの報告などでそういった非常に低い線量についてそれを浴びた場合のがん死者数が何人になるという言い方をするのは適切ではないという風に言われております。

Q：それは適切ではないというのは医療の問題があるから、医療時に浴びる被ばくの問題もあるからそうだろうと思いますけども、基本的に閾値のない形で防護は考えるべきであるということが前提でそのような数値は、それはあまり表に出すとそれは医療的な措置についても取らなくなるような人が増えちゃうからそれはちょっと良くないということだと思んですが、少なくとも政府として検討する際にはどういう数字があるかということを検討しておかないと、実際に国民に対してどんな被害が起きるかということも検討しないのですよ、基準値を決めるなんていうのはちょっと理解できないんですけども。内部でやってるけども出せないということなんでしょうか。それとも内部でもやってないということなんでしょうか。

A：（原安委）安全委員会の立場から申しますと、こういった低い線量を被ばくした場合にがんの死者が何人になるかということ自体が適切ではないと、これがアースケアの報告なんなりで言われてることです。

Q：ですから、それは正しいですか。

A：（原安委）それはいわゆる低線量域での閾値なし、比例関係を想定した上でそういったことをアースケアの報告、あるいはICRPでも確か言ったと思いますけどもそういう風になってます。

Q：想定した上でってのは、想定した上でちょっと次回までにその部分は確認しておきますけども、その分についてはきちんとお答えいただきたいと思えます。つまりいかに、本来は1ミリシーベルトまでちゃんと閾値なしで考えるべきだというのがICRPなりの考え方であるはずですよ。まあ、いいです。後でまた検討します。

○回答する記者団佐藤

Q：よろしくお願ひします。回答する記者団の佐藤です。細野大臣いらっしゃる時に質問させていただいたうちの3つ目がまだ回答いただいておりますので、これについてよろしくお願ひします。質問内容と言いますと、牛肉中のセシウムのスクリーニングで、基準値よりも低いと言えない検体が出た時にそれを再検査に回す理由が何故ということですよ。よろしくお願ひします。

A：（厚労省）厚生労働省でございますが、検査法のことにつきましてのご質問

ですので私のほうからお答えさせていただきます。7月29日にご指摘の通り牛肉中の放射性物質のスクリーニング検査法につきまして通知をいたしたところでございます。これはゲルマニウム半導体検出器の場合ですとどうしても検査機器は高額でございます。それから検査時間がかかりかかるということで、多量の検体を回すことができないということで、何とかこれに代わる方法はないかということで、スクリーニング法の技術的要件について検討の上通知をしたという経緯でございます。例えばNaIシンチレーションカウンター等がこれに該当するかと思いますが、こういった簡易計測機器では基本的に核種の同定がきちっとできないということがございます。セシウムの134と137の合計で500ベクレルということが暫定的な基準値になっているわけですが、それを最終的にきちっとした数字で確定するためにはやはりゲルマニウム半導体検出器に頼らざるを得ないと、しかしながらある程度の量と言いますか、核種の同定はできないけれどもある程度のスクリーニングはできるだろうということで、そういった方法を使ってもよろしいということにしたわけでございます。ただし、その検出された値が250ベクレルを超えるようなものについては、ゲルマニウム半導体検出器で精密に検査をすると500近くいくあるいは500を超える可能性も考慮し、そういったものについてはきちっとゲルマニウム半導体検出器で確認の上、物の処分をしていただきたいと、それ以下であればスクリーニングで判別することは可能だろうと、そういう趣旨でございます。

Q：そのコストですとか時間的な部分と検討、バランスと言いますか、どちらを優先するかということでもいいんでしょうか。

A：（厚労省）そういうご理解で結構だと思います。

[厚労省・農水省退席]

<環境モニタリングについて>

○東京電力から

東京電力の松本でございます。それでは環境モニタリング関係につきまして2件ご報告させていただきます。1件目は空気中の放射性物質の濃度でございます。資料のタイトルを申し上げますと、「福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について」ということで、第百五十七報でございます。こちらは1枚目の裏面をご確認ください。西門のところと第二原子力発電所のモニタリングポストの1番のところ、空気中のダストをサ

ンプリングいたしております。昨日の測定結果はいずれの地点でもND。検出限界未満という状況でございます。経時変化の状況につきましては、2枚目のところにグラフ化しておりますのでそちらをご確認ください。続きまして海水の状況です。資料のタイトル申し上げますと福島第一原子力発電所付近における海水中の放射性物質の各種分析の結果についてということで、第159報でございます。こちらは2号機3号機の取水口付近で高濃度の汚染水が漏出したという観点から毎日取水口付近の海水を分析しております。こちらは発電所の沿岸部4箇所と沖合の各地点におきます分析結果でございます。ページをめくっていただきまして、2枚目のところに表裏のところに昨日の測定結果を記載させていただきました。いずれの測定地点でもND。検出限界未満という状況でございます。3ページ目から各地点での測定結果をグラフ化しておりますので、経時変化につきましてはそちらをご確認下さい。東京電力からは以上でございます。

○文部科学省

文部科学省の科学技術学術政策局次長の渡辺でございます。今まで文部科学省から、この場です、ご説明を担当させていただいておりました坪井裕は、先週人事異動で、原子力安全庁を開設準備という担当になりましたので、次回からは、同じ文部科学省の審議官の伊藤洋一が、今回このような記者会見でご説明をさせていただきます。ちょっとその人事の変わり目ということで、本日は、私、渡辺がご説明をします。伊藤審議官は来ておりますが、ちょっと今日は時間の都合で途中で退席しますので、私、本日は、渡辺の方からご説明を申し上げたいと思います。まず皆様に資料がいつてるかと思いますが、文部科学省関係、環境モニタリングの結果についてということで、まず全国的な調査ということで、まず都道府県別の環境放射の水準調査、空間線量率、それから定時降下物、それから上水の結果についてお配りしてございますが、特段異常な値は出ておりません。それから東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺の調査ということで、空間線量率、あるいはですね、ダストサンプリング環境資料土壌モニタリング、それから福島県におけるそのモニタリングの結果、それから積算線量の結果などについてございますが、特段の異常な値は出ておらないところでございます。一言申し上げるのはですね、最後に、資料でいいますとページの63ページになりますが、福島県の学校等の調査、56の学校、幼稚園等における調査でございますが、1つの児童館を除きまして55の学校等におきましては、校庭、園庭等の線量率は $1\mu\text{Sv/h}$ を下回っているということでございます。これは以前からこういう結果出ておりましたが、今回、先週8月25日時点での調査でございますが、それでも下回っているということで

ざいます。それで関連致しまして、その他と致しまして、ページ 65 からですね、先週金曜日 8 月 26 日に、開かれました原子力災害対策本部におきまして、除染に関する緊急実施基本方針というのが定められた訳でございますが、その中のですね、市町村による除染実施ガイドラインというのがございまして、その中ですね、既に現状先ほども申し上げましたように、学校等においては、1 時間あたり $1 \mu\text{Sv}$ という値を下回っているという現状に鑑みまして、4 月 19 日に原子力災害対策本部で示されました 1 時間あたり $3.8 \mu\text{Sv}$ 以上の空間線量率が測定された学校については当面校庭、園庭での活動を 1 日あたり 1 時間程度にするなど学校内外での屋外活動をなるべく制限するという 4 月 19 日時点でのですね、暫定的考え方、これはあの当面夏休み終了までの暫定的な考え方ということであった訳ですが、これについては既に役割を終えたという事が示された訳でございます。これを受けまして同日 8 月 26 日、先週金曜日でございますが、文部科学省から福島県のもので、教育関係のところに対しまして、この原子力災害対策本部の考え方を受けまして、先ほど申しましたような 4 月 19 日の時点で原子力災害対策本部での暫定的考え方に基づきまして、文部科学省としても福島県等の教育関係機関に校庭、園庭での活動制限を図る毎時 $3.8 \mu\text{Sv}$ 以上の線量率のところについては、屋外活動をなるべく制限するようという通知を出していたところでございますが、それに対しまして、このまさに原対本部が示しましたようにその 4 月 19 日のですね、暫定的考え方は役割を終えたという通知を改めて出したところでございます。それで、この 8 月 26 日、先週金曜日のその文部科学省の新たな通知におきましては、もう 1 つ学校において児童生徒等が受ける線量については、原則年間 1mSv 以下とすると。これは内部被ばく、外部被ばく合わせてでございますが。学校における線量を年間原則 1mSv とするというのと、これを達成するためにですね、校庭、園庭の空間線量率については児童生徒等の行動パターンを考慮して毎時 $1 \mu\text{Sv}$ 未満を目安とするということを通知の中に盛り込んだ訳でございます。なお、これにつきましては、 $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ というのがこれを超える事があっても屋外活動を制限するというものではありませんので、ちょっと先ほど 4 月 19 日にありました $3.8 \mu\text{Sv}/\text{h}$ に変わるというものではないということをご理解いただければということになります。ただ、 $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 、毎時 $1 \mu\text{Sv}$ を超えるという場合はですね、除染等の速やかな対策が望ましいということもその通知の中で書いてあるところでございます。また更にですね、出来るだけ児童生徒等が受ける線量を低くするべきという考え方に基づきまして、学校において、学校等において局所的に線量が高いところを把握し、きちんと除染するということが大事だということもこの通知に書いてございまして、文部科学省におきましてもですね、学校等において局所的に高い場所を把握するための測定方法を記

載しました学校等における放射線測定の手引きというものをですね、公表することにしたというところでございます。なお先週金曜日8月26日の通知に合わせまして、参考としてですね、通知自体とは違うんですがホームページの方に載せておる訳でございますが、学校において受ける線量の計算方法という簡単な計算のやり方を示してございまして、例えば校庭で毎時何 μSv あるいは学校の中で毎時何 μSv であって校庭園庭に何時間一日何時間いて、学校生活が年間何日あると。あるいはお休みの時間もある訳ですので、お休みの時にはどの程度の線量があると。あるいはそもそも先ほど申しました原則学校で 1mSv というような 1mSv 未満というような話は全てそのいわゆる自然放射線に加えて上乗せして追加的に受けるものでございますので、自然放射線をいわゆる控除といいいますか、差し引くという考え方を示すと共に、それから先ほど言いました色々考えているのは内部被ばく、外部被ばく合わせてでございますので、内部被ばくがですね、何パーセント位あるということであればですね、こうやって計算することができるというような簡単な計算式を示しているところでございます。1つの例としてですね、例えば校庭が $1.0\mu\text{Sv/h}$ であり、校舎の中で $0.2\mu\text{Sv/h}$ である、これ資料にありますので、もし必要があればご覧いただければと思っておりますが、例えば学校に200日いるという仮定であればそういう色々仮定をおいて計算すれば学校において児童生徒等が受ける線量は年間 0.534mSv になるという1つの試算を示しているところでございます。なお、皆様にお配りしている資料の後ろの方にですね、色々議論する過程で、文部科学省において、色々放射線部門に関する専門家、あるいは児童の心身の健康に関する専門家、或いは教育に関する専門家の皆さんからですね、幅広くヒアリングを行っておりまして、逐次の議事録等は、ホームページに既に出ておるところでございますが、それらを纏めたものをですね、ホームページに載せております。今日もお配りした資料の最後に書いてございますので、ご一読いただければご参考にさせていただけると思っております。以上が環境モニタリングの結果でございます。それから、前回の8月25日の会見の時にひとつ宿題といいますが、確認すると言っていた事がございまして、それを申し上げますと、平成14年にですね、原子力安全性研究の現状という資料があるのですが、その中で原子力研究開発機構が実施した防護対策最適化システムと公衆健康影響評価は、今回の事故で使われるべきだったと思うが、確認していただきたいということだったんですが、これらの今申し上げましたJAEA、原子力研究開発機構が実施した防護対策最適化システム、或いは公衆健康影響評価、これは平成14年頃に行われたものでございますが、これらにつきましては文部科学省の行政の中でですね、所謂防災計画であるとか、その防災対策について検討する為に役立ててきたわけでございますが、今回の3月11日の東京電力福島第一原子力発

電所の事故への対応について特にこれらの資料を特段何か使ったということはありません、ということをご報告させていただきます。以上でございます。

○原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤でございます。私からは、環境モニタリング結果の評価についてという8月29日付けの原子力安全委員会の紙、裏表にコピーしております一枚紙でありますけれども、それと参考といたしまして、1枚目が福島県の地図になってございます資料、これを用いて説明いたします。資料の1の空間放射線量、それから2の空気中の放射性物質濃度については、特に大きな変化はございません。それから、資料の4の環境資料であります、裏面にいっていただきますと、海水中のセシウム、或いは海中土からのセシウムの検出結果が出ております。参考資料でいいますと、20ページから23ページが海水中のセシウムの濃度でありまして、これにつきましては、今回のとれたサンプルでは全て検出限界値未満であったということでありまして、それから、24ページには、海底土からのセシウムの検出結果が出てございまして、この図示されておりますようなポイントで数十ベクレル、或いは数百 Bq/kg オーダーのセシウムが検出されているというところでありまして、それから、5の全国の放射能水準調査でありますけれども、上水については全てのところで検出限界未満という状況でありまして、こちらも特段大きな変化はないという状況であります。それから、冒頭の政務官からのお答えにつきまして、若干追加情報を提供させていただきたいと思っております。政務官のほうから低線量被ばくや、放射性物質の食物摂取などの影響の動物実験を伴うような研究が国内で行われているかということの中で、原子力安全委員会では、原子力の重点安全研究の中で、低線量放射線の健康影響に関する研究を支援しているということがございました。これにつきましては、平成22年度から提案公募方式によりまして、2件のテーマを採択いたしまして、低線量、或いは低線量率の放射線の生物影響に関する研究を2本実施しております。予算額は2本合わせまして、だいたい年間約五千万程度というところがございます。また、この研究支援の一環といたしまして、国内での低線量放射線影響の研究機関について、動物、或いはバイオ細胞に低線量、まあ低線量といたしましても10ミリグレイから数グレイで、集積線量として10ミリグレイから数グレイのオーダー、或いは低線量率の放射線の照射、これも率にいたしますと1 mGy/h未満程度でありますけれども、そういった外部からの照射を実験を行える国内の研究機関としてどんなものがあるかというのを調べました。これは、そういった施設を持っているということでありまして、実際それが使われているかはまたそれぞれのところの問題でありますけれども、そういった設備を持っているところといたしましては、まず

北からいきますと、北からといいますか、まず財団環境科学技術研究所、これは青森県六ヶ所村にございます。それから、京都大学の放射線生物研究センター、独立行政法人放射線学総合研究所、財団法人電力中央研究所の放射線安全研究センター、それから、広島大学の原爆放射線医科学研究所、こういったところではそういった低線量、あるいは低線量率放射線の照射実験を行える設備があるということでございます。私からは以上でございます。

<プラント状況について>

○東京電力

東京電力からプラントの状況についてご説明させていただきます。まず、福島第一原子力発電所の状況ということで、A4縦の一枚もの裏表の資料をご確認ください。タービン建屋地下の溜まり水の処理でございますけれども、水処理装置、セシウム吸着塔、それから除線装置、第二セシウム吸着装置につきましては、本日連続運転を継続いたしております。ここに書いてございます通り、本日は7時からフィルターの交換のため、淡水化装置の1Bが停止いたしております。1Aと2のほうは運転を継続いたしております。それから、トレンチ立坑、各建屋の溜まり水の移送、それから、トレンチ立坑タービン建屋の状況につきましては、本日午前7時の状況でございますので、会見終了時までには本日の最新値をお届けしたいというふうに思っております。裏面のほうに参ります。放射性物質のモニタリングの状況につきましては、先程ご説明したとおりです。使用済み燃料プールの冷却、それから原子炉圧力容器への注入、原子炉の状況につきましては、この表の通りです。その他の項目でございますが、遠隔操作によります瓦礫の撤去等、本日の作業実績につきましては、こちら本日の会見終了時に皆さまにお届けしたいと思っております。それから、午前中ご紹介させていただきました、2号機のサンプリングでございますが、一番下のポツにございます通り、10時35分から13時20分にかけて、2号機の原子力建屋の開口部、東面にございますブローアウトパネルの外側になりますが、そこでダストのサンプリングを行っております。作業関係につきましては以上でございますが、海水型循環浄化装置に関しましては、週末のメンテナンスを終えまして、本日9時30分から運転を再開いたしましたが、9時45分頃、海水を取り入れた直後にございますフィルターの部分から、溶接部分のピンホールがございまして、そこから滲み程度の海水が漏れているということが分かりましたので、運転の開始を延期いたしております。現在修理、もしくは原因の

調査等を行っております。作業関係につきましては以上でございます。モニタリングの状況につきましてご説明させていただきます。まず、取水口の状況です。資料のタイトル申し上げますと、「福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物質の核種分析の結果について」ということで、8月28日採取分でございます。こちらは2号機と3号機の取水口付近で高濃度の汚染水が漏出した観点から、毎日サンプリングを行っております。1枚目の裏面からになりますが、各点の測定結果を記載しております。3枚目から経時変化をグラフ化しておりますけれども、大きな上昇等は見られませんので、高濃度の汚染水が海水中に漏出していないというふうに判断いたしております。それから、A4横の資料でございます。集中廃棄物処理施設周辺のサブドレン水の核種分析の結果でございます。A4横の表の形式になっております。8月28日のサンプリング結果でございますけれども、大きな変動等ございませんので、こちらも集中廃棄物処理施設周辺施設に溜まっております高濃度の汚染水が地下水側に漏出していないというふうに判断いたしております。それから、体調不良の方が1名発生いたしましたので、こちらをご紹介させていただきます。場所は福島第二原子力発電所の4号機になります。4号機の海水熱交換器建屋におきまして仮設ケーブルのルート変更作業を行っていた作業員の方1名が本日の10時50分ごろ体調不良を訴えられまして熱中症が疑われましたので点滴治療を発電所内で行ったうえで11時26分にJビレッジの方へ移送いたしました。その後Jビレッジの方でも熱中症の疑いがあるという事で11時58分にJビレッジからいわき市の総合いわき共立病院の方へ救急車で搬送いたしました。12時38分から治療を受けております。治療の結果熱中症と診断をされておりました点滴の治療を受けたということでございます。患者の方は20歳代の男性でございます。なお本日福島第2での熱中症は地震発生以降2件目ということになります。東京電力からは以上でございます。

保安院から宿題回答

原子力安全保安院の森山でございます。前回ご質問いただきました、SPEED I、それからERSSの関係でご回答と申し上げます。前回ご質問いただきましたのはSPEED Iが震災当日に使われて提出されているけれど、誰から誰に渡したのか電子媒体ということだけでも、どういうものなのかというご質問であったと記憶しております。それで、SPEED Iの試算結果でございますが3月12日の午前1時35分頃に保安院の緊急時対応センター総括班から官邸のオペレーションルームにいる保安院のリエゾンに送付されて、その後オペレーションルーム内に共有されておりますが、送信者と受信者の個人の特定はできておりません。現在もまだできておりません。それから送付の方法でご

ざいますが、試算結果をスキャナーで読み取って、これが電子媒体ということ
でございますが、それを保安院と官邸のオペレーションルームをつなぐ専用の
端末で送付をしているということでございます。以上がSPEEDIについて
でございます。それからERSSでございますがERSSプラント解析システ
ムでございますが、これは1号機、2号機、3号機ですこし状況が違っており
ます。まず最初に解析をいたしましたのは2号機でございますが、2号機につ
きましては3月11日の22時ごろと翌12日の0時過ぎに官邸危機管理センター
にいる保安院のリエゾンに送付されております。送付されておりますが、先ほ
どのSPEEDIと同様でございますが送信者受信者の個人の特定はできてお
りません。それからこの11日の22時頃に送信された内容につきましては官邸
ホームページのとりまとめ報に掲載されております。それから1号機ござい
ますが、1号機につきましては12日に解析はしておりますけれども、その結果は
SPEEDIに入力をしておりましてそのSPEEDIの結果は後日公表をし
ておりますが1号機についてはその結果については、進展の予測については送
付されていない、送付された事実は確認できていないということございま
す。それから3号機にでございますが、3号機につきましては13日の8時ごろ、3
月13日の8時ごろにやはり官邸危機管理センターにおります保安院のリエゾ
ンに送付されてオペレーションルーム内に共有されたというところまではわか
っておりますが、その個人の特定はできておりません。それから、別途これらの
ERSSに関します解析結果の公表公開に付きましてのご質問がございました
が、先ほど申し上げましたように11日の22時頃に送付送信した内容につ
きましては官邸のホームページに公開されております。それ以外のものにつ
きましては国会からの求めに応じた情報公開請求に応じて公開しているとい
う状況でございます。以上がSPEEDIとERSSでございます。それから、本日
朝の保安院での会見の際にご質問いただいて夕方この場で回答してほしい
という案件が1件ございましたのでご回答いたします。それは3月7日、今年
の3月7日に東京電力から説明を受けた津波の評価に関して貞観の津波のモ
デルは佐竹他2008年でしょうか2010年でしょうかというご質問でした。東
京電力から入手した、3月7日に報告を受けた資料には佐竹他2008、もう
ひとつは行谷他2010とございます。その具体的な論文まではその際には説
明を受けていないということございました。繰り返しますと佐竹他2008
行谷他2010というものの記述はその資料にあったということございま
す。それから最後ですけれども午前中の私の保安院の会見の中で1点不正
確なことを申し上げたのでこの場で訂正させていただきます。IAEA報
告書の中に書いてあります放射性物質の放出量の試算値の中でネプチ
ニウム239が 7.6×10^{13} 乗というふうになっております。これに
対してご質問はネプツニウム239はベータ崩壊でプルト

ニウム 239 に変わりますと申し上げた際にネプツニウム 239 が 13 乗オーダーであればおおよそストロンチウム 90 これは 1.4×10 の 14 乗でございますけれども同じくらいですねというご質問があってプルトニウムが実際それくらいあるんですねというご質問があって私はそうですというお答えを確かしたと思いたすけれど、これは正しくは放射エネルギーという観点からは正確ではございませんでした。ネプツニウム 239 は半減期が 2.35 日でプルトニウム 239 に変わります。プルトニウム 239 は半減期が約 24,000 年ですので、そのプルトニウムに変わるといわれるベクレル数としては何桁も小さくなります。今どれくらいの数字かは、計算には至っておりませんが、従ってこの放出量の試算値ではプルトニウム 239 は 3.2×10 の 9 乗の数字でございますが、それに比べて大きくなるということはないと思いたすけれども、今具体的な、時間に応じてネプツニウム 239 がプルトニウム 239 に変わっていきますので、どの時点で評価するかということにもよりますが、ストロンチウム 90、 1.4×10 の 14 乗位ですねというご質問に対してはネプツニウム 239 は概ねそうですけれども、プルトニウム 239 についてはそれは正しい説明ではございませんでしたので、この場で訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。私の説明は以上でございます。

<質疑応答>

○アエラ編集部 大鹿

Q：A E R A 編集部の大鹿と言います。保安院の森山さんに何点か質問します。

まず、官邸リエゾンと言うのはこれは木村課長でしょうか。

A：（保安院）保安院のリエゾンは何人もおりましたので、特定できていません。

Q：何人くらいいたんですか。

A：（保安院）正確な人数は今承知しておりません。

Q：その送った人と受け取った人がわからないという事ですが、私は取材の過程です、官邸の貞森秘書官から保安院の方に連絡があって、保安院の課長が出力を指示したという話を耳にしています。課長の名前を企画調整課の片山啓という課長なんです、私の取材でもその程度の事はわかるので、送った人と受け取った人、そんなに保安院の人数はいない、そんなに何千人っているわけではなくてですね。わからないと言うのはどういう事なんです。何か隠しているんじゃないんですか。

A：（保安院）そういう事はございません。実際に確認と言いますか、いた者に

聴取をしてもですね、私が聴取したわけではございませんけれども、聴取をしてもわからないと。何を誰に渡したかわからないという事でございました。ただし、本件については確かにオペレーションルームに居られた内閣官房の職員の方が、官邸にいた保安院から紙で受け取ったといった事をおっしゃっておられるようですけど、保安院の誰がそれをアウトプットして、誰に渡したかというところは確認が取れないという状況でございます。

Q：それと、スキャナに読み取って送ったと。つまりこれはメールに添付したという事なんですか。

A：（保安院）いえ。専用の端末がありまして、そのホルダーに入れると読めると、というような物というふうに聞いております。

Q：これは1時35分に送ったもの、1個だけしか読めないんですか。官邸では。つまり、保安院は四十数回初動段階でシミュレーションを行っているわけですね。その四十数回分は官邸で見られたかどうかを知りたいんですが、私は。

A：（保安院）まず官邸のオペレーションルームで共有された事が確認出来る予測図はこの1パターンだけです。

Q：じゃあ官邸で見れたのはこの午前1時35分の2号機ですね、確か。

A：（保安院）共有されたのはそれだけです。それとですね、その保安院が試算した予測図で、電子媒体として送ったものはこの他に1パターンありますけど、この予測図が官邸内で共有された記録はございません。今、電子媒体化して送ったというふうに確認が取れているものは2パターンでございまして、そのうちの1パターンは共有された事が確認を取れてますけども、もう一つは共有された事が確認されておられません。

Q：森山さん、要するに二つのパターンを官邸に送ったけど、1個は見られた事は確かだということですか。

A：（保安院）リエゾンに送付しているという事、電子媒体で送付しているという事はわかっておりますけど、共有されたかどうかというところは、1パターンしか確認されていないという事です。

Q：それが午前1時32分の事ですね。もう1個のパターンと言うのは何時のやつですか。3時のやつですか、午前3時五十何分のやつですか。

A：（保安院）時間ですか。 すいません、ちょっと時間は確認してみないとわかりません。申し上げございません。ちょっと、もっと遅いように思いますけど・・・

Q：それはまた後日で構いません。それとERSSで開示されているのは、3月11日の午後10時頃、2号機のものだと。それ以外に3月12日の午前0時の2号機と、1号機については3月12日に解析はしたが、SPEEDIに入

力をして、SPEEDIの結果は送付されていないというようなお話でしたよね。いずれにしろ、3月12日の午前0時の2号機、3月12日の1号機、3月13日午前8時の3号機のERSSのシミュレーションというのはどんなものだったのでしょうか。どんな情報が官邸には上がっていたのでしょうか。

A：(保安院) 1号機はしたがって送っておりませんので、上がっておりません。

Q：内容はどんな内容だったんですか。

A：(保安院) ちょっと今正確にわかりませんが、まず2号機についてはこれは、官邸のホームページに確か載っております。

Q：22時のやつはですね。

A：(保安院) はい。3号機ですね。3号機はちょっと正確には今わかりませんが、3号機は高圧注水系が3月13日に停止をしておりますので、それ以降評価をしていると承知しております。概ね、2号機と同様の結果だったと記憶しておりますけれども、ちょっと今正確なところは確認しないとわかりません。

Q：これはこの開示してほしいのは、情報公開法で請求しろとそういったことですね。森山さんの。

A：(保安院) これまではそういう対応をしてきておりますが、そこは検討しなければいけないと思っております。

Q：わかりました。森山さん、次回までで結構なんですけど、中村さんと根井さんがですね、最初広報担当だったと思うんですが、広報だった期間と何故その交代されたか、それを後日教えてください。交代された理由を。

A：(保安院) はい、わかりました。

Q：それと、最後に松本さんにお伺いしたいんですが、前回の会見で津波の予測について原子力本部として動いていたという事で、武黒副社長と武藤栄後に副社長になられた方には問題視として共有されていたというお話ございました。その時に清水社長、もしくは勝俣会長知っているのかという事に対しては、会長、社長がその時点で知っていたかわからないというお話だったんですけど、会長、社長は知っていたのでしょうか。

A：(東電) 3月11日の地震前でございますけれども、この勝俣それから清水に関しましては解析の結果等は知っていない状況でございました。地震後、私どもの方の事故調査の過程の中で、こういった試算結果、それから3月7日に保安院に説明したという旨を知ったという事になります。

Q：いつ頃ですか。

A：(東電) 現時点では事故調査の過程で把握したという事がわかっておりますが、具体的な日時までにはわかっておりません。

Q：結局その原子力村でしか共有されなかったという事ですか。

A : (東電) あくまで試算でございますので、3月11日以前は試算の結果としてこういう試算があり、今後土木学会さんを通じて津波評価技術の見直しが行われるという事で情報の共有をしていたという物になります。

Q : 3年は長過ぎませんか08年から11年3月7日に報告するまでの3年は。

A : (東電) その辺は私どもも何もしなかったわけではございませんで、貞観津波に関しましては福島県の浜通り沿いの堆積物の調査等を行っております。

○朝日新聞大岩

Q : 朝日新聞社の大岩と申します。園田政務官に甲状腺被爆の件で2点ほど聞かせていただきたいと思えます。まず1点目は、事故発生直後の3月13日に原子力安全委員会の方から、対策本部に対して周辺住民の外部スクリーニングで1万CPMを超えた場合には安定ヨウ素剤を服用するよというコメントが出されたそうなんですけれども、実際には対策本部の方から県などに、地元自治体に対して服用の指示が出ていないんですが、その安全委員会のコメントが実行されなかったのは何故なんですか。それを教えてください。それと実際当時、1万CPMを超えた住民の方はかなり大勢おられて、それもあって県の方では後日スクリーニングレベルを1万CPMから10万CPMに上げたんですけれども、安全委員会としては引き続き安定ヨウ素剤の服用基準というのは、1万から1万3千CPM程度であるという見解を出しておられますけれども、そう考えると実際には服用したほうが良かった方が住民の方ではいらしたという事になりますけれども、18歳以下の方に対しては、今後、県のほうで甲状腺のモニターというか、フォローアップを続けていくそうですけれども、19歳以上の方については、何も今のところそういう健康影響をみる措置が計画されていないんですが、その点については今後、実際には本当は安定ヨウ素剤を飲んだほうが良かったぐらいの被ばくをしている方がそこそこいらっしゃる中で、どのように対応していかれるおつもりでしょうか。

A : (園田政務官) はい。安全委員会のそのコメントが政府の中で共有されていなかったという点、その点についてはちょっと調べさせてください。確認をさせていただきたいと存じます。それから、あと18歳以上の方も含めて、福島県の健康調査、全県民を対象とした健康調査という形が行われるわけでございますので、それについては今後、福島県で予算も既についておりますので、しっかりと行っていただけるものだというふうには理解はしております。

Q : 甲状腺モニターをする、甲状腺についての健康をみるのは、18歳以下ということで、それ以上の方については特に甲状腺については、検査がなかった

と思うんですけども、そこはいかがでしょうか。

A：(園田政務官) 健康調査を行った上で必要な方が出てきた時には、更に調査をするというふうに私は承知をいたしておるんですが。そういう面では、全県民を調査の対象とさせていただいた上で、この人が危険性があると生じた場合には、そこでさらに再調査が行われるというふうな段取りになっているというふうに思ってます。

Q：そうしますと当初の、ただ当初のスクリーニングというのはもう、全く誰が何c p mだったという記録が全く残っていないので、どの人が甲状腺被ばくの高い可能性があるということが分からないかと思うんですけども、今、だいたい県民に行うのは、行動調査に基づく外部被ばくの推計だけなので、そういったバクツとした数字では、なかなか、本当に危険がある、そこそこ高い方というのがピックアップできないと思うんですけども、その辺はどうやってみていかれるんでしょうか。

A：(園田政務官) したがって、だから、その健康調査を今後しっかりと行っていただいて、その中で行動も含めて危険性のある方についての、更に詳細な調査というものが行われていくわけでございますので、その点はしっかりとフォローアップがされていくものだというふうに理解はしております。

Q：全県民に対して行われるのは、まず外部被ばく、被ばく線量のバクツとした推計だけで、健康調査というのは行われなと思うんで、健康調査が行われるのは、子供さんの甲状腺だけで、あとそれから、外部被ばくの推計で、そこそこ線量推計が高くなった人だけだと思うんですけども。

A：(園田政務官) いや、えっと、全県民を対象として健康調査、まず基本調査を行わせていただいて、そしてその上で詳細な調査というのは、18歳以下と、それからそうでない既存の検診を活用しながら行っていく、二つの。これは全県民が行われますので、そういった点では何段階に別れていく調査が、今後福島県の中で行われるわけでございます。18歳以下だけが行うということにはなっておりません。

Q：すると、19歳以上の方についても、そこそこ甲状腺なども含めた検査をしていかれるということでしょうか。

A：(園田政務官) それは調査をした結果に基づいて、必要な時に行われるものだというふうになっていきます。

ONPJ日隅

Q：ERSSのことなんですけれども、このERSSというのは、防災基本計画とか、原子力災害対策特別措置法施行規則とかに基づいて、オペレーショ

ンルームとかオフサイトセンターに設置されることが義務付けられていて、それは例えば県の職員なんかもオフサイトセンターの場合は見られるような状況で、そこで得られた情報を関係者が共有することで、被害予測とか避難対策等に役立てるためのものだと思うんですけども、今回ERSSについては、合計何回ぐらいのシミュレーションがなされて、合同対策協議会等のほうにそのデータがきちんと毎回行ってるんでしょうか。というのがまず一問目です。

それから、先程安全委員会のほうから低線量について、適切でない、癌死というような、適切でないと、これは前も一度聞いたことがあるんですけども、その部分についての根拠となる文書を配布していただけないですか、ここで。きちんと。それはもう基本的な一番安全に関わることですから、それがあるといふのであれば、それをきちんと配布して我々に示していただきたいというふうに思います。それから、これはドイツの公共放送のZDFテレビで、ジャーナリストの小原一馬さんという方が、原発労働者の実態を撮影したということで、大々的に報道されて、結局、非常に劣悪な状況で労働者は働かれていると。これを知られるのが嫌だから、隠してるんだと。未だに公開していないんだということが、ドイツの公共テレビ放送で放送されたんですけども、こういう状況を受けて、政府として、例えば保安検査官の数を増やして、そのようなことがないかをきちんとチェックするかとか、或いはマスメディアにきちんと、マスメディアだけではなくて、報道機関、報道する者にきちんと情報公開をして、そのようなことがないと言うのであればですよ、きちんと対応するとか、そういうことを政府として考えることはないのか。というその三点です。

A：（保安院）まずERSSでございますけども、合同対策会議で協議が行われたかというご質問については、行われておりません。先ほど申し上げましたように、2号機と3号機については、情報は共有されておりますけども、具体的な会議の場で議論の俎上になったということは、具体的な会議の場で材料として議論されたというふうには承知しておりません。それから、このERSSでございますけども、三つの機能が本来はございます。プラントの状況をこのERSSを通じて把握すること。それから、こういった事故時には、実際のプラントのデータを入れて、進展を予測すること。もう一つはデータベースがありますので、そのデータベースを活用して、仮の計算をするといったことはあるわけでございますけども、今回は実際のデータがとれないということで、実際の事故の進展に応じた、ERSSが本来持っているような解析はできていなかったという事情がございます。それで、この解析を何回行ったかというところは、ちょっと確認しないと正確なことは申し上げられま

せんけども、まず11日に2号機について解析をして、二回その内容について、官邸の保安院リエゾンに送ったことと、3号機については13日に、やはり官邸リエゾンに送ったことは確認されておりまして、1号機については解析したものの、SPEEDIへの入力という段階で止まっているということは確認しておりますけども、その後も含めて何回、実際に解析したかは、これは確認させていただきたいと思います。

A：(原安委) 安全委員会ですけども、発行元との間でコピーライトなどについて、もし手続きなど必要があれば、取った上でお配りしたいと思います。

Q：じゃあ、それはそれでお願いします。で、ERSSについては、当初から格納容器の状況、格納容器じゃないですか、燃料の状況等について、一定程度問題があるというようなことの把握をされてたと思うんですけども、それはERSS等を利用してそういう判断をされたんではないんでしょうか。その後も、進展についてもそういうものを、ERSSを利用して状況を把握していかれたのではないですか。

A：(保安院) ERSSでございますけれども、ERSSは、その段階での仮定をおいて、例えば2号機であれば、ある段階で注水機能を喪失したと想定した場合に、こういう進展になるといったような場合にですね、粗い評価をしています。時々刻々と使えるような状況ではございませんでしたので、そこは何回ぐらい解析したかわかりませんので、そこは改めてご説明させていただければと思います。

Q：その先ほどの11日の22時のデータはホームページに掲載されていますけど、その前に東電の方から、こういう形で格納容器が破壊されるという情報がきているわけなんですけど、この情報は、ホームページに掲載されているのですが、この情報は何に基づいて解析がなされたものだというふうに、保安院は把握しているのですか。

A：(保安院) それはすみません。即答できません。確認させてください。

A：(園田政務官) 現場の作業員の状況のお尋ねでございますけども、ステップ2に入る際でもございますけど、細野大臣からの強い改善と話し合いが行われ、また検討をさせていただき、また東電の方にもさらに検討するようにと強く政府からも強く働きかけさせていただいたところです。また先般も個別のステップ2の進捗状況の発表の時に説明させていただきましたけれども。放射線管理という点においては、5月・6月そして7月・8月と、いう形でかなりの部分で改善されてきていると、いうのは1つ言えるのではないかなあというふうに思っております。同時に劣悪な環境下においても、今日もどうやら福島第二の方で熱中症の方が出たという事でございますけれども。や

はりこの夏において、その熱中症も含めてですね。しっかりと対応をする様にと、いう事で、福島第一においては医療施設、或いは救護所なども増やしていったという様な経緯もございます。そういった点では私共も、最大限現場の作業員の方が健康管理も含めてですね、しっかりときちっと管理をされて行く様にと、いう事でステップ1からステップ2にかけて相当数の改善を図ってきたという事は言えるのではないかなあと思っております。それを謂わば、皆さん方にも見て頂くべく検討を積み重ねてきている訳でございますけれども、現段階でまだ、皆様方の安全とそれから作業員の作業状況について皆さん方に、見ていただくという状況にはないと、というのが現段階の政府としての判断でございます。その代わりと言っては大変恐縮でございますけれども、先般8月17日にこちらでビデオレターという形で、現場の所長、吉田所長からも皆さん方へのメッセージと。それから、ごく一部ではありますけれども、現場の作業員の方々の作業状況等もああいった物を見ていただく様な形で、まずは見ていただきたいという事でお伝えをさせていただいた次第でございます。今後、その状況が進捗してきてステップ2が終わり。そして、かなりの部分で謂わば安全性と現場の状況とを照らし合わせながら、今後の皆様方への公開というものも、合わせて検討はして頂けるものではないかという風には思います。

Q：いや、ですから。その東電の説明が正しくないと言うところはドイツの公共放送で大々的に報道されたと、いう事を受けて…。きちんと東電から情報が伝わってないと、正確な情報がね。という事を前提に我々に開示するという事は別にして、少なくとも保安検査官の数を増やすとか、或いは何か別の方法で実際に政府が現場に行って、現場の状況を政府自身が確認をすると、いう事をするべきじゃ無いですかと。海外のメディアからは、隠す為にその情報公開もしてないんじゃないかとそういう様な事報道されてますよと。そういう事が報道されること事態が、日本のその情報公開、現場に関する情報公開のあり方がおかしいと、いう風に思われて観光客だって減る訳ですよ。そりゃ当然ですよ。嘘付いてるっていう風に言うんだから。だからその辺を改善する為には、きちんと政府が確認をする必要があるんじゃないんですかと。そういう風に言ってるんです。それについてのお答えを下さい。

A：（園田政務官）はい。恐縮でございます。そのドイツの公共放送の中で、どの様な報道がされたのかはちょっと私は承知はいたしておりませんが、少なくとも今の第一、福島第一原子力発電所内と、重要免震棟でありますけれども、重要免震棟。それから、福島第二における安定化センター。更にはJヴィレッジと保安官、検査官ですね。が、現地にいるという事は私共も当然ながら今派遣をさせていただいて、現地につぶさにその炉の状況であると

か、或いは作業の状況であるとか、一つ一つ検査をする様にはしております。従って、そういった事が海外の皆さん方にもしっかりと、広報化がされて行くようにしなければならないなと言うのは、今ご指摘の通りかなあという風に思っておりますので。これ以上誤解が受けないようにですね、私共の広報をしっかりと行うよう努力を積み重ねてまいりたいなと、いう風には思います。

Q：ご覧になってないと言う事だから、まずご覧になった上で確認された方がいいと思いますよ。どういう報道がされてるかという事を確認された上で、誤解なのか、それとも事実なのか。を、検討してそれに対する対応もお応え頂きたいと思います。後ほど、どういう情報かというのを解るような形でお渡します。

○フリー木野

Q：すいません。フリーの木野ですけれども。ERSSの関係なんですけど、まずですねなぜ未だに公開されてないのかは今検討中という事でなので、あれ置いときますが。ERSS当初からですね、地震直後に停電で停止したという情報が流れていて、先ほど安全委員会の方でも事務方の方に確認したら、止まっていた。停電で直後に止まっていたので情報は入っていないという認識だったのですが。これ金曜日にですね、官邸の資料を森山さんに示してですね、お伺いした時に、動いていたと即答されているので、森山さんはあの動いていたのご存知だったと思うんですけれども、これいつ頃、まず、動いていたという認識を持っていたのでしょうか。それから、停電で止まったという情報というのはこれはこういった形で出ていたのでしょうか。以上……、取りあえず森山さんそれ2つお願いします。それから、東京電力松本さんに。先ほど津波の関係で、2010年の行谷論文に関して3月7日に保安院の方に説明していたという事なのですが、先日の我々への説明だと、2008年の佐竹論文に関してのものだけであって、それによれば福島以南はこれから調査が必要だという結論になっているという事だったのですが、2010年の行谷論文はその後の調査の結果を示したもので、福島第一から北に6キロの請戸川の所で貞観の痕跡を見つけていると言うものです。これに関してですね、先日説明を飛ばされたのはどういう理由でしょうか。これがあれば津波の想定という意味ではかなり強い論拠になると思うのですが、それを避けた様にも思えるのですがなぜ、そういう説明になったのか教えて下さい。それからですね、もう一つ東京電力さんに。先週週末にですね、南相馬の鹿島区の方でワタナベ副社長がですね、100万円仮払した分に関して、精算して取りあ

えず返金をして欲しいという要請をしたという話を、聞いたのですが。これの事実関係を教えて下さい。それから、その理由というのを教えて下さい。以上お願いします。

A：(保安院) 保安院からまず ERS S ございますけども、ERS S は先ほど申し上げました様に、実プラントのデータを入れて評価した訳ではございません。原子力安全基盤機構 JNES がですね、過去に試算した挙動、データから推計を行ったという事で ERS S そのものは、今回の ERS S は東京で解析しています。それと停電との関係ですけども正確に私が質問を理解しているかどうかあれですけども、オフサイトセンターは当日 11 日に非常用電源が故障して停電状態であったということです。ですからオフサイトセンターは停電状態ですけども、この ERS S は東京の JNES 原子力安全基盤機構で実データではなくて過去の挙動のプラントデータなどを元に推計していたということです、それは 11 日にこれは解析をしていたというふうに私は申し上げました。以上でございます。

Q：解析はしていたというのがあれなんです、そうすると公開しないという判断というのは、当時誰がどういう形でやられたというのは。

A：(保安院) 公開につきましては、公開しないというわけではなくて 2 号機についてはすでにホームページに乗っております、その他については今公開請求に応じてやっているという、これは事実公開請求に応じてやっておりますが、これは今ご要望もございますのでこの公開の仕方については検討しなければいけないと思っております。

Q：ちなみに公開請求というのは、どちらからどういう形での公開請求なんでしょう。今現状来ているものは。

A：(保安院) それは請求された方も含めてそれはお答えできません。

Q：ということはいくつか請求来ているということですね。

A：(保安院) そうということです。

Q：それに対して回答を留保している理由というのはどういった理由ですか。

A：(保安院) いや留保しておりません。提供しております。個別に。

Q：個別には提供はしていますけれども、我々には公開していないということですか。

A：(保安院) いえ今まではそういう対応であったということを申し上げておりました、今ご指摘もご要望もございますのでそれは公開の仕方というのは検討しなければいけないと先ほど申し上げました。

Q：わかりました。そういった個別に公開されて我々に公に出さないというのは保安院の方針なのかもしれませんが、そういった決定をされた経緯。それから理由、決定された責任者の方以上お願いできればと思うんですが。あの

今即答していただけても結構なんですけども検討いただけますか。

A：（保安院）はい。

A：（東電）東京電力でございますけれども、貞観津波の件に関しましては2008年に佐竹先生の方から論文等の提供があった事からスタートいたしましたので、特に他意とはございませんが佐竹先生の論文を中心にご説明させていただいております。それから皆様のほうにご紹介した貞観津波のところの評価に関しましては佐竹先生が設定されているモデル10というのを使ったものですからそちらの方で使用しております。特に何か避けたというようなことはございません。それから南相馬の話でございますけれども、私共にワタナベと申します副社長はおりませんのでちょっとご確認いただければと思います。

Q：ごめんなさい。ワタナベ副所長。

A：（東電）副所長。 ちょっとあの。

Q：これは国会議員の森議員の方がそういった発言をされてて、で実は先ほど細野さんにも直接森議員が確認をしているらしいんで先ほどちょっとお伺いしようかと思ったんですが、帰られてしまったので事実関係を確認いただけますか。

A：（東電）そうですか。わかりました。

Q：それから貞観のデータなんですけども、そういう意味では2008年の貞観の佐竹論文の後を受けるものであって非常に重要なものだという認識があるからこそ3月7日に保安院に説明したんだと思うんですが、これは我々に説明されなかった理由というのはちょっと今理由を述べられてないと思うんですがお願いできますか。

A：（東電）はい。皆様の方に特別説明しなかったわけではございませんが、貞観津波の際は佐竹先生の論文の他私共が行った堆積物の調査などを踏まえて3月7日に保安院さんの方に説明したのになります。

Q：堆積物の調査で言えば、2010年の行谷論文。これは行谷論文という名前ついてますけども、やった調査の実施主体は佐竹先生含めて2008年の方々と一緒なのでそれを我々に説明されなかった理由というのを全くちょっと理解できないんですが。

A：論文そのものは公開されておりますので皆様もご覧になれるかと思えますし、私共が今回申し上げたかったのは今回の堆積物の調査では私共も浜道りの北部では請戸の少し北になりますけど、浦尻というところで堆積物調査

を行っておりますし発電所の南側での富岡、それからいわき下高久という所になりますけどもそれから、北から順番に申し上げますと浦尻、それから富岡、広野、下高久の所を調査して発電所の北側では4メートル程の遡上痕がありましたけれども南側ではみられなかったというような事実をお伝えしたのになります。

Q：東京電力さんの御社の方のそういった調査は結構なんですけれども、行谷論文ではきちんと請戸のところで貞観の痕跡が出ているということなのでこれを含めて説明いただければと思ったんですが。それとですね、実際に先日の説明でこの部分を飛ばして説明された理由とそれからそれを判断されたのはどちらなのか。広報部の判断だったのか原子力立地本部での判断だったのかどなたの判断だったのかというのを明確にさせていただきたいのですが。

A：（東電）説明したのは、理由に関しましては貞観津波の解析をおこなったという試算の結果をご紹介するのが目的でございますので、そのキッカケになりました佐竹先生の論文を中心にご紹介させていただいたものでございます。

Q：貞観の津波を説明するのをキッカケでは無く、3月7日に保安院に説明していかれた内容をご説明いただくのが理由だったと思うんですけれども。

A：（東電）で、3月7日に保安院さんに説明した大きな問題、観点が貞観津波に起こりまして何メートル津波の高さがあるのかという点と、もう一つは私共が津波の堆積物調査を行った結果でございます。

Q：ですので、3月7日に何故保安院に説明した2010年の行谷論文を我々には説明されなかったんですか。

A：（東電）行谷論文は資料中行谷論文というふうにありますけれども、基本的には貞観津波の論文でございますので貞観津波の結論は堆積物の調査を行っても北側の方にしかみられないということで、結論といいますか最終的な地震モデル、断層モデルの確立は後2、3年程度要するというような検討が必要というようなことは私の方の説明であったと思います。

Q：ですのでその2、3年たった行谷論文というのが次の。

A：（東電）2、3年たったというのは2、3年調査が必要というのが論文の結論になります。

Q：あの見解は違うみたいなんですけども、実際に2010年の行谷論文説明されてないわけですから今後これの論文のご説明を頂きたいのと飛ばした理由というのを確認をお願いします。

A：（東電）あのそういう意味では今回保安院さんに説明したことは説明しまし

たけれども、皆様に先日、先週の木曜日だったと思いますけどもご説明しましたが貞観津波に関しましては佐竹先生の論文そのものを皆様にはそのものは説明しておりません。佐竹先生の論文、それから行谷先生の論文等はございまして佐竹先生の論文を中心に試算の結果を行ったということと、貞観津波の断層モデルに関しましては確定されたものではなくて今後調査検討が必要だということが依然として論文の結論ですということをお伝えしたのになります。

Q：その論文の結論は 2008 年の論文の結論なのできちんと 2010 年の行谷論文を確認していただけますでしょうか。それからこれで終わりにしますが、その出さないという判断をされた理由とそれからどこの段階で判断されたのかをお願いします。

A：（東電）出さないという判断をしたことはございませんが、私の説明上貞観津波のご説明をさせていただいたということです。

○朝日新聞 今

Q：朝日新聞の今と申します。よろしく申し上げます。東京電力の松本さんに伺いたいのですが、今日始めて福島第二原発の 4 号機の格納容器内に実際に人が立ち入って作業、サーベイの方をされたということなんですけれども今後の今日の作業予定でお話しされる予定だったかもしれませんが、具体的に今日はどんな作業が出来てそれで実際にどんなことが確認されたのか教えていただけますでしょうか。地震による影響というところがもし分かったのだったら教えていただけるでしょうか。

A：はい。まず実績の方ご紹介させていただきますけれども、第 2 原子力発電所の 4 号機の格納容器内に本日 10 時 15 分に小児用のエアロックという、いわゆるハッチ、扉ですね、を開けております。それから 10 時 20 分頃から 17 時にかけて格納容器の中に入りました。作業員の人数は全部で 10 人になります。被ばく線量は最大のもので 0.14 ミリシーベルトでございました。それから、本日のやった内容でございまして、いわゆる空間線量とダストの分析に関しましては行ってございまして、こちらは現在評価中でございます。それから、水素と酸素の濃度を現場で測っております。こちらのほうは水素濃度で 0.4%、酸素濃度で 22%でございまして。以上のようなことが現時点で判明してございまして、今回はサーベイとこういったダストのサンプリングが中心でございまして、機器ごとの点検までにはいたっておりません。今後、こういった空間線量、ダストの状況をきちんと把握した上で、今後の格納容器内の点検計画を決めて引き続き調査を進めていきたいという風に考

えています。

Q：実際にその目視したレベルでもし報告が上がっているならば、地震の影響というものが見られたものかどうかということは。

A：今回機器を点検しに行ったものではございませんので、サーベイで入ったものの目視、通りながら見た範囲でございますけれども、いわゆる何か物が壊れているというようなものは確認されておりません。

○共同通信 岡坂

Q：共同通信の岡坂と申します。東電の松本さんと保安院の森山さんに伺いたいんですけども、今日民主党の新たな代表が選出されました。冒頭の挨拶の中でも福島事故の収束に向けた決意を述べられたわけなんですけれども、事故収束作業の当事者として双方、ご所見を伺いたいということ、菅直人政権が近々事故以来ですけれども、半年を経て終わることについてのご所見も含めてお伺いできればと思います。

A：（保安院）保安院でございますけれども、保安院は行政機関でございますので、その時々的大臣及び政権のもとでしっかりと実務を行うということでございます。もちろんこの福島第一原子力発電所についてはまだまだ課題が山積しておりますので、保安院といたしましては1日も早い冷温停止、安定な状態に持っていくべく最善を尽くしていきたいという風に考えております。以上でございます。

A：（東電）東京電力でございますが、私どもも福島第一原子力発電所の事故の収束に向けて、これまでと同様全力で取り組んで参りたいという風に考えております。新しい総理、新しい大臣のもとでご支援、ご協力を受けながら適切に対応して参りたいと思っております。

Q：重ねて保安院のほうは、新しい規制庁に向けて新しい総理の下で進めていけるわけですけれども、それについての決意をもう一度改めてお伺いできますでしょうか。

A：（保安院）新しい規制庁が設置されるわけでございますけれども、これは安全規制の充実強化ということでございますので、保安院としてもこれまでの経験も踏まえて、しっかりと新しい組織の設立に貢献していきたいという風に思っております。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしくお願ひします。回答する記者団の佐藤です。東京電力と園田さん

に質問を預かっております。今画像を印刷したものを配らせていただきまして、これが昨日の午前10時過ぎに東京電力のライブカメラに映っていた映像なんですけれども、画面中央にいる防護服姿の人が10時過ぎに壁のカメラの前に出てきまして、写真ですと印刷の都合で見づらいかと思うんですが、カメラを人差し指で指をさすようにまっすぐ右手を挙げまして、紙に書いたメモのようなものを時々見ながら、このままの姿勢で約20分間何かをしゃべっているのか作業をしているのかわかりませんが、何かしているような状態が続いていました。その後この人が一旦カメラから離れるとといいますか、カメラからは見えなくなるんですけども、その直後にまた画面の中に入ってきてましてその時の様子が写真下のかなりアップで映っている状況です。やはりこの時もカメラに向かって人差し指でしょうか、突き出して何か大きな強い口調で何かを訴えているような風に見えるんですけども、これが何か予定されていた作業なのかどうか、これを東京電力に確認をお願いできますでしょうか。で、これは政府になんですけども、これが作業でないとするとな実際に映像を見ていただいたほうがわかりやすいんですけども、何かを訴えているような、相当強い口調で何かを訴えているような動作に見えまして、実際右腕が挙げたまま20分間もこの姿勢を維持できるかということ、選挙演説とかでされていればおわかりでしょうけれども、そういった何か別のことに集中していないと右腕を20分挙げ続けるって相当無理なことですので、何か言っていたんだらうなと思います。その何か言うとしたら相手といえば政府か東京電力か国民かということになるんでしょうけれども、この作業員に見える人、この記者会見上に呼んでいただけませんかでしょうか。これが1つ目。2つ目、これは東京電力になんですけども、福島第一の現場に関わっている外国人の専門家の人数をたとえば国籍別で何人、使用言語別で何人、それぞれの業務内容がどういったものか、ある特定の1日のケースということで結構ですのでまとめて教えていただけませんか。もう1つ、これは園田さんに確認なんですけれども、8月22日の合同会見で、20キロ圏内にいる公務員の数と所属と業務内容について質問をさせていただきましたけれども、内容はわかりましたでしょうか。以上3点です。よろしくお願いいたします。

A：（東電）東京電力でございますが、私どもの作業の指示ということではございません。この方がカメラの前で何か立っているものではないかと思っております。なお、タイベック等に所属企業の名前等の記載がございませんので、個人の特定まではできておりません。それから2番目のご質問でございますが、外国人の方が国別言語別で何人いるかということについては、私どもでは外国人だからということで取り立てて集計をしておりませんので、こちらのほ

うはわかりかねます。

Q：まず2つ目のほうの外国人のほうの質問なんですけれども、コミュニケーションの問題がどうなっているのかというのをまず知りたいと思っていて、その前段として何人ぐらい現場に入っていらっしゃるのか、それがわかればと思いました。5月か6月だったと思うんですけれども、脚立から落ちて怪我をされた通訳の方というのがいらっしゃったかと思っていて、その外国人の専門的な技術的な話をされているんでしょうけれども、そのあたりのことを後日聞きたいという前段です。ライブカメラの映像のほうなんですけれども、何らかの作業でないというのはこれは間違いないということでしょうか。

A：（東電）これに対してこういう作業の予定はありません。

Q：調査の上で誰かを特定することというのは可能でしょうか。

A：（東電）この情報ですと、場合によっては作業員同士で識別するために背中ですとか胸のあたりに企業名と名前を書くケースがありますけれども、この方は書かれてないようですので、これ以上の個人の特定は難しいと思います。

Q：わかりました。いずれにせよ確認して特定できるようでしたら記者会見の場でしゃべっていただく、あるいはこちらも質問してお聞きしたいことがありますのでよろしくお願いします。

A：（園田政務官）私の方で、この内部カメラに写っている方が政府に対して何らかの物を言っているのでは無いかと言う、推測を仰っておられた訳でございますけれども、いずれにしてもしっかりとこの方がどう言う方であるのかと言うのは調査させて頂かないといけないのかなと言う風に思っております。それから後、20キロ圏内の公務員の総数でありますけれども、申し訳ございません、まだ数値が上がって来てないので、あがってき次第お伝えをする様にしておきます。

Q：この防護服姿の方の調査是非お願いいたします。ありがとうございます。

○TV朝日 中内

Q：すいません。東電の松本さんをお願いします。テレビ朝日の中内と言います。台風12号が発生していますが、予想進路のままで行くと後数日で福島の方に直撃しそうな可能性があります、何か対策の方は取られていますか。

A：（東電）台風対策としてましてはこれまでと同様、雨水の浸入と風によりまず、屋外の設置設備が飛ばされる事がございますので、先ずは台風の接近に伴いまして屋外の設置設備に関します点検を充念にやって固縛等の確認をしたいと言うふうに思っております。それから雨水に関しましてはタービン建

屋側の屋根の穴を塞ぐ事ですとかルーフトレン等の閉塞工事は行っておりますので、引き続き、開口部で建屋の背後部等の養生等はしっかりやって行きたいと言う風に思っております。尚、引き続き水処理設備の方の運用を入念に行いまして、タービン建て屋内への雨水の浸入によります、雨水の上昇を吸収出来る位に下げて行きたいと言う風に思っております。

Q：具体的に水処理システムの処理量を調整する、どの程度調整すると言った事って決まっているんですか。

A：調整する訳ではございませんが、現在、第1セシウム吸着装置の方と第2セシウム吸着装置の方で69トン/アワーから70トン/アワーで水処理を行っておりますので、こちらの方で安定的に処理が進めばタービン建屋の溜まり水は減っております。従いまして、この安定的にこちらの設備を運転したいと思っております。

Q：雨水が進入するのを防ぐための工事は既に着手されているんですか。

A：工事といいますよりも、特に台風が接近して来た様な場合にはその時使っていたシャッター類ですとか、開口部の所に土のうを積むといった対策をその都度行っております。

○フリーランス政野

Q：フリーランスの政野です。古い情報の確認なですけれども、東電の松本さんに2問です。最初が8月12日に自主的な判断で避難したりしたいと言う事でその国とか自治体の指示無く避難したい方々411世帯の方々がその請求書と言うのを持って東電にいらっしゃったと思うんですけれども、その時に東電の皆さんが検討しますと言う事をご回答されたと聞いております。その後、検討されてその請求書にはお支払い等はされましたでしょうか。と言うのが1点目です。

Q：2点目が東電の作業員さん達の事なんですけど、放射線影響協会の方でこれも2週間位前なんですけど、確認しました所、東電さんが通常オンラインで把握していた放射線の管理、これがまだ復旧していないと言う点と仰っていました。以前、松本さんの方で台帳管理していると言う事でしたが、何時オンラインの方に移行されますでしょうか。もう大分前に急いで復旧しますと言う事を仰られていましたので、いつになるかと言う事、それから去年一年間の放射線の管理のデータがまだ協会の方に行っていないと言う事なんですけれども、これはいつ位になりますでしょうか。と言う点がもう一つです。

Q：それから園田さんの方に質問させて頂きたいんですが、これは念のための確認ですけれども、7月位にベトナムから原発に関しての研修生受け入れい

ると言うニュースがありました。6000 人程受け入れるという事でしたが、よもやこの方々が東電の事故の処理に当たられると言う様な事は無いと思っておりますが、念のためにその点を確認させて下さい。そう言った事に研修生が使われる事が無いと言う事を確認させて頂きたいと思っております。

Q：もう1点何ですけれども、やはり園田さんに質問と言うか、後程の回答でかまいませんけれども、事故直後に東電に経済産業省と環境省の方に依頼をして環境アセスメント方の適応除外と言うのを受けています。3年間の約束で適応除外受けたんですけれどもこれは緊急に供給力を確保するという事の免除でしたので、今年この夏乗り切れる事が出来たので、この適応除外の免除の期間3年間と言うのはもう要らないと思うんですけれどもこれは政府として東電だけに事故を、違法違反を犯している所に法律面で優遇策を与えると言う事はモラルハザードになりますので、直ちに処置をやめるべきだと思いますのでこの点、後日で構いませんので見解をお知らせ頂きたいと思いません。すいません、以上です。

A：（東京電力）東京電力の方からお答えさせて頂きませんが、8月12日に頂いている請求書につきましては実際に支払いが行われたかどうかについては確認させて下さい。尚、私共の保障、賠償につきましては基本的に文科省の審査会で定められております。指針に従いましてお支払いをしていくと言う事でございます。それから、オンラインのデータベース化作業でございますけれども、こちらは先ず現在、個人線量を確実に把握するという意味でカード方式で線量と個人を特定して一対一に結びつけるデータベースが出来つつあります。こちらの方は現在、写真入りの身分証明書への切り替えを行っておりますので本人確認と併せてキチンと進めている事になります。尚、放射線影響協会の方とのシステム化オンライン化でございますけれども、こちらに関しましては現在、設計を行っている段階で10月頃から実際の製造に入れるのでは無いかと言う風に考えております。それから、去年一年間のデータがまだ来てないと言う事でございますが、こちらまだ3月分のデータがまだ確定してない物がありますので、おそらくその影響で入力が遅れているのでは無いかという風に思っております。そちらは念のため確認させていただきます。

A：（園田政務官）ベトナムの方の研修生が6,000人受け入れられるということでございますけれども、どの企業がどういう形で受け入れているのかという、この6,000人がですね。その対象というのは、私は把握をしておりませんので、ちょっとこの場でお答えはできかねるんですが、少なくとも政府、これは研修生というのはご案内の通り企業が行うものでありますので、それに対して

政府がここに入れるためにこれだけ分の人数を持ってどこから持ってきたという風なことを命じる立場では実はないんですね。したがって規定に沿ってきちんと運営がなされているかどうかということをチェックするのは法務省で、入国管理局のほうで行われているという風に承知はいたしておりますが、念のため調査はしなければならないなという風には思います。ありがとうございます。

A：それから環境アセスの免除の件でございますけれども、これも後ほどということでしたので、ちょっと調べさせてください。政府としての考え方というよりもその環境アセスメント法上のこのプラントの状況が果たしてこの状況で平時と言えるかどうかというところは、なんて言いましょうか、規定とそれから法律の解釈が私は広がっているのではないかなという風には思っておりますので、この時点ですぐ平時に戻ったんだからということには、今の福島第一原発の状況を見るとちょっとまだ言えないではないのかなという風には思っております。いずれにしても所管であります環境省にはきちっと問い合わせと確認はしたいと思っております。

○司会

よろしいでしょうか。質問のある方。そちらの前の女性の方。それからその斜め後ろの男性の方。

○NHK藤目

Q：NHKの藤目と申します。東京電力松本本部長代理にお願いいたします。第二原発4号機の立ち入り点検調査なんですけれども、今後の作業点検の時間的な見通し等ありましたら教えてください。あと他の号機への立ち入り調査の見通しもあればお願いいたします。

A：（東京電力）まだ特別何月から実施できるということは検討しておりませんが、4号機に関しましてはサーベイが終わりましたので、そう2、3日のうちには正式な点検に入れるという風には思っております。この際にはいずれにいたしましても、何と言いますか、点検計画を決めた上で装備品それから見る場所の分担等を決めた上で入ることにはなります。午前中に申し上げた通り、制御棒1本のいわゆる位置検出器の不調が既に確認されておりますので、そちらの場所の確認というは行われる予定になります。それから、残りの1から3号機の状況でございますが、こちらに関しましてはまだ具体的な点検の予定等は立っておりませんが、4号機で申し上げた通り万が一の場合に備えて、注水系ですとか除熱系のバックアップがきちんとあると

というようなことを踏まえた上で、格納容器の開放をしたいという風に思っております。ですから、少し時間的な目処はございませんけれども、年内には各全号機への格納容器の立ち入りはしたいと、点検を開始したいと思っております。

Q：中の状況にもよると思うんですけれども、点検全体としてどのぐらいかかると考えたらいいですか。

A：（東京電力）いわゆるウォークダウンというような、外観目視点検をするだけだとやはり2、3日のうちには見えてくると思いますが、個別に何かたとえば変位量を計測するですとか、そういった作業が伴いますとこちらは週から月というオーダーになりますが、いずれにしても計画をきちんと立てて見ていくことになります。

○ニコニコ動画七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。原子力安全委員会事務局の加藤さんと園田政務官にお願いします。27日に国際医療福祉大学クリニックの院長が、当時の周辺住民の外部被ばくの検査結果などを振り返ると、安定ヨウ素を最低1回は飲むべきだったと発言されております。この方は原子力安全委員会の助言組織のメンバーでもあるということで、この発言に対する原子力安全委員会の見解をお願いいたします。

A：（原子力安全委員会事務局）新聞で報じられているご発言については、ご本人は必ずしも正しくないとおっしゃっているんですが、実はこの先生は今原子力安全委員会で防災指針を見直していますけども、そのワーキンググループのメンバーにもなっておられまして、先週木曜日の会議では早い段階でスクリーニングレベルと関係づけてヨウ素剤を摂取するよう本部に言った覚えがあるということをおっしゃっていました。そういうことがありまして私どもでも、その当時のやり取りしたものとか正式な助言の形ではなくても何かないか調べてみたところ、本部のほうから現地対策本部長が関係の市町村長に対してモニタリングレベルについて指示を出す案が東京の本部から送られてきて、コメントをくださいということがございました。これは13日の午前中ですけども、それに対する答えの中でスクリーニングレベル、その時は1万とか1,300CPMですけども、超えている方についてはヨウ素剤を飲んでいただいたらいいというコメントを返しているということがございました。

いずれにいたしましても、防災指針のワーキンググループでも今回ヨウ素剤の投与の実態がどうなっていたかというのが更に本部のほうからも情報をいただいで、また I A E A のほうでもその指標値を 100 から 50 に下げているというのもございますので、そういったことも念頭に置いてこのヨウ素剤投与について今後どうしたらいいか、指針の中でどうしたらいいか、そこはよく検討していきたいと思っております。

Q：わかりました。今実は加藤さんにお答えいただいたことは園田政務官にお伺いしようと思っていたので、政府としてもそのような、つまりこれは大事なことで当然皆さんも私が言うようなことではないんですけども、今後こうした同様な事故があった場合に政府としてどうやって指示をするとか、そういった簡単に言うとマニュアルみたいなものをきちっとやはり精査しないといけないと思うんですが、それは政府として今加藤さんがおっしゃったようなことを踏まえてどう対応すればいいかということでは対応されていくということではよろしいでしょうか。その場合にどこの部署で対応されていくのかを教えてください。そういったものを指示していくのかということですか。

A：（園田政務官）防災指針については、やはり総理からもお話がありましたけれども、ちょっとどのぐらい前か忘れちゃったけれども、事故が発生してから 1 ヶ月ぐらい経ってからだと思いますが、やはり全面的な見直しをするべきであろうというお話があります。今後この事故の検証を行っておりますので、検証委員会のほうで。これについてしっかりとした結果を出していただいで、それと同時にやはり防災指針についても今、安全委員会の加藤さんからもお話がありましたけれども、様々な有識者の方々からのご助言ご意見もいただきながら今後また更に作り直すというステップがあるべきだろうという風には私も思っております。そうなりますとおそらく防災指針は、私も確定的には申し上げられませんが、原子力災害に関するものでしたら原子力災害対策本部というところでやはりそれが確定される、クレジットとしては確定されるものではないかという風には思っておりますので、専門的に検討するところはまた別の機関かもしれませんが、最終的に政府としてのクレジットとしてはやはり原子力災害対策本部という形になるかという風には思います。

Q：わかりました。ありがとうございました。

○司会

質問のある方。今4名の方でしょうか。今手の挙がってる方で最後にさせていただきますが、よろしいでしょうか。それでは前からそちらの方。それからそちらの方。次こちらの列の方。最後に向こうの列の方。

A：(園田政務官) ちよつとごめんなさい。訂正させていただきます。先ほどクレジットとしては原子力災害対策本部という風に申しあげましたけれども、指針そのものは安全委員会で作っていただき、それをお示しをしていただいて、私ども政府としてそれを、その指針に基づいて、仮に事故が起きた時には具体的には行動計画をですね、立てていく、対策を立てていくというのが原子力災害対策本部としての役目、役割になります、ということで、正確をきす為に申し訳ございません、申しあげました。

○司会

それでは、どうぞ。

○共同通信きくち

Q：共同通信のキクチです。東京電力の松本さんにおふたつお聞きします。4号機、2Fの4号機の中の話です。先程、ダストと放射線量、測って今後分析まだ続けていて評価が必要だというようなお話でしたが、ダストをおそらく採取した後に分析にかける必要があると思うんですけれども、内部の放射線量は今までもそうですけれども、だいたいリアルタイムで出ていたように思うんですけれども、これは今回何か評価が必要だというのは何故かというのが一点とですね、あと、中の空気が水素が0.4パーセント、酸素が22パーセントというふうなお話でしたが、この値というのは、所謂冷温停止中のこういった格納容器の中の空気の構成としては、正常なものなのか。あと、今回事故が起こった後なので、普通のものとは違うかもしれないけれども、問題ないレベルなのか。これらの数値の評価について教えてください。

A：(東京電力) まず線量でございますけれども、線量はご指摘の通りその都度測っておりますのでできますけれども、所謂マッピングという形で、いわば場所と線量を突き合わせて地図を作るっていう作業がございますので、そちらのほうで明日ごろにはですね皆さまにもご提示できると思います。最高の被ばく線量が0.14ミリシーベルトでございますので、こちらの観点から見ますと、高い線量が格納容器の中に確認されていることではないというふうに判断しています。それから、ガスの分析の結果でございますが、福島第二は1から4号機ともすべて地震の時は運転中ございましたので、格納容器の

中は窒素ガスで封入されております。酸素、水素の濃度は4パーセント以下、5パーセント以下に保つというのが保安規定の定めでございますので、それに従った窒素ガスが封入されています。その後、今回の格納容器の中に入るということで、所謂空気と置換をいたしましたので、基本的には中身は空気になります。従いまして、酸素濃度で22パーセントという測定結果になりますけれども、こちらに関しましては通常のレベル、それから水素濃度は0.4パーセントという測定結果ではございますけれども、こちらは小さい値でございますので、そもそもあったものなのかどうかというところは少し検討する必要はあるだろうというふうには思っています。

Q：追加で。マップを作るということで、その為にあるという実感があるということですが、今の時点で大体測ったら最大どれ位だったかというのは言えるのでしょうか、あれば教えてください。

A：（東京電力）ちょっと確認させてください。

○司会

それでは次の方どうぞ。

○フリーランス政野

Q：ふたたびフリーランスの政野です。SPEED Iの件なんですけれども、加藤審議官にお尋ねしたいと思います。海江田大臣がSPEED Iについては何か誰も知らなかったというようなことを、政治側の事だと思いましたが言っていました、例えば福島県の担当者はSPEED Iがあることを知っていて、11月12日の朝からそれを受け取っていたということ、週刊誌に記事書きましたけれども、ご存知だったという事実があります。そうすると、加藤審議官はもちろんSPEED Iの存在を知っていたと思いますが、どこでその情報が止まってしまっていたのかということ、改めてすみません、教えていただけませんか、というのが一点です。

Q：もうひとつですが、園田政務官にお願いしたいのですが、やはり今、まだ現時点では海江田さんが大臣だと思いますけれども、安全なものから安全が確認できたものから再開させていくというスタンスを何人かの民主党代表候補の方がいらっしゃったと思いますけれども、先程来、地震の件でかなり質問が、質疑があったと思いますが、地震大国に日本としては、安全性が確認できないに加味して、地震が起きるかどうかなというところが非常に重要なポイントだと思うんですけれども、そのストレステストに加えて、

地震の面からの徹底的な議論というのが国民に対して分かるということが重要だと思うんですけども、その辺の議論というのは今まであったのでしょうか。なかったとすると、これからでも重要で必要な事だと思うのですが、その点についてのご見解をお願いします。

A：(原子力安全委員会事務局) まずSPEEDIの情報がどう伝わっていたか、或いは伝わっていなかったかということですが、事故が発生いたしまして、文部科学省のほうから、このSPEEDIを実際運用している原子力安全技術センターに対して、所謂緊急時モードというのに切り替えて、それから単位放出で一時間毎の計算をなささいという指示をされておりますので、その結果がどう伝わったかどうかは文科省からお答えいただきます。

A：(文部科学省) 文部科学省でございます。今、加藤審議官からお話があったように、地震発生直後から文部科学省からですね、SPEEDIを運用しております原子力安全技術センターに、「緊急モードに移行せよ。」という指示をしまして、これに基づきまして、基本的に一時間にひとつ、所謂単位放出といまして、1ベクレル放出があった時にどの方向にどれだけ飛ぶかというのをですね、1時間毎に、本来ならば専用回線でもってですね、配信をするということになっておりました。しかし、福島県のオフサイトセンター及び福島県に対してはですね、オンラインシステムが地震によって止まっておりましたので、福島県に対しては確か12日、ちょっと正確には、翌日だったと思いますが、メールベースで送るといような形に、その単位放出のですね、データを送るといような形になっておりましたので、その意味で福島県の方もですね、ちょっと元々の想定の通りではなかったけれども、SPEEDIのデータはそういう形で入手できる状態にはなっておったということでございます。

Q：ですから、すみません、そのデータが受け取った側の福島県は単位放出ということで、正確なデータではなかったということで、結局県民に知らせる事ができた、福島県も県民に全く知らせなかったという事実があるんですけども、県のことは県ですけども、逆にその同じデータがあったわけで、それが経産大臣なり、首相なりっていうところに、手元に行ったと思うんですけども、その行った時点はいつなのか、なぜそれが3月11日深夜って私は福島県の方に聞いてます。深夜から朝にかけて、12日の朝にかけてメールでいただいたということを知っておりますので、それよりも遅く首相官邸が例えば受取っているはずはないと思うのですが、その11日から12日の朝にか

けて受取ったものが、どこでもみ消されたのかということをごダイレクトにお聞きしたいと思います。お願いします。

A : (文部科学省) ひとつ、システムのご説明しますが、S P E E D I のですね、端末は原子力安全委員会、或いは原子力安全保安院にはございますが、官邸にはございませんので、所謂原子力安全技術センターから単位放出のやつが官邸へは送られたということはございません。官邸に何か情報が行くとすれば、誰かが意図を持ってですね、お送りするという形になるわけでございます。

Q : 分かりました。そうすると、質問を変えます。そのS P E E D I というものが、百億だか何億だか知りませんが、税金を使ってあったと、で当然センターのほうの任務として福島と経済産業省と官邸のほうには送ったという事を私は、これはセンターのほうから聞いています。そうすると、それを今、官邸にはS P E E D I はないとおっしゃいましたが、データは送っていると、経産省にも送っていると、じゃあ経産省は、或いは誰もそうですが、国家公務員は国民の為に働いているとすると、その健康を守るためにデータを最大限に利用するべく仕事をするというのが本筋だと思いますけれども、その健康を守れるはずのデータが誰の手元で、誰の判断で何故止まったのかと、こういうふうに聞かせていただきます。お願いします。

A : (保安院) 保安院ですけれども、先ほど申し上げましたように、保安院から官邸に送られたS P E E D I の結果でございますが、例えば保安院ですので、大臣との関係で申し上げますと、大臣にはその当時は上がっていなかったという事でございます。

Q : 上げなかったのは誰の判断で誰の手元で止まったんですか。

A : (保安院) それはこのS P E E D I の、保安院が実施致しましたものにつきましてでございますけれども、放出量の予測が前提となるようなものだったという事で、仮定に基づく計算でやったために利用に値する試算ではないと当時は考えたということでございます。従って行った担当者の参考情報としての取扱いに留まったと聞いております。実際に官邸に送られたのは一枚ですね。送られて官邸の中での情報共有はされているとは認識しておりますけれども、それが幹部の方には届かなかつたと聞いております。

Q：ですから、ここが非常に重要な所で、誰の判断で、何故、単位放出だと実際の線量とは違うデータだからという事なんですけども、風速であるとか風向きであるとか何処まで届くかっていうのはぴったり一致していたわけですよ。結局。という事は、爆発が起きてもの凄い高濃度の放射線物質が飛んでいっているという事は把握できていたわけで、11日深夜から12日朝にかけて。これをデータが正確でないからと言って国民に知らせなかったというのは重大な犯罪になるわけですよ。ですので、その犯罪者は誰なのかというきつい聞き方をしてしまいますけれども、誰がデータを留めたのかという事は重要だということは分かって頂けますでしょうか。

Q：（保安院）保安院が実施をした関係でございますけれども、それは先程も申し上げましたように、官邸にまでは届いている事は確認されておりますけども、具体的に誰が送って誰が受信したかという特定は出来ていないという状況でございます。

Q：園田政務官に今の点についてリクエストです。すいませんが。事故調査委員会の方に今の点を上げていただけませんかでしょうか。それで一体どこでその判断がされて、官邸まできちんと上がらなかったのかと。官邸の幹部まで、意思決定者の所まで手元にいかなかったという事。これについての事故調査委員会での調査をお願いしたいという事で、是非検討をお願いしたいと思います。なぜそう言うかという、先ほどの七尾さんが仰っていた点と同じですけど、いつ何が起きるか分からないわけですよ。また同じように単位放出データ 1 という数値で出ても意味が無いからというので誰かが揉み消してしまったのでは、また同じことが起きます。その再発防止のために総括が一番重要ですから、そういう意味でお願いしますという事で。この件に関しましては今お答えいただけますでしょうか。事故調査委員会の方にきちんとここについては精査をするという事でお願いできますでしょうか。

A：（園田政務官）事故調査委員会と私共の関係から申し上げますと、私共から事故調査委員会にこうですよという事を申し上げる、そういう位置関係ではないんですね。申し訳ありませんが。つまり事故調査委員会っていうのは第三者的に私達と関係ない所で調査をしていただいて、必要とあれば一人一人呼び出しをしていただいて、という位置関係ですので、私共から接触をしていくということをするとは、逆に言うならば偏った情報を事故調査委員会に上げてしまうという事になりかねませから、逆に言うならば事故調査委員会からきちっと調査していただくように逆にお願いをしてみたいなと思いま

す。その上で仰ることはよく分かります。恐らく細野大臣もこの場で申し上げたというふうに記憶はしておるんですが、SPEEDIがやはりきちっと認識をして、それを使いこなせていなかったという事は大変な反省材料であろうと。この一連の中においては大変重要な位置関係になっていくだろうと私も思っております。従って事故調査委員会からの求めもさることながら私共としてもですね、なぜこういう形になったのかっていうのは仰るように総括が大変必要であるし重要であるし、尚且つ今後もそういった事が起きないようにですね、SPEEDIの活用と、そしていち早く国民の皆様方にお知らせを情報として伝えていく。その方策というか方式というものは確立をしていかなければならないというふうに思っておりますので、それはどこの場でというよりも、まずは原子力災害対策本部の中でしっかりとそういう情報共有というものはしていただく事になるんだらうと思います。従って、それが今後なんらかの形で、こういう形で国民の皆様方に情報としてお知らせをしますよというような事は、いずれ本部の中で話し合いをしていただいて議論していただいて、なんらかの指針みたいなものは出していただくようにしていただきたいなど、私からもお願いを申し上げておきたいと思っております。

○司会

よろしいですかね。この件は。

Q：はい、ありがとうございます。強調させて下さい。政と官の関係にも非常に関わるんですけども、官が勝手に判断をして揉み消したんだとすると、それは良くない事だと思うんですね。政治の側は専門家ではありませんから、意思決定者ではあっても専門家ではないですからSPEEDIがある事を知らなかったのは別に責められるべきものではないと思っています。ただ、それを知っているのは官ですから、官僚の人達は知っていたわけですから、それを知っていて提示しなかったんだったら、その人は罰せなければ、もう一回こういった事があった時に、もう一回揉み消される可能性があると思うんですね。そういう意味で、そこはしっかり、官の方に責があるんだったら官の誰に責があるという事を明らかにしていただきたいですし、逆に政治の側で判断ミスがあったのだとすれば、政治家としての責任の取り方というものがあると思います。やはり判断ミスっていうのは、多大な影響を与えたわけですから、そこは責を負うべき人が負うという事にならなければ、再発されてしまうという危惧があるという。すいません。しつこくなりまして。

A：（園田政務官）はい。恐らく一定のルールがですね、確立されていなかった

のだろうと思います。先程、冒頭に私からもお答えさせていただいて、SPEEDIが発足当時、昭和61年当時、SPEEDIをどういう指針に基づいて活用していくのか、そして緊急事態が起きた時に、どういう手順でそれを持ち出していくのかという事の、恐らくルールというものが、これは検証してみないと分からないと思うんですけれども出来ていなかったものではないかというふうに、私は今、推測をしております。従って、仰るように罰則規定があって官僚を罰するかという決めてそういう事ではなくて、何故、こういった形でそのような情報伝達が行われなかったのかという事の検証は本当に必要だと思います。それを以て今後は、こういう緊急事態が起きたときには、こういう状況でどこまで伝えて、どのように発信するかという事を一定のルールをですね、官邸内、それから各省庁の間の中において、私は作り上げていくべきだろうというふうに、反省と、それから検証と反省と、その上においての次の次善策という所を確立していく事が先ずは必要だろうと思いますので、犯人探しをするというよりは検証という事をきちっとやらせていただきたいなというふうには思っております。という事ですから、当然ながら今後はこういった事が二度と起きない、この反省に基づいてですね、二度と今回のような事が起きないような形にはしていかなければならないし、いきたいと思っております。それからストレステストについてでございますけれども、地震という形で議論がなされていたのかという事でございました。当然ながらですね、これまでも、今から思えば不十分だったのかも知れませんが、地震と津波も含めて防護策というか防護指針というものは、原子力発電所に対する原子炉等規制法の中において、それが道筋として作られていたという事でございます。今回はその法律にプラス、緊急安全対策というような形をまず課せさせていただきました。これは津波と電源喪失という点も含めてですね、行わせていただいたわけでございますけれども、それプラス今回のストレステストの中においては地震も当然ながら入っていますので、当然地震がどのくらいまで耐えられるものであるのかどうかと言うところは、今後のこのストレステストの1次評価、2次評価の中においても、十分に行っていただけるようにしているわけでございます。したがって地震がどこまで起きたら、どこまで耐えられるものかという事の検証でありますから、実際にそれに対して、じゃあ今度は地震の予測ということがですね、きちんと行われていくかどうかというところは大変難しい課題でございますね、予知連絡会も含めて十分な対策と言うものを立てようというふうに努力はしていただいているわけでございます。それについての予算もですね、今年度、来年度としてつけて行こうではないかというような議論は当然ながらなされておりますので、地震対策という点においても、今後万全な対策を

帰すべく政府を挙げて努力をしてみたいというふうに思います。

Q：わかりました。

○司会

次の方どうぞ。

○NHK石川

Q：文部科学省の渡辺さんにお伺いします。NHKの石川と言います。今の質問の関係で文部科学省としてSPEEDIを緊急モードに指令を出したという事でございますけれども、緊急モードにした後何をしなければいけないという事は、どういった事になっていたのでしょうか。

Q：それから文部科学省の方から今朝の保安院の方からはリエゾンが官邸にいたという事ございましたけれども、文部科学省の方からのリエゾンは官邸の方にいたのでしょうか。

Q：それから安全技術センターの方からのリエゾンは官邸にいたのでしょうか。おわかりになったら教えてください。

Q：それから、別件ですけど本日土壌の調査の検討委員会が開かれております。この土壌の調査と言うのは、非常に今後の基礎データとなるもので、貴重な非常に重要なものだと思いますけれども、その結果についてはいつ、どのような形で公開するのかという事を教えてください。それで、公開についてですね、今までの土壌の汚染についてはセシウム134、137という事ございましたけれども、その他の各種とりわけヨウ素131についてのですね、汚染と言うように拡散と言うものについて、わかった事について、どのように公表するおつもりでしょうか。お願いいたします。

A：（文部科学省）それでは、文部科学省からご説明をいたします。今の体制におきまして、先ほど申し上げましたように地震が起こった直後、確か16時40分だったと思いますが、文部科学省から原子力安全技術センターに対して、緊急モードに入るように指示をいたしました。この緊急モードに入ると言うのは、ちょっと先ほども言いましたが、1時間に1回の単位放出量の計算を毎時やって、それを関係方面に送るという事をするようにというのが、この緊急モードの意味でございます。その後その原子力安全委員会、原子力安全保安院にはですね、そういう送付が行われていたわけですが、先ほど言いましたように現地のオフサイトセンター、福島県には回線が途切れてしまっ

たという事なので、県にはEメールで送ったという事はありますけれども、そういう事はできなかったという事でございます。その後の本来のSPEEDIの運用の仕方でございますが、規制を担当してまず今回の場合は原子力安全保安院でございますが、そちらの方からいわゆる放出源情報と申しまして、原子炉からどのタイミングでどの程度の放出があるかという情報をいただきましてですね、それをもって実際にSPEEDIを回して、単位放出ではなくて、実際にいつ頃どれだけ出そうかという情報を基に、放出源情報を基にSPEEDIを回して、それで避難をするかどうかという判断に使うと言うのが、本来の使い方でございますが、今回の場合は先ほどから森山対策監からご説明がありましたように、地震に津波によっていわゆる放出源情報を計算するためのERSSと言うのが上手く作動しなかったと言いますか、実際には現実のデータを使った計算が出来ていなかったという事なので、放出源情報が得られなかった事によって、避難に使えるような、先ほど言った単位放出、単位放出と言うのは一つの仮定でございますが、仮定による計算はやっておいたわけですが、実際に避難に使えるような、実際のデータに基づいた予測計算は出来なかったという事でございます。

A：(文部科学省) 2番目の官邸のリエゾンでございますが、文部科学省からも官邸へリエゾンは行っておりました。それから原子力安全技術センターは官邸へはリエゾンのな方は行っておりませんでした。もう一つ言いますと、たぶん文部科学省のリエゾンにそのSPEEDIのデータが送られているのかいないのかって言うのは、その次にお聞きになりたいと思いますが、文部科学省から文部科学省が官邸に派遣しておりましたリエゾンに対して、文部科学省からはSPEEDIのデータの送付は行っておりません。これが以上SPEEDIの関係でございます。

A：(文部科学省) それから次に全然別件の話で、土壌関係の放射線量等、分布マップの件でございますが、今日午後会議がございまして、すみません私も最初は出てたんですが、この会見に出るために途中で抜けてきたので、結論をちょっと知らないんですけども、今日ですね土壌の中のセシウム134、137についての議論はやりましたので、私が出てたところまでですと、だいたいまとまったようでございますので、その後の会議で特段異論がなければ明日に、今日の議論を踏まえて修正すべき点は修正をした上で、明日セシウム134、137に関する土壌の濃度のマップにつきましては、皆様にご提示出来る事になると、プレスの方に情報を開示できる事になると思います。その他の核種について、例えばヨウ素等につきましては、今日の議論でも話しましたが非常にレベルが低くてですね、いわゆる雑音と言いますか、そのノイズと区別するのが難しいという事で、若干もうちょっと議論する必要があると思います

ので、明日公表する部分はヨウ素は入らないと思います。それにつきましては、また改めてもうちょっと検討会で検討したうえでですね、改めてどう取り扱うかという事を検討させていただいて、それを踏まえてプレスの皆様には発表させていただくというかたちになろうかと思います。以上でございます。

Q：まず、SPEED I の件ですけれども、そうしたら、文部科学省では今回の件を踏まえましてですね、内部で今後どう活用すべきかという議論はしているのかという事とですね、私の聞くところによりますと、3月11日以降、文部科学省の記者会見、大臣会見等で様々な記者からSPEED I の公開をすべきだという質問が毎回のように出ていたという事を聞いたんですけれども、その時は必要ないというような答えだったというふうに聞いておりますけれども、何故その時そういう必要はないとお答えになったのかという事と。そういう記者からSPEED I を公開すべきだと、3月11日以降ですね、質問がでていたのに何ゆえ、なんで公開しなかったのかと。それは大臣の会見でも出ていたと私は聞いておりますけれども、そういう事は官邸、あるいは災害対策本部には伝えられたのかどうかお答え願えればと思います。

Q：それから土壌の方でございますけれども、その発表の仕方でございますが、ただホームページにこういう土壌のあれが出たと言っても、その意味とか今後どういう対策に使うのかとかなかなか全国の90以上の研究機関が参加した大変貴重な基礎データだと思いますので、その検討委員会のトップも交えて記者会見を開いてきちんと説明をしていただけないでしょうか。

A：（文部科学省）最初のSPEED I の問題につきましてはですが、これは森山対策監からの話にもございましたけどもSPEED I につきましては、先ほど言いましたように放出源情報がわかった状況でそれで実際の避難等に使えるようなデータが出てくるというところであったんですけども、今回はそれがなかったんでいわゆる仮定の単位放出のような仮定のものしかなかったということでございますので、その時点で仮定のものしか数字がない時点ではこのSPEED I のデータを公開することは最初想定していなかったということでございます。ただその後色々そういうことでご批判がありまして、結果的には後になりましたけれども仮定のものも含めてすべて今ホームページ上では公開させていただいているということでございます。このSPEED I の使い方について検討すべきということはおっしゃる通りでございます、実際その日本が6月にIAEAに出しました報告書の中においても、たとえば一定の仮定を設けてSPEED I より放射性物質の拡散傾向等を推測し、

避難行動の参考として本来活用すべきだったら現に行われた試算結果が活用されなかったということでは、いわゆる教訓として述べられているところでございます。最終的には今後事故調査委員会等で実際どうすべきだったのかというようなご議論がなされるかと思っておりますが、これは私が言うべき話かどうかはわからないんですが、このような色々な反省があったということも踏まえまして、今度できる原子力安全庁のほうにこのSPEEDIの運用については一括して移管するということが方針として既に決められてるところでございます。

A：（文部科学省）それから土壌マップでございますが、おっしゃる通りホームページに出しただけではわからないので、明日ご説明をした上でプレスの方にご説明をすることを今計画しております。

Q：SPEEDIの件なんですけれども、放出源がわからないからということなんですけれども、それは何度も繰り返された議論であって、もともと確か安全委員会が定めた指針においても、そもそもわからないことがありうるから放出量で計算するというのをプログラムになっていたのではないかと私は理解しておりますけれども、そういうことも文科省、それを運営していた文科省では理解していなかったということなんですか。それは私は元の安全委員長の松浦さんの記者会見や、原子力委員会の委員長代理だった田中舜一さんから直接は聞いておるんですけれども、何故単位放出量でそれをもとに避難を想定するというのはそのためにこそSPEEDIを作ったと、そういう方々はおっしゃっているんですが、それは現在の文科省ではそういう考えは事故が起きた当時には共有されていなかったということなんですか。

A：（文部科学省）おっしゃる通りでございますが、本来的には放出源情報を得て計算を行うということでございますが、放出源情報が得られないような状況においては一定の仮定を置いた上で、これは単位放出も一定の仮定のひとつでございますけれども、一定の仮定を置いた上で試算を行うということが事前からそういうことは想定をされておりました。しかし今回の東京電力福島第一原子力発電所の事故ではそのような使われ方がなされなかったわけでございます。実際今回の事故に関してSPEEDIをどう使うかというのは、原子力災害対策本部がどのように判断するかということなので、文部科学省としてそれについてどうこう言う立場ではないと思っておりますけれども、先ほど言いましたようにもともとは実際の放出源情報がなくても一定の仮定を置いて活用すべきということでありましたので、先ほど言いましたように

I A E Aに6月に出した日本国政府の報告書の中に置いてちゃんと参考として本来活用すべきであったというようなことが書かれているわけがございません。今後どのように具体的にやるのが一番いいのかということについては、まさに事故調査委員会での検討も踏まえて来年4月に一本化される原子力安全庁へそのS P E E D Iの運用が移管される中できちんと活用できるような検討がなされるものだと思っております。

○司会

よろしいでしょうか。それでは最後のそちらの。まだあります。

○NPJ日隅

Q：NPJの日隅ですけども、今ちょっと官邸のホームページを見てみたんですけども、前回でしたかね、指摘しましたががん死の割合であるところが、がんの発生率の割合となっているところの訂正というのがきちんと本文中に明示した形にはなっていないし、他にも間違えてるままになっているところそのまま放置されてる状況が変わっていないんですけども、これっていうのはたとえば薬の副作用において死亡する可能性が0.1%ですというところを、重篤な病気になるのが0.1%ですという風に書いてる場合に、それはとんでもないって話になると同じで、直ちに直さなければいけないと思うんですけども、何故これを放置されてるんでしょうかというのがまず1点。

Q：それから2009年の9月に6メートル以上の津波が発生するということを保安院の方が口頭で知られたということなんですけれども、そのまま保安院のほうで放置していた理由、つまり当時想定されたのが5.7メートルでしたっけ、ですからそれを少なくとも超える津波が来るということを可能性があるということを認識したにもかかわらず、それを一年半以上放置していたのは何故なのかということと、先ほど防護対策最適化システムとか公衆に対する被ばく線量の評価等について今回利用されなかったという風な言い方をされたんですけども、これはS P E E D Iのこととも絡んだと思うんですよ。何故これが利用されなかったのか、莫大なお金をかけてそういうものを用意しているにも関わらず、何故事前に準備されてるそのようなものが使われなかったのか、このことについても何故なのか、誰の判断なのかということをお願いします。それからS P E E D Iのことについては福島県に対して、これは使えないから発表するなという風に指示をした指示の内容、それから指示をした人、指示をした時間、これはいつでしょうか。それからそのようなことを官邸のほうにも、官邸と言いますか本部ですよ。本部に対してこれは使えないんだと、だからいわゆる首相とか担当大臣に言うまでのこともな

いんだという風な判断をした人は誰なんでしょうか。それはいつなんでしょうか。以上です。

A：(保安院) 保安院でございますけど、2009年の津波の件でございますが、2009年9月に保安院は東京電力から貞観地震を用いて仮に評価をすると6メートルを超える可能性のある、このような説明を受けておりますが、実際には組織の中で共有されていないという状況にございました。その際に何故かということは、事実としては共有されていなかったということでございまして、何故かというところまではわかりませんが、この2009年に保安院が聞いたこと、それから更に今年の3月7日に聞いたこと、こういったことは以前にも申し上げましたように事故調査検証委員会のほうには、保安院それぞれ色んなレベルだと思っておりますけども、ヒアリングが行われて説明をしているという状況にございます。

A：(園田政務官) すいません、1問目のご質問は私への質問だったですかね。すいません、ちょっと確認をもう一度させてください。前回とおそらくご質問をいただいた時に誤っているものがあるかどうか、それも含めて確認をさせていただいて、もし誤っていれば訂正をさせていただきますということを申し上げたと存じます。それプラス、確か政府内のホームページとそれからその政府内に入っている他機関の、外部機関のデータの誤りというのも確かご指摘をして頂いてたのではないかなという風に思うんですが。その他機関、外部機関についてはですね。政府からその外部機関までのなんて言いますか、確認の謂わば時間という物少しかかるのかなあいう風には思っておりますので。もしそれのご指摘であれば、もう少しお時間を頂戴したいと思います。

A：(文部科学省) SPEED Iの件追加でご説明申し上げますが、先ほど言いましたように単位放出量について本来は福島県にはですね。専用回線で送られるべきデータって事で、地震が起きた3月11日のですね、夜の23時49分にオフサイトセンターの隣にあります県の原子力センターに、メールで単位放出の事をお送りしました。それと別途ですね、翌12日の夜の23時54分になってから今度は福島市にありますですね、県の方の県災害対策本部へメールで原子力安全技術センターの方からそれぞれメールで送られております。ただし、その原子力安全技術センター或いは文部科学省の方からですね。福島県に対して公表しないようにというような指示、その他の事は行っておりません。

○司会

よろしいでしょうか。

Q：幹部に届けなかった…。届ける必要が無いという様な判断をされた人とか、その辺の辺りはどうなんでしょう。

A：（保安院）そういった官邸で、情報共有されておりますけども。それは先ほど申し上げました様に、受け取った個人の特定はできておりませんで、どういう風に意思決定されたかは現時点では解らないという状況でございます。

Q：誰かがこれは使えないデータだったから、県とか大臣に伝える必要はないという事を誰かが決めたから、それをその個別の直接伝える人が伝えた訳だと思ふんですけれども。誰が、そういう判断をしたのかっていう事なんで、その伝えた人が誰かっていう事を聞いている訳じゃ無いんですけれども。

A：（保安院）事実関係として、そのSPEED Iの結果、保安院として試算した結果については、保安院の緊急時対応をセンターから官邸に送ったという、その事実は、その結果をですね、オペレーションルームの中で共有されていたと、具体的には内閣官庁の職員の方が、その官邸に居た保安院の職員から紙で受け取ったと、いう所までは判っております、上げるなどかいう事があったとは承知しておりませんが、結果としては幹部の方には届いていなかったという風に承知しております。

Q：メール…。先ほども県の方に送ったメールに添付されてた本文ですよ。その添付されたのはデータで。本文の中にどの様なことが書かれてたのでしょうか。

A：（文部科学省）詳しくは承知しておりませんが、単にお送りしますという風に書いただけだったという風に私は記憶しております。というか、私、文部科学省が出した訳じゃないので詳細は承知しておりませんが、単にそのデータを送るという事だけだったと承知をしております。

Q：そうすると、県の方が何にも判断もそういうその国の方の判断もなくですね、単に公開しなかったという事ですか。

A：（文部科学省）単位放出のものにつきましては、本来は緊急モードにすれば

ですね、専用回線で送られる事になっておりましたので、それが送られなかったのが別途メールで送ったという事なので、実態的にはそのもともと専用回線で送られてたのと、状況としてはまったく同じでございますので、その意味で何かそのメールで送ったから特別何か想定されてなかった状況がプラスされたという訳ではないという事でございます。

Q：すいません。私が言っているのはその意味じゃないんですよね。ここにいる方は、外国のね方が14日の爆発を受けて、16日にはみんな関東から避難できる人は避難しろという風に、大使館から指示を受けて避難した事によって大量の被爆を避ける事が出来たという事実を皆さんご存知なんですか。その上で今のような回答をされているんですか。外国の方は大量の被爆を避けることができたんですよ現に。そういう様なそのデータを基に。避難しろという風な指示をして。それが何故日本で行われなかったのかという事を、みんな聞いている訳ですよ。だから、その県が何故発表しなかったのか。それは県独自の判断じゃないんじゃないかと。何かしか、それに注意書きがあったかじゃないんですかと。或いはその大臣に届かなかったのは、大臣に届ける過程で何か注意書きが伝え合ったから、届かなかったんじゃないのかと。そういう事を聞いているんですよ。

A：（文部科学省）一言。私の、文部科学省からちょっと申し上げさせさせていただきますと。先ほど申し上げました様に、本来の使い方であれば放出源情報がある筈であったのがなかったの、それをその仮定のものをですね、公開するという事はですね、その当時想定されていなかったという事でございます。少なくとも文部科学省の認識としてはそういう認識でございました。

Q：それが避難に役立つ可能性があるという事はじゃあ考えなかったんですか。これが避難にね、もしかしたら風向きとか判って、一時的にじゃあ外出を控えろとか、そういう形で利用する事もできると、そういう風な判断を文科省しなかったと言う事ですか。役立つ可能性があるという風に考えなかったんと言う事ですか。

A：（文部科学省）SPEED Iのデータをどの様に活用するのかその時点ではですね、原子力災害対策本部が判断したものと認識しておりますが、それにつきましては先ほど申し上げました様に、IAEAの閣僚会議、6月に出した報告書において、その避難行動の参考等として本来活用すべきであったが、現に行われていた試算結果は活用されなかったと、言う所謂教訓としてので

すね、日本国政府の1つの考え方が示されてる訳でございます。

Q：ですから同じ様な事が起きてはいけないから、みんな同じ事聞いているじゃないですか。同じ様な事が起きてはいけないから、具体的にそののどうしてそうなったのかっていう事は書いてないじゃないですか IAEAの報告書に、そこまでは。だから、皆さん聞いているんじゃないっすか。そこまでじゃあ解らないけれども、そこまでの調査はしていないと言う事ですか。逆に言うと。

A：（保安院）すいません。保安院でございますけども。保安院でやりました結果については、これは先ほど、一番最初に申し上げました様に結果をスキャナーで読み取って電子化して、それをその保安院と官邸のオペレーションルームを繋ぐ専用端末の共有フォルダに入れたという事であって、そこに何かその紙に指示があったとかですね。いう事ではございません。ただその送信者と受信者が特定できないと。事実としては、これまでの保安院の調査ではそこまでしか判らなかつた、という事でございます。で、この件については、私共は当然その事故検証委員会の方で、しっかりと確認されるべきものと思っておりますが、その事実としてそういう活用をされなかつたという事は、これは大変問題があるという事で、IAEAの報告書にもその様に書かれていると、いう風に認識しております。

Q：園田さん、先ほどのホームページの事なんですけれども。これはあの官邸の方は明らかに、その末尾で訂正してるんですね。注意書きがあるものについては米印があつて、本来はそういう形で訂正があるというのは解るようになってる筈なのに、その部分の訂正だけが米印も何にも本文中になくて、一番最後に書いてあるだけで、本文をすするって読んだ人には、その訂正が最後にあるかどうかなんて判んない様なやり方になってるんです。だからそれは、直し直さなきゃいけないと思うし、先ほど言われたその外部の人、所謂そのアドバイザーのグループ方が書かれてる部分についてもですね。これ明らかに客観的に間違いなんだから、客観的に間違いなんですよ。癌死の割合と癌にかかる割合を間違えてるんだから。これはもう明らかに、客観的に間違いなんだから、それは直ちに直すという風にさせていただきたい。のと、それから今の件のやり取りをですね、これ数万人の人が生で見てる訳ですよ。で、それで政と官の関係で今の様な、官の説明で政として、或いは民主党して放置するんですか。つまり、調査をしていないって言うてるわけですよ。それは我々から見ると、内輪をかばう為に調査をしていないという

ふうにはしか見れない。で、そういうことをしていると、誰かが死んだりするんですよ。こういう時にはね。もんじゅの時もそうでしたけど。そういうことでいいんですかね。すいません。

A：（園田政務官）はい。まずホームページの訂正の仕方でありませけれども、すいません、もう一回確認をさせていただきます。不十分ということであれば、その辺についても検討させますので、もう暫くちょっとお時間をいただきたいと存じます。

A：（園田政務官）それから、SPEEDIの件でありますけれども、当然ながらその内容、その時に何が起きたのかということは先ほども、政野さんだったでしょうか、お答えをさせていただいておりましたけれども、当然ながらその当時の状況というものは、やはりきちっと検証をしておかなければならないというふうに私も、私は思っております。従って、そういう点から、今後SPEEDIのあり方、利用の活用というものをきちっともう一回確認をし合おうという形の話し合いは、高レベル、即ち大臣同士で行われているというふうに私は聞いておりました。その検討の中で、先程も少しお答えがあったやに聞いておりますけれども、来年できる仮想でありますけれども、安全庁を、規制の安全値をこの中で、このSPEEDIの運用も含んできちっとここが一元的に管理をしていこうというふうに、今計画をしております。であるならば、その中で恐らくどういう時点、どういう事象が起きて、そしてそこからどういう形で国民の皆さん方に伝達、或いは広報をしていくのか。或いは避難のために活用していくのかというところは、そこできちっと、そこまでに、その中でか、その中でこのSPEEDIの運用のあり方というのが、明確にすることができるというふうに私は思っております。従って、今まず検証をすることと、それからどういう段階で利活用していくかということの検討が始まり、そしてそれが明確に皆さん方にお伝えできるのは、恐らく来…もうちょっと早ければ早いほうがいいんでしょうけれども、明確になるのは来年の安全庁ができあがった際に、そのことが明確になっていくものではないかというふうに思います。但しその中で、検討と検証というものは十分に、私は行われるべきだろうというふうに思っておりますので、その点、政府の立場からどういう形でお伝えできるかというのは、少し持ち帰らせていただきたいと思います。

Q：はい。今我々が行動に関心があるのは、個別の問題ではなく、政と官の関係が他のところでも同じようになっているのではないかとことを心配するから、しつこくその分について聞いているんだと思うんですね。それが他

の対策とか、原発の放射線に対する対策とか、そういうところにも影響しているんじゃないかということ、極めて心配しているので、そこをきちんと正すことによって、ああそんなことはこれからできないなというふうに思わせるということが重要ではないかと思うから、聞いているわけです。もう、それに対する答えは結構ですけども、そういうことです。

A：（園田政務官）はい。ありがとうございます。おっしゃる通りだと思っておりますので、私どももこういったことを教訓に、二度とこういうことが起きないように、今後対策を講じるべきだというふうに思っています。ありがとうございます。

○司会

はい。では、それでは、あとこちらの方と、そちらの後ろの方もまだありますか。他にある方は。では、そちら関連でそちらの方、その後、ではこちらの方で。

○フリー木野

Q：すいません。フリーの木野ですけど、保安院の森山さんと文科省の渡辺さんにお伺いしたいんですが。今、リエゾンが官邸の中に入っていたというお話がありましたけど、リエゾンの責任者の方というのはいらっしゃるのでしょうか。指揮系統という、指示系統というのはきちんとしていたのではないかと思うんですが、何人かいて、それぞれが勝手に判断して勝手にやるとは思えないので、現場の責任者の方というのはどなただったんでしょうか。

A：（保安院）リエゾンの責任者は直ちには分かりませんが、官邸には、保安院からは院長が行ったり、次長が行ったりしておりました。このERC、保安院の緊急時対応センターの総括班と、現地のリエゾンとの関係で言えば、かなりいろんな情報を、先程言いましたような端末を通じて、所謂機械的にはありますけども、送っていたということでございます。その中のSPEEDIの試算結果、保安院で行いました試算結果の一つは、官邸内でオペレーションルーム内には共有されていたけども、結果としてその幹部には上がっていなかったと。官邸内の幹部には上がってなかったということでございます。

Q：要するに、共有されていて上がってないということは、その責任者の方、

その時に、その時間に誰がいたかにもよるとは思いますが、指示系統の一番上にいる人間が判断しているのではないかと思うので、その方が分かりましたら。まあこれ分かるはずだと思いますので。

A：（保安院）指示をしたとかなんとかではなくて、少なくとも内閣官房の職員の方が、保安院の職員から、その結果は、先程申し上げた3月12日の午前1時35分の件については、紙で受け取ったというところまでは分かっておりますけど、それ以上のことは分かっておりません。

Q：内閣官房の方が最終的に受け取って、系統としては内閣官房のところから上に上がるということなんですか。

A：（保安院）少なくとも分かっていることは、保安院の職員から、その内閣官房の方が国会でも答弁されておりますけども、保安院職員から紙で受け取ったということは答弁されておりますので、保安院はその内閣官房、失礼致しました。オペレーションルーム内で3月12日の1時35分頃に送ったものは、共有されていたというふうに認識しているということでございます。

Q：その時間、文科省のリエゾンの方もいらっしゃったわけですね。

A：（文部科学省）文部科学省からも、リエゾンというのは所謂、官邸との連絡役ということで、それは文部科学省にできました原子力災害対策支援本部、或いは英語で言うとEOCと言っておりますが、Emergency Operations Centerですが、そこの一員と言いますか、その連絡役として官邸に、これは入れ替わり立ち替わりで同じ人がずっと行ってたわけじゃないんですけども、担当入れ替わり立ち替わりで行ってありました。従って、そのリエゾンの人は原子力災害支援対策本部の出先というふうに理解していただいて結構かと思えます。

Q：現場に常駐されていた方というのはいらっしゃるんですか。その現場の責任者の方というのは。

A：（文部科学省）文部科学省では常駐していた者はおりません。

Q：では、そのSPEEDIのデータが送られた時間に、いたかどうかというのは分かれますか。

A : (文部科学省) そこは分かりません。承知しておりません、私は。

Q : 確認していただけますか。

A : (文部科学省) どの時間に共有されてたかというのは、ちょっと確認の上。

Q : どの時間と言っても、何回も送ってないですよ。

A : (文部科学省) そうですね。確認してみます。確認してみますと言うか、見られる状態。

Q : 確認すれば、誰がいたかというのは分かると思うんですが。

A : (文部科学省) 分かりませんが、分かりませんが見たかどうかは、ちょっと分かりませんので。

Q : 見てないということも、あり得るんですか。

A : (文部科学省) あり得ます。あり得ます。と言うのは、文部科学省は、S P E E D Iの研究開発をやっておりますけども、避難をする、しないを判断をする役割ではございませんので、見ていない可能性もございます。

Q : それでは、確実に見ているのは保安院の方ということでよろしいですか。

A : (保安院) 少なくとも保安院は、そこに送付されて、これはもらった側の方の答弁でもありますように、内閣官房の職員の方が保安院から紙で受け取ったということもおっしゃっておりますので、そこは保安院の職員が、これは誰かという特定はできませんけども、少なくとも紙でお渡ししたということであろうと思っております。

Q : それは、現場の責任者が渡したのではなくて、誰かがという。

A : (保安院) そうです。特定できていません。

Q : その先に、共有した後に、上に渡す役割というのがどういう指揮系統にな

っていたかというのは、把握されているのでしょうか。

A：(保安院) その辺りのことは分かりません。少なくとも保安院のリエゾンは、官邸内で共有した、共有したという意味は、少なくとも。

Q：保安院の役割としては、共有すればそこで終わりということになるんですか。

A：(保安院) この時点では結果として、さまざまな問題があると思いますけども、このSPEEDIの活用については、あくまでも試算だと。これは勿論、大変問題があると思いますけども、そういう参考情報としての扱いに留まったという認識があったということでございます。

Q：いや、参考情報というのは、先程文科省の渡辺さんも、使い方としては、本来はデータが入っているものだけれども仮定のものを入れるという運用もあるということも認識されていたようなので、試算だからどうかというのは無いと思うんですが保安院としてはそうするとそういった仮定のものを入れて運用するという事は承知していなかったということになるんですかね。

A：(保安院) 今のお話しは単位ベクレル数を入れて行うというと私は文科省のほうでやってると言われますけれども。

Q：保安院としては単位放出量で出てきたものに関しては試算であってそういった運用はないと。

A：(保安院) 保安院が自ら評価したものについては、参考情報としてというふうな取り扱いにとどまったというふうに聞いております。もちろん結果が問題があったという事はこれは何回も色んな方からも話しがあるように、IAEA報告書のそれ自体が本来活用すべきだったということはそういう認識でございます。

Q：いやですので、そのちょっと確認したいんですが文科省ではきちんとデータを入れたもの以外に単位放出量としても運用としてそういう運用の仕方があるということを確認していたという話しなんですが、保安院ではそういった運用というのは認識していなかったということになるのでしょうか。

A：(保安院) 指針に書いてあることは認識しております。組織としてはですね。

Q：であれば試算だから使えないという話しにはならないと思うんですが、誰がそう判断したんですか。現場の方がその時間に誰がいらっしやっただかその責任者の方が判断されたと思うのでそのお名前、所属等確認をお願いします。

A：(保安院) ですからこれは誰が実際に受信したかとかわからないということです。

Q：ですから先ほどの質問にもありましたけれども、誰が受信したかではなくて当然情報を共有した中で複数の人間がそれを見ているわけですから、その複数の方々の中で誰かが判断されているわけですね。ですのでその現場の責任者の方をお願いしますと言っているんです。

Q：(園田政務官) あのごめんなさい。私からよろしいでしょうか。ちょっと裏方に色々聞いてみるとですね皆さん方のご関心はごもつともだと思っておりますし、また先ほど私からもお答えをさせていただいてるようになりますねSPEEDIの活用の仕方、され方というのが完全に誤っていたというふうに今でこそ私共もそれは反省の上に立って教訓として残させていただいております。その経緯についてはどうやら事故調査委員会でもうすでにこの点については調査に入っていらっしゃるようなので、そういう面では事故調査委員会できちっと概要がでてくるのをちょっとお待ちいただきたいと思います。私共は官房も含めてその調査に最大限協力をするようにと言われて、それは官房からのご指示をいただいておりますので。

Q：すいません。園田さん一つよろしいでしょうか。

A：(園田政務官) はい。

Q：事故調査委員会をそういう形で持ち出されて、会見の場で質問に答えていただけないというのは情報の出し方としては非常に間違っています。

A：(園田政務官) いやいや違います。したがって今保安院でわかる範囲でお答えをさせていただいているんですが。

Q：ですので分かる範囲でお答えいただければいいので、分からなければ分からないというお答えでいいんですが今こちらの質問に対して回答いただけないので。

A：（園田政務官）だからしたがってそれは全てにおいて分かる範囲ではお答えをさせていただいていますけども、それ以上はおそらくオペレーションルームの中の官房の方なんです。それは今事故調査委員会の方からも調査がはいつているように今私後ろで聞きましたので。

Q：伝えなかったのはじゃあ官房の人間だということでそういう認識でよろしいんでしょうか。

A：（園田政務官）伝えなかったのがというかどうかも含めて今事故調査委員会でやってる。で保安院は官房のそのオペレーションルームの方に伝えたという所まではもう確定をさせていただいておりますので、今後その中で今度はどういう指揮系統があったのかというのは今調査がされているということでございます。

Q：ということは官房の方から上にあがらなかったとそういう認識でよろしいでしょうか。今の現状においては。

A：（園田政務官）それは上がらなかったのかどうかです。

Q：上がらなかったから伝わってなかったわけで。

A：（園田政務官）というのは今調査をしていただいていますのでその調査結果が出てくるんだと思います。

Q：上がらなかったから伝わってなかったのであれば、大臣が知っていて知らないといっている事になるのでそういうことになってしまいますけれども。

A：（園田政務官）それは事故調査委員会で必ず出てくると思います。

Q：ですので現状ではその先ほどから何度ももうやめますけれども、現状その送られた時間に誰がいたのか。誰が責任者として保安院の方がそこにいたのか。それを確認お願いしますというふうをお願いしてるんですけれども、

それに対してわからない、わからないっていうかですねそこで共有されたと言う事だけをおっしゃられるので、確認していただけないのかと思ひまして。

A：(園田政務官) 最大限確認をしていただきたいと思いますので、その確認の結果を皆様方にはお伝えすべきだと思います。

Q：それはお願いします。

A：(園田政務官) はい。

○司会

よろしいでしょうか。 それでは。

○NPJ吉本興業おしどり

Q：NPJ吉本興業のおしどりで。よろしくおひねいします。園田政務官回答ありがとうございます。まず一点RHCジャパンの検査が妥当だという回答ありがとうございました。私が聞いておひねいたのは検査が妥当かどうかではなく、検査の精度と値段の関係なんですね。20ベクレルパーリットルで二万四千元という検査を行ってありますが、色々なお医者様専門家に聞きました所NAIシンチレーションの検査で二万四千元は高いのではないかという回答を幾つもおひねいただきました。そのRHCジャパンは20ベクレルで二万四千元、20ベクレルパーリットルで二万四千元なんですけれども例えば似たようなお値段の理研分析センターでは、2リットルで0.30から0.50ベクレルが検出限界で二万二千元なんですね。2リットルで0.1ベクレルから0.29ベクレルで三万円など、普通尿の検査は海外でも調べましたところ検査の精度と値段が相関関係で変わるんですね。なのでこのRHCジャパンの検査の精度と値段は妥当かどうか。そしてこれから内部被ばくが住民の一番気にしている問題ですので色々こういうような形で内部被ばく、尿など色々検査する機関が出てくるかもしれませんが、そのようなことは今まで厚労省等も今このような事例はなかったなので、どのような形で法規制をしていくかその見解をお聞かせ下さい。そして汚染されていた野菜が一般廃棄物として処分されたという回答でよろしかったでしょうか。すいません私初めのところにいなかったです。ちがいますか。

A：(園田政務官) 帰っちゃったってすいません。担当者がすいません。確認をさせてください。

- Q：わかりました。そういうな回答だったとちょっと頂いてたということなんですけれども、野菜はその福島農家の方々に聞きましたところ三回測定して三回以内に基準値以内に一回でもさがったら出荷するという形で、で三回検査しても基準値が暫定基準値より下がらなかつたら廃棄物、出荷できないということだったんですけれども非常に汚染されておりましてそれはカコウセン廃棄物ですので一般廃棄物として処分できないということだったので、そのまま放置しているところが7月の段階で多く農水省に問い合わせたところ、各自治体に任せているという回答だったんですけれども、それが一般廃棄物として処理されてたなら、ものすごく高濃度の灰がでると思うんですけれどもそのあたりはどういうふう認識されてたのかももう少し詳しく教えてください。
- Q：以前私が聞いてたことでもう回答がでていたら申し訳ないんですけども、8月17日にロードマップが出た中で日米両政府経団連などが復興関連行事として、歌手のレディー・ガガさんやニューヨークのシェフの私設団等の訪日などによる安全セキネンの関連行事等をしたんですけれども、それに関わった予算など。そしてその予算がどこから出たのか具体的にどんなことをしたのかとか回答がでてましたらよろしくお願ひいたします。
- Q：あと、東京大学の小佐古先生にお聞きしまして、ちょっと調べたんですけれども、現段階で除染を住民の方々がされているんですけれどもその一元化している管理部署はどこになるんでしょうか。今、わりと調べましたところ各地域、各自治体で割りとそのあたりはここら辺に埋めるとかこのあたりは自分のもっている休耕田においておくとか、そういうような形での除染の形式になっておりまして、このままだと5年後10年後に掘り返してみたらびっくりするくらい高濃度汚染された土がでてくるというような懸念がありますので、現段階で住民の方々がもしくは色々な方々が行っている除染、そして除染されたものの行き場所の管理。そのような地図はどこ部署が作っているのか教えてください。
- Q：また、除染に関してもう一点なんですけども、以前こちらの統合会見で除染に関する住民の方々が除染を始めるにあたっての実験の資料がでてたんですけれども、それはマスクを義務づけて、そして一日に確か4時間以内というような、何時間以内かみたいなのちょっと4時間という数字は、うろ覚えなんですけれども、そういうので経口被ばく、吸入被ばくで、どれくらい汚染するかという実験試料が出ていたんですけれども、現段階の住民の方々の除染としてマスクをしておられない方がおられたりとか、1日8時間、10時間除染をされている方々がおられるんですけれども、例えば南相馬の保育園等

では煙と埃をもうもうと上げて、でも普通に園児はマスクをせずいてとかで、慌てて誰かが注意する人がいて除染を止めたり、というような形になっているんですけども、住民の方々が除染をされていくにあたって、どのような管理をされておられるかどうか。被ばく管理をされているかどうか。あの時、会見に出てきた実験試料のアナウンスのみなのかどうか教えて下さい。

Q：続きまして、これ文科省の方にもお聞きしたいんですけども、福島県の子供や妊婦さんにガラスバッジを配布して積算線量を測るといような事が以前出てたんですけども、色々調べました結果、例えば飯舘村、もしくは郡山の一部等でもそうなんですけど、小学生が放射性を気にしながら生活するのは可哀想だという判断で、各地域によって希望があるにも関わらずガラスバッジを配布していない地域があります。ですので、これは義務教育という事もあり、そのような事例を文科省で把握しているのかどうか。そしてガラスバッジを配布するよというアナウンスだけで、どのような実態、例えば各小学校の子供が実際どのような積算線量になっているか等、調査はされているのでしょうか。よろしくお願ひします。

Q：続きまして小児甲状腺サーベイの説明会に行ってきたんですけども、その中で安定ヨウ素剤の説明が同時に行われておりました。なぜ安定ヨウ素剤の説明が小児甲状腺サーベイの説明会で行われるのかというのを、その時の医療班のお医者様方、そして説明会に来られていた放医研の先生にもお聞きしたいんですけども、公式な見解ではないという事で幾つか回答をいただいたんですけど、なかなか疑問が残る回答でした。小児甲状腺サーベイは3月末に行われましたので、3月14日15日に高線量になった地域の検査としては、安定ヨウ素剤の投与判断の検査としては、全く時期的に遅いという事でしたので、ではなぜ説明会で安定ヨウ素剤の説明を一緒にするのかという疑問があったんですけども、公式な見解ではないんですけども、恐らくこの検査は安定ヨウ素剤を投与しなくてよかったか、それが妥当だったかどうかの判断ではなかったかというような回答をいただきました。この小児甲状腺サーベイの説明会で、なぜ安定ヨウ素剤の説明が一緒になったかという見解を公式な回答でいただきたいのですが、またよろしくお願ひいたします。それでですね、これも公式な見解じゃないんですけども、小児甲状腺サーベイの検査を3月末にするというのは非常に遅い検査で、現段階からホールボディカウンタ等でも過去のヨウ素被ばくを推定することは、今の科学的に一切無理なので、これからは早期発見早期治療の方に力を入れるべきだという、その時の放医研の先生の見解をいただきました。ですが、早期発見早期治療なら福島県の18歳以下の子供全てに2年半毎に行う小児甲状腺がん検診の1次検査で血液検査を入れるべきではないかとお聞きしたんですけども

も、甲状腺のエコーのみで、しこりがあった時のみ細胞診血液検査尿検査でするので、1次検査で血液検査を入れるべきではないか。なぜならばエコーだと甲状腺がんしか見られませんので、こちらで甲状腺機能障害についても言及してるんですけど、甲状腺機能障害みるなら一時検査に血液検査を入れるべきじゃないかと聞いたんですけども。それは医療検査への問題だと言われました。お金があったら色んな検査をするべきだけれども、ということでしたので、何故小児甲状腺ガン検診に一時検査に血液検査がないかという公式に回答をいただきたいんですけどよろしく願いいたします。それで小児甲状腺サーベイでいわき市の4歳児が一番最高値が出たんですけど、その住所を調べましたところ、いわき市北部ではなく中部でした。そしてなのでこの小児甲状腺サーベイの検査は、いわき市の中部の子供を何故ピックアップしたのかどういう意図でそして何故最高値が出たのか聞いたんですけど発災当時それを来れる人、ガソリンもなんか色々なかったので、その来れる人だけ検査をするという形であったので特に狙った訳でもなく、そしてなぜこの4歳時が一番最高値が出たか医療班そして放医研では全く予測がつかないという回答をいただきました。で、小児甲状腺サーベイの検査は飯舘村と川俣といわきでやったんですけど、そこにおられるそこに住民票があるお子様たちばかりでなく避難されている割とランダムな形での検査で、その何故最高値が出たのか、そして何故低いのかっていうのが、一切まだ何も判断がつかないという状況ですので、こういう調査は出来るだけ皆さんの記憶が残っているうちに早くした方が出来るだけ正確なデータになりますので、その調査を何故いわき市の子供が一番最高値が出たのかという調査をしていただきたいんですけども、その事についてのこれからの計画はどうなっているのでしょうか。

Q：あともう1点最後をお願いいたします。以前福島の間、福島県の米、お米のお米がその基準値以下だったというニュースが出ましたけどそれは会津の米だけの調査でした。で、調べましたところ、飯舘村の隣の地域でも6マイクロシーベルトパーアワーという空間線量にも関わらず稲作を普通にやっている地域が大変たくさんあります。ですので、その小さな米そしてその地域の米だけ、その土壌調査はどういうふうにされていくのでしょうか。その会津はかなり離れておりますので、会津の米だけでの調査だけで、福島県のお米だけが大丈夫というアナウンスが大丈夫でしたので、他の地域の米はどのように調査されていく計画があるのか教えて下さい。よろしく願いします。

A：(園田政務官) えっと、いくつかご質問いただきましたが、ありがとうございます

いました。まずですね、いくつか、南相馬の尿検査の件でございますが。RHAのジャパンのこの24000円ですね、これが妥当なものあるかというものですけれども、また先程お伝えをさせていただいたんですけど、現段階では規制をするものがなくてですね、いわば民間のそういったまた形に待たされていうことでもありますので、これを妥当かというところの判断それを基準そのものが実は政府の中にはありません。で、今後ですね、こういったことが恐らく起きてくるかもしれませんので、厚生労働省を中心として、そういったことはですね、何らかの形で検討していただきたいという風に思っております。まあ、今後法規制までは行くかどうかでありますけれども、その点につきましては私の立場で現段階では特に規制していないということで。その姿勢でそのものについては、ちょっと言及はこの立場では出来ないということは申し上げていただきたいと思います。それからレディ・ガガさんの件でございますけど、先般ちょっとお答えをさせていただいたんですけど、ちょっとすいません、手元に資料探したんですけどございませぬので、1週間くらい前の記者会見の中で私がお答えさせていただいておりますので、出来ればホームページに議事録をこれから載せるという事を申し上げているのですが、載っているのをそれをご確認いただきたいと思います。で、不正確を前提として、ちょっと申し上げますと、あれはですね、日本政府として企画したものではありません。たまたまレディ・ガガさんがイベントを開催するというところに、私どもがいわば、この方は、大変日本に対して、あるいは震災に対して、ご協力をしていたという経緯があって、で、その場に政府の関係者、あるいは商工会議所だったと思います。含めてですね。あの出向いていったといったらちょっと語弊があるかもしれませんが、そのイベントに合流させていただいて、まあやっぱ風評被害も含めてですね、それを払拭するテーマのひとつとして事業として行わせていて政府として広報をさせていただいたという位置づけでございます。従って政府予算の中で何かイベントを組んだということでは、実はなかった様でございますので、その点については誤解があった、記載としてですね、ロードマップのなかでの、誤解があった中での訂正をさせていただきたいと思います。それから除染の関係でありますけれども、後ほど保安院からも少し補足がもしあれば、支援チームですか、させていただければという風に思っておりますけれども、まず除染の管理は先週でありますけれども、現地において支援チームと環境省が中心となって、先ほども最初の質問にありましたけれども、JAEAが60人の専門家をここに派遣をしていただくという形で、現地対策本部というか、現地の支援チームを立ち上げさせていただきました。それと同時に政府そのものとしては放射性物質の汚染対策連絡室を立ち上げさせていただいて、調

整会議ですね、調整会議を立ち上げさせていただきまして、関係省庁がこの場でまた意見交換をすることによって更に除染、あるいはその他にも含めて統一的に対策を行っていくという形を取らせていただいております。

Q：ではそこが一括管理するということですか。

A：（園田政務官）はい、そういうことになります。対策室が一元管理をするところになります。

Q：では今までの除染などの地図はここでもう作ってあるのでしょうか。今まで除染された地域、除染したものが天地返しをしたり埋めたりとかしてるんですけども、その地図は既にここに作ってあるということでしょうか。

A：（園田政務官）除染マップですか。

Q：除染マップではなく、除染したその廃棄物をどこに処理するかという、現段階でどこに埋めたり。

A：（園田政務官）ちょっとご報告させていただきます、すいません。

A：（環境省）環境省の廃棄物対策課の村山と申します。除染で生じた土壌等の廃棄物なんですけれども、現在最終処分場の場所がないということもございまして、一時仮置きというような形で各自治体のほうに、あと地域コミュニティの方をお願いしているというような状況でございます。それで、そのまま放置すると色々将来的に困るということもございまして、最終的にはどこに埋めたかどうかというのはデータベースとかマッピングとかを作って把握しようというようなことで今考えておまして、ちょっとまだ具体的な作業については、各自治体さんのほうで一部取り組んでるところもあるかと思いますが、最終的には国のほうで調整、データですか、ベースみたいなものは作っていくものと考えてるところでございます。

Q：わかりました。その除染されてその廃棄物がどこに埋められたかなどは、逐一除染されている住民の方々に公開されないと、除染されたものをまた埋めようとしたらすごく高線量のものが出てきたなどそういう風な懸念がございしますので、それはどのような形でどのような時期に公開されていくんでしょうか。

A：（環境省）具体的にいつの時期に公開するかどうかはまだはっきりとは決ま
ってなくて、ご指摘の点については今後こういった形で、場所がどこにも合
っているかどうかというのは、していくかどうかっていうのは検討して参り
たいと思っております。以上でございます。

Q：わかりました。では早急によりしくお願いします。園田政務官すいません、
先ほどのレディ・ガガさんの件なんですけれども、それはイベントに合流し
たということで、ではニューヨークシェフの使節団なども同じような形なん
でしょうか。ニューヨークシェフの使節団などの。

A：（政務官）すいませんそれも確認させてください。

A：（支援T）支援チームでございます。その仮置き場のところですが、
今まで過去出しております先週金曜日に出しました市町村が実施される場合
のガイドラインですとか、あるいは7月15日のほうに県あるいは国のほうで
先ほど4時間ぐらいとおっしゃられたあの文書の内容では、市町村のほうで
適切な管理をこういう方法でやってくださいというようなことをお願いをし
ております。どこで仮置きをされているかということについてまず現場とい
うか、一番近い市町村のほうで場所のほうの把握のほうはお願い申し上げて
いるというような形であります。ただおそらく今後さらにきちんとしていく
ということはあるかと思えます。今はとりあえずその文書をお願いをして
おります。それから4時間の話でございますけれども、ひとつは4時間ある
作業をやってみましたところこういう形でしたということでございまして、
必ずしも4時間以下とか4時間以上してはならないというような形で言っ
てるわけではありません。

Q：わかりました。ではあの時の資料はお願いという形でその参考資料という
4時間作業するとこれぐらい被ばくするという参考資料という認識でよろし
いでしょうか。

A：（支援T）その結果をお伝えして4時間ぐらいでやってみたところ、4時間
で1マイクロシーベルトぐらいであるからこういう風にそれぞれが短い時間
でやられたりするように気をつけながらやっていければ、そんなにご心配
されることはないだろうという風を書いてあるわけです。

Q：わかりました。では被災者生活支援チームとして、現段階で住民の方々が除染されている時にどのような形で、そして不要な被ばくをしないかどうか管理されていたりとか、もしくはいくつか調査をされたりとかいうそういった形はされてるのでしょうか。

A：（支援T）今までの知見について、先ほどの7月15日の文書であるいは県のほうが出してるマニュアルにもありますけれども、そのおっしゃられたマスクなどをしたほうがより望ましいとか、そういったような注意事項と言いますか、こうしたほうがいいですよってことが書いております。またそれから7月26日に出しましたガイドラインですけれども、またこれは色々国をあげて初めてのことで、色々やってく中で知見がこれから積み重なっていくだろうと。知見が積み重なっていけばまたそういうところを色々こうしたほうがいいのか、入れていこうとかいうようなことでは思っております。

Q：わかりました。私が聞いておりますのはガイドラインやお願いを出すだけではなく、その現場のほうで実際どのような形で除染が行われているかどうか、それを調査されたりとかは、していらっしゃらないのでしょうか。

A：（支援T）国が直接行ったりする分についてはこれから当然わかっていくことになりまして、市町村のほうにお願いしてる分、これについては、市町村でどうしたらいいかわからないということに対してそういうガイドライン的なものを示したり、仮置き場を作ってくださいとお願いしておりますので、その中で把握されてきてまた市町村と確認したり相談していく中でわかっていくと思います。今とりあえずは市町村のほうにお願いをしておるという形になります。

Q：わかりました。つまり現段階でまだ市町村のほうにお願いしてるので被災者生活支援チームとしてはしていないという回答ですか。

A：（支援T）おっしゃられておられましたようにマップを今すぐ出せっていう形で言われるとそういうものがすぐあるわけがありません。

Q：すいません、ちょっとわからなかったんですけど最後もう一度お願いします。マップを。

A：（支援T）今どこでどれだけの仮置き場の場所で、先ほどの政務官とのやり取りの中でマップとかおっしゃっておられたんで、そういうどこに今仮置き場

の地図がありますよということについて、今お出しできるようなものではございません。

Q：わかりました。その今聞いておりますマップではなく、どのような形で住民の方々が実際に除染作業を行ってるかどうか、その7月15日に出た参考資料お願いガイドラインのように、実際現場の住民の方々が被ばくをせずに、不要な被ばくをせずに除染作業をしておられるかどうかのチェックは、被災者生活支援チームとしておられないのでしょうかと。

A：（支援T）網羅的に全部把握しておるかということですが、たとえば色んなところでお話は聞いておりますけれども、網羅的に全部把握していたりしてはいません。一応これはあくまで今のところガイドラインであったり、いわゆる規制的な色彩のものの文書の性格ではないので、すべてを把握してチェックをしておるというものではございません。

A：（文科省）すいません、学校の関係で文部科学省から申し上げます。確かに子供たちが線量計をつけることがいいのか、つまり心理的な影響があるのではないかというご意見と、しかし子供たちの実際の被ばくをきちんと測るべきだというご意見が両方あるのは承知しております。一部の学校で子供たちにガラスバッチを持たせているというところもございますが、これは基本的には各自治体か学校設置者の判断でやっておるものでございまして、文部科学省がやっていたいものではございません。文部科学省がお願いしているのは、先ほど言いました子供たちに線量計を持たせることの子供たちの影響も考慮しまして、福島県内の幼稚園小学校中学校高校など1,600以上あるんですけども、これに線量計を配りまして教職員の方につけていただきまして、それで測っております。その結果は月1回文部科学省のほうでプレス発表させていただいてるところでございます。

Q：わかりました。では自治体のほうに、文科省は任せておられるということで、その小学校の親御さんが自分の子供にはガラスバッチを持たせたいと思った場合、どこに申し出たらいいのでしょうか。

A：（文科省）学校全体でガラスバッチをつけるかつかないかというのは基本的には各自治体の学校設置者のほうで判断されてるので、文部科学省のほうでやってくれとか、或いはやるなとかいうことは指導はしてございません。従ってもしそういったご希望があるのであれば、学校のほうでご相談いただくということになるかと思えます。

Q：分かりました。義務教育ということで、どこの小学校も同じ希望が自分の子どもに関して線量を知りたいという希望が通ると思ったんですけれども、それは別に文科省のほうでは指導せず、各学校の自治体の判断に任せるとい
う、教育委員会、もしくは教育長の判断に任せるとい
うことでしょうか。

A：（文科省）一番最初に申しあげました様に、子どもに線量計を持たせるとい
うことについては、測って線量が分かるというメリットと、子ども達にスト
レスを与えて良くないのではないかという意見もありですね、いろいろ悩ん
だんですけれども、結局は文科省がやっているのは教職員の方につけていた
だくというかたちで、基本的には学校で子ども達と一緒に生活しているわけ
です、それで子ども達ですね、線量は推定できるだろうというふうに
判断しているところでございます。

Q：分かりました。文科省としましては、小学生がガラスバッチを付けること
についての認識といいますか公式なコメントはどちらでもいいという回答な
のでしょうか。

A：（文科省）先ほど申しあげました様に、文科省としてガラスバッチを付ける
べきとも、付けないべきとも申しあげてないということございまして、そ
れぞれ各学校設置者のご判断だと思います。ただ、全県的な傾向を知る必要
がございますので、文科省としては 1,600 以上ですね、学校に、教職員の
方に持たせるということはやっておりますし、これからもそれは続けます、
ということでございます。

Q：かりました。すみません、ちょっと以前回答いただいていたら申し訳ない
のですけれども、ちょっとこの点もお聞きしたいんですけれども、来年度か
ら小学校で放射線教育の副読本が配られるということを、以前坪井審議官に
お聞きしたんですけれども、それはどの様な内容でどの様な団体が作るの
でしょうか。もう少ししばらくしたら回答するというお返事を、坪井さんから
いただいていたんですけれども。

A：（文科省）すみません、既に坪井審議官がどこかの時点で回答しているみた
いです。すみません。

Q：分かりました。すみません。確認します。

A：（支援 T 医療班）支援チーム、医療班のほうから。まず、安定化ヨウ素剤の

ご説明の内容なんですけれども、私ども説明会の中では安定化ヨウ素剤は原子力安全委員会の定めた毎時 0.2 マイクロシーベルトというのが甲状腺等価線量 100 ミリシーベルト、それは安定化ヨウ素剤の内服基準であるというふうに定められていると説明会での説明時にちょっと触れさせていただいたのであって、この調査で安定化ヨウ素剤の内服の是非について判断したというふうな説明は行っていないというふうに認識しております。二点目、何故最高値なのか、いわき市、ということには、ちょっと私どもも分からないというのが正直なところでございます。今後原子力安全委員会さんとも相談して、ちょっと宿題として持ち帰らせていただければと。血液検査のこととございますけれども、これは甲状腺、癌に関する血液検査ということによろしいでしょうか。

Q：いえ、甲状腺機能障害でした。フリーT3とかフリーT4等のチェックということですけども。

A：（支援T医療班）私どもの認識として、説明会で説明した内容としては甲状腺機能低下症には閾値があって、それは非常に高い線量であります。これは資料にも載せていますけれども、何千ミリシーベルトというものです。今回18歳未満の全県民に対してという意味では、癌としてのスクリーニングとしてはエコーが非常に妥当で、非常にそれは確立されたものでございますので、基本的には癌のスクリーニングとしてそちらを採用させていただいているというところがございます。いわき市の今後の計画という四点目でございますけれども、そこは今からではちょっと大変不安でたぶん思っておられるという方は凄く分かるんですが、ヨウ素に関しては非常に半減期が短いものでございますので、先ほどの最大値を示した理由とも併せて甲状腺からとしては検出は、大変申し訳ないんですが今からでは調査できないということにはなると思います。ちょっと答えになっているかですが、以上でございます。

A：（園田政務官）野菜を燃やした場合の焼却灰の件について質問があったかと思うんですが、基本的には、福島県内の災害廃棄物処理の方針ということで、6月23日示しております、それは6月28日にですね、一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定、及び当面の取り扱いについてということで16都県について、調査とですね、当面の取り扱いについて示しているところがございます。その中で、8,000ベクレル以下のものについては埋め立て処分ということで、8,000からの10万については、処理方法は今検討しているところで

ございまして、一時保管というような形で各自治体さんをお願いしているようなところでございます。そういう取り扱いでですね、各自治体に対等を取っていただいているものだと考えているところであります。

Q：すみません、これは福島県内の米に関する回答ですか。これは違いますよね。

A：（園田政務官）お米はですね、農林水産省のホームページにももう載っていると思います。ちょっと一度ご確認をいただきたいのですが。また正確ではないということを前提に、ちょっと私の覚えている限りで申し上げたいと思うんですけども、まず、作付の基準が5,000ベクレルという基準がありまして、その調査を2回やります。予備調査と本調査っていうのがありまして、まず、予備調査の段階で5,000ベクレルを下回っているものは、そのままフリーでいくんですけども、それよりも上回っているものについて、これを本調査をかけると言う形に二段階に確かなっていったと。それで下500、最終的には500ベクレルを下回っているものについて出荷をするという形をとっていらっしゃるということでございまして、従ってその基準に基づいてやっているわけでございますので。どこっておっしゃいましたかね。飯館村っておっしゃいました。

Q：飯館村の隣の地域なんですけれども、まあちょっと地域名はここでは触れませんが。

A：（園田政務官）はい、分かりました。

Q：空間線量が6マイクロシーベルトパーアワー、飯館村と長泥地区と同じような空間線量なんですけれども、ずっと稲作をやっておられる地域がありますので。

A：（園田政務官）はい、おそらく調査も入っていると思います。で、その調査が入った上で、そのまま作付が行われているということでありますので、空間と土壌も含めてですね、吸い上げが中に入りますね。吸い上げの値がですね、おそらく下回っているものではないかと、500ベクレルですね。下回っているものではないかというふうに推測いたします。で、最終的に出荷す

る前にもう一回本調査をしますので、高ければ、当然ながら出荷される部分については今の状況ではまずは安全なものであるというふうに申し上げられるのではないかと、というふうに思います。

○ N P J 日隅

Q : すみません、S P E E D I のことで追加で調べておいていただきたいと、今でなくていいのですけれども。原子力災害対策本部がS P E E D I の計算を3月11日からしているものについて、いろいろな想定がされているわけですが、この想定でこういう計算をするようにというふうに指示を出した方は誰で、それぞれのデータについてはどういう扱いが、どういふふうに使われたのかということについてもご回答、宿題という形で結構ですので、いただきましたと思いますので、よろしくお願いします。

A : (文科省) 文科省は答えられますのでお答えします。38件文科省やっておりますが、どういう条件でやれと言ったのは、先程言いましたE O C、所謂原子力災害対策支援本部の担当者でございまして、いずれも内部での参考として扱っただけでございまして、何かに使うということはいたしておりません。なお、これらは全て現在ホームページに公開をされておるところでございませぬ。

Q : すみません、そうすると、文科省はE O Cから使うのでやってくれって言われて、計算した結果をE O Cが勝手に出力して使っているだろうけれども、それをどういふふうに使っているかは分からないと、こういうことでしょうか。

A : (文科省) 使っているか分からないというか、文科省の場合はE O Cの外に出ておりませぬので、内部でしか使っておりませぬで、一部モニタリングカーを派遣する時に、風下になっている部分のほうが高いであろうということで、そのモニタリングカーが行く時に、参考にしたケースはございませぬ。

Q : ごめんなさい。良く理解出来ていないんですけれども、E O Cに言われて作ったっていうのは本部の中で作ったっていう事、それとも文科省の方で作って、要は繋がっているからっていう意味でしょうか。

A：(文科省) 文部科学省の中で原子力安全技術センターに指示して作って、文部科学省の中だけで使ったのであって、いわゆる原子力安全・保安院あるいは原子力災害対策本部の方では、それは活用されていないというふうに理解をしております。

Q：そこで言うEOCっていうのは文科省内部の。

A：(文科省) ごめんなさい。EOCっていうのは文部科学省の原子力災害対策支援本部の事でございまして、文部科学省内部の組織の事でございます。

Q：わかりました。すいません。保安院の方は、今は分からないという事でしょうか。

A：(保安院) それは、今は分かりませんので確認してみます。

(質疑応答終了)

<東電から本日の作業状況の報告>

東京電量でございますが、作業状況の実績の前にベータ線の被ばくがありましたので、まずそちらのほうをご報告させていただきます。昨日になりますが、淡水化処理装置のRO膜のフィルタの交換に従事していた当社の社員3名でございますが、APDの警報設定値、ベータ線の警報設定値が15ミリシーベルトのところ、被ばく線量としまして、実績値が17.1ミリシーベルトでございます。2人目の方が同じく警報設定値が15ミリシーベルトで、被ばく線量の実績が23.4ミリシーベルトになります。ちなみにCさん、3番目の方は現在被ばく線量の確認をしているところでございまして、詳細分かりましたら明日の会見でご説明させていただければと思います。ちなみに、ガンマ線に関しましては、0.28ミリシーベルト、2番目の方は0.22ミリシーベルトがガンマ線による被ばくでございます。こちらに関しましては、昨日RO膜のフィルターの交換作業を午前10時から11時30分にかけて交換作業を行いましたけれども、こちらは、ベータ線源が含まれる水の中に手を入れて行う作業でございますので、ベータ線の被ばくをしたものというふうに推定しております。なお、緊急時被ばくによります皮膚の等価線量の線量限度はベータ線と言いますと1000ミリシーベルトでございますので、健康の問題はないと判断しておりますけれども、念のため医師による診断を今後受ける予定でございます。なお、個の3人の作業員の装備でございますけれども、17.1ミリシーベルトの被ばくをした者は下半身がカッパ、それから手袋を3枚重ね、

それから23.4ミリシーベルトのベータ線の被ばくをした者はタイベックと手袋の1枚重ね、それから現在被ばく線量の確認中の者が、上下がカップで、手袋の2枚重ねをしていたという装備でございます。なぜこういう被ばくになったかという点につきましては、現在を進めております。分かり次第皆様にご報告させていただければと思っております。

続きまして、プラントの状況でございますが、原子炉の注水状況です。17時現在1号機は3.8立方メートル／アワー、2号機3.6立方メートル／アワー、3号機7.1立方メートル／アワーでございます。格納容器の窒素ガスの封入でございますが、17時現在1号機の格納容器圧力は127.7キロパスカル、2号機が115キロパスカル、3号機101.5キロパスカルでございます。

使用済み燃料プールの循環冷却でございますが、17時現在、1号機は29.5℃、2号機34.0℃、3号機31.9℃、4号機30.0℃でございます。

それから、タービン建屋の溜まり水の移送でございますけれども、2号機は雑固体廃棄物処理建屋、3号機はプロセス主建屋への移送を継続いたしております。6号機のタービン建屋の溜まり水を仮設タンクに移送する作業につきましては、本日10時から16時の間で実施いたしております。

各建屋の水位です。16時現在プロセス主建屋の水位は6297mmでございます。午前7時と比べますと1mmの低下でございます。雑固体廃棄物減容処理建屋の水位は3580mmで午前7時と比べますと150mmの上昇でございます。サイトバンカ建屋はOPで4473mmで午前7時と比べますと4mmの上昇になります。

トレンチの水位です。16時現在1号機はダウンスケール中、2号機は3445mm、3号機は3477mmでそれぞれ午前7時と比べますと、8mm、15mmの低下になります。

タービン建屋の水位です。16時現在1号機は4920mm、変化ございません。2号機は3473mm、3号機は3253mm、4号機3359mmで午前7時と比べますとそれぞれ、6mm、16mm、13mmの低下です。

1号機原子炉建屋地下1階の水位ですが、16時現在4774mmで、午前7時と比べますと4mmの低下でございます。

作業の状況です。遠隔操作による瓦礫の撤去ですが、本日1、2号機のポンプ室周りにて瓦礫の撤去を実施いたしまして、コンテナ5個分の回収を行ってお

ります。こちらに関しましては、累計量で571個であります。

循環型海水浄化装置に関しましては、先ほど申し上げた通り、フィルターの溶接部分にピンホールがございましたので、装置を現在停止中でございます。

1号機の原子炉建屋カバー設置工事ですが、原子炉建屋は鉄骨の撤去作業を実施いたしております。

それから部材の搬入関連は本日つり具を移送してまいりまして、明日はメガフロートから物揚場に陸揚げを予定しております。

1から4号機の取水口南側におきます鋼管矢板の設置工事ですけれども、明日も鋼管矢板の打設を行います。北側防波堤のシルトフェンスの開閉予定はございません。

それから、2号機の原子炉建屋ブローアウトパネルの開口部のダストサンプリングは予定通り実施しております。

それから、水処理装置の運転の状況でございますが、本日第2セシウム吸着装置の1塔ベッセル交換を行っております。7時8分に停止いたしまして、14時25分に起動、14時27分に定常流量に到達いたしております。処理量といたしましては、24.5立方メートル／アワーでございます。7時08分に停止、14時25分にポンプ起動、27分に定常流量に到達という状況でございます。

明日でございますけれども、キュリオン側、第1セシウム吸着装置のほうのベッセル3塔の交換を予定いたしております。

それから、先ほどいただいた質問で回答できるものがありますので、ご回答させていただきます。第二原子力発電所の4号機の本日の格納容器の中の空間線量でございますが、原子炉冷却材浄化系の入口ボトムラインのところで6ミリシーベルト／アワーが検出されたのが最高値でございます。なお、こちらに関しましては、前回の定検のときに測定値が8ミリシーベルト／アワーでございますので、大きな変動等はないと考えております。

それから、自主避難された方への補償金の支払いでございますが、こちらは8月5日の中間指針では明記されておらず、紛争審査会のほうで今後検討するということになっております。東京電力といたしましては、この指針の検討を踏まえながら対応させていただきたいと考えております。

当社からは以上でございます。

(質疑応答)

○フリー木野

Q：度々すいません。フリーの木野ですけれども。東京電力の松本さんにちょっとお伺いしたいんですが、今の被ばくの情報入ったのは何時位だったでしょうか。

A：（東電）1時間位前だったかと思いますが。

Q：それから被ばく量は分かるんですが、それぞれどの位の時間の作業量でこうなったんでしょうか。

A：（東電）今のところ確認できておりますのは、昨日の午前10時から午前11時30分の約1時間半でございます。

Q：この原因確認調査中という事なんですが、原因といってもこのRO膜のフィルタの線量が高くなるのは以前からわかっていたことで、先日、どういう形で交換するのか、松本さんにお伺いした時にオンラインで離れてやるので問題無いという回答をいただいていたように思うのですが。その情報は、どういう形で得ていたのでしょうか。

A：（東電）RO膜のフィルタは、私、オンラインで交換するとは申しあげておりませんで、セシウム吸着塔のベッセルか第二セシウム吸着装置の吸着塔ではないかと思えます。ただし、いずれもホースの切り替えの際には人が離すことになりまして、ベッセル本体は重量物でございますのでクレーンでの遠隔操作になります。

Q：できればいいのですが、RO膜の交換作業で、水の中に手を入れてという、作業の詳しい内容はお分かりになりますか。

A：（東電）はい、順番から3人の社員でございますので、Aさん、Bさん、Cさんというふうに申しあげますと、17.1ミリシーベルトのものがAさん、それから23.4ミリシーベルトのものがBさん、それから現在被ばく線量を確認しているものがCさんとさせていただきますと、AさんとCさんは処理水で満たされている保護フィルタのタンクの中に手を入れまして、手首程度でございますが、フィルタの保護キャップを外してカートリッジを、これ全部で18本あるのですがそれを取り外して新しいものに交換したという作業に従事しております。それからBさんの方でございますが、BさんはAとCが取り外したカートリッジを受け取りまして、社員のAとCに新しいカートリッジを渡すというような作業に従事しておりました。

Q：わかりました。すみません保安院の森山さんにお伺いしたいのですが。作業の内容と、それから被ばく線量の確認、事前にされてなかったんでしょうか。今日の午前中にもお伺いした際には、把握して無いというお話だったのですが。

A：（保安院）作業の内容は、しかとは保安院の方では事前には確認しておりません。

○質問者不明

Q：すみません、今の関係なんですけれども。作業に要する時間というのは大体、どれくらいで設定されていたのか教えてください。

A：（東電）作業時間の計画等に関しましては、現在確認中でございますが、実績そのものは約1時間半でございます。

○共同通信須江

Q：報道通信の須江と申します。これもわかればお願いしたいのですが。フィルタのその付近の、そもそもの線量というのは、これはどれくらいあったのでしょうか。

A：（東電）空間線量も少し確認させていただきますけれども、Aさん、Bさんのガンマ線による被ばく線量が0.28、それから0.22でございますので、それ程高い状況ではないというふうに思っております。実際の空間線量については確認させていただきます。

Q：それから、私ちょっと不勉強で恐縮ですが、この時だけ違った手順を取ったとか、普段とはなんか違った行動をした、時間が長くなったとか、そういったことはあるのでしょうか。

A：（東電）こちらはフィルタの交換は昨日が初めてでございますので、最初の作業ということになります。なお、水に触れる作業でございますので、この場合は、ベータ、ガンマの両方の放射線量が測れるAPDを持っていくということになります。

Q：そうしますとすみません、これも出していたら。東電さんの方で、最初に想定をしていた被ばく量というのはどれくらいだと。

A：（東電）警報の設定値がベータ線で 15 ミリシーベルト、ガンマ線で 1 ミリシーベルトでございます。Aさん、Bさんに関しましては、ベータ線が 15、ガンマ線が 1 で設定いたしまして、Cさんに関しましては現在確認中でございます。

Q：そうしますとこのお三方が作業されると、1 時間半、通常作業をした場合は 15 ミリシーベルトぐらいまでは被ばくするであろうという作業計画でやられたということですか。

A：（東電）はいそうです。水に触れますので、この場合にはベータ、ガンマの被ばくを想定した上で準備をしたということになります。手袋を重ねた他、カップ類で直接皮膚に触れないようにするというような行為が行われております。

○NHK岡田

Q：NHKの岡田です。続いて同じ質問なんですけれども、これは医師の診断という今後のことなんです、これはなにか目途があるのでしょうかということと、これは、どちらで診察を受ける予定なんですか。

A：（東電）現時点で、健康上の問題等は本人等の訴え等もございませんし、皮膚の等価線量の線量限度も千ミリシーベルトでございますので、念のため、医師の診断を明日以降受ける予定でございますが、産業医の先生、どの産業医の先生なのか、福島第一なのかあるいはJヴィレッジ等については、どの先生に受けるかというのは、まだ決まっております。

Q：後もう一つ、交換の方法なんですけれども、今後はこれと同じような感じになるのでしょうか、またなんか違う形を取られるのでしょうか。

A：（東電）今後は、今回の被ばくの原因につきまして、よく計画と言いますか、計画と実態をよく付き合わせた上で評価させていただければと思っています。その後は、新しく再発防止対策を組み立てた上での作業になります。

○NPJと吉本興業 おしどり

Q：すいません、NPJと吉本興業のおしどりで、すいません、最後に一点だけ。東京電力の松本さんをお願いいたします。作業員の方々の、被ばく関係での一番のチームに関する一番のトップ、専門家の方は、以前、この会見

に来られた東京大学の前川先生という認識でしょうか。特になにかチームを組んで、作業員の方々の被曝を管理する方はおられるのでしょうか。

A：（東電）はい、前川先生は、特に私どものなにか指導ですとか管理をする先生ではございませんで、政府のアドバイスをされる方ではないかというふうには思っております。私どもの方では、福島第一の安定化センターの方に、線量管理を行うグループがございますので、そのところが主管グループということになります。

Q：わかりました。その産業医とおっしゃるのは、産業医科大学の先生とかそういうわけではなく。

A：（東電）いえ、発電所にもいらっしゃいます医師、先生になります。第一原子力発電所ですと2名の方が、今、常駐されておりますので、その方になります。

Q：わかりました。前川先生は政府側のアドバイザー、作業員の被ばくに関するアドバイザーという認識ですか。この会見に来られた前川先生は。

A：（東電）私どもと、直接なにかご指示ですとか、アドバイスをいただいているものではございません。政府側の方だと認識しています。

○共同通信 菊池

Q：共同通信の菊池です。今の作業員の3人の件をお伺いします。まず当初の設定、線量計の設定が15ミリで鳴るというか、知らせるとのことだったと思うのですが、これは実際に鳴らなかったのでしょうか、それとも鳴ったけれども無視して続行したということでしょうか。

A：（東電）その辺がまだ確認できておりませんので、警報設定値でございますので当然警報は鳴ったと思います。実際に、なぜ鳴った時で止めなかったのかと、もしくは故障してなにか鳴らなかったのかというようなところは確認させてください。

Q：仮に故障してしたとすれば、2台とも故障していたということになるんで不自然だと思うんですけども。

A：（東電）そうです。ので、もしかしたら警報が鳴ったにも関わらず作業を続けたのかもしれませんが、それは今の時点ではわかりませんので、確認が必

要だと思っています。

Q：わかりました。あと、3人の方、各々格好がバラバラなんですけれども、これはこういうものなんですか、決まっていらないのでしょうか。

A：（東電）作業に応じて、用意したんだと思いますけれども。多分Cさんは、濡れたカートリッジを受け取りますので全身カッパであったろうというふうには推定してますが、AさんとBさんがそれぞれ下がカッパで、Bさんが下、タイベックのままでございますので、その辺は少し装備として妥当だったのかどうかについても確認させてください。

Q：わかりました。後、これ事案の発生は28日でいいのでしょうか。

A：（東電）はい。28日の10時から11時30分に、実際の作業を行っております。昨日の作業終了後に本人が、3人ですけれども線量を確認いたしました。その後、いわゆる法令に定める緊急時被ばくの皮膚の等価線量の線量限度以下、千ミリシーベルト以下でありましたので、問題無いというふうに判断しておりましたけれども、本日、上司の方に被ばく線量を報告したため、皆さまの方へのご連絡が本日になったということでございます。

Q：法令上は問題無いということですか。

A：（東電）そうです。皮膚の等価線量の線量限度が千ミリシーベルトでございますので、今回の17.1、それから23.4ミリシーベルトに関しましては、それを上回っている状況ではございません。

Q：内規では、なにか決まりはあるんですか。

A：（東電）社内のという意味ですか。ちょっとそれも確認させてください。

Q：わかりました。結果的に警報15ミリで設定をしていて、明らかに超えたわけですね、鳴るにしても、鳴らないにしても。ということは、この処理水の線量自体は、想定よりも高いというふうに考えていいのでしょうか。

A：（東電）処理水の性質なのか、或いは作業の手順、段取り等に、何らかの時間が掛かる要素があったのかについては、ちょっと確認します。

Q：時間が掛かる要素というのは、1時間半が掛かり過ぎたということ。

A：（東電）掛かり過ぎたのか、或いはもう少し上手くやれる方法があったのか、或いはもう少し、なんといいですか、ベータ線でございますので、装備をもっと余分に着るですとか、そういうもので防げた可能性があらうか思います。

Q：最後、この3人の方は、とにかく現場の責任者みたいな人というのは、決まってるのでしょうか。

A：（東電）そうですね、Aさん、Bさんが20代の社員。Cさんが30代の社員でございますので、年齢的には、この30代の者、Cさんが指導的な、指揮官的な役割ではなかったか思います。

○朝日新聞 今

Q：朝日新聞の今と申します。今の被ばくの関係なんですが、今回の作業というのは、確認ですけどRO膜を交換すること自体が初めてだったという事で、不慣れだったという可能はあるのでしょうか。

A：（東電）RO膜のカートリッジを交換する、初めて詰まって初めて交換でございますので、そういう意味では不慣れな面があったかもしれませんが、それにしても計画線量を超えておりますので、作業の計画が、まずどうだったのかというのは、良く確認する必要があるかと思えます。

Q：実際に被ばくした部分というのは、合計20ミリシーベルトを超えた部分は、何か外傷的なものというのとは見られないという理解でいいのでしょうか。

A：（東電）はい、水に触れていたのは手首から先のほうでございますけれども、今のところ、いわゆる外傷といえますか、変化、健康上の異常とは認められておりません。念の為、お医者様に診断を受けるということになります。

Q：本人が高線量を被ばくしたという自己申告ではなく。あくまでも作業後の測定によって高かったということが分かったという理解で

A：（東電）そうです、作業後、線量を確認いたしましたので、当然計画線量超えだったということは、その時に分かっていると。警報値を超えていたということは、分かってたと思えますけれども。どういうふうな経緯で、本日上司に報告してきたのか、それから経緯については、ちょっと確認する必要があるかと思えます。

○共同通信 須江

Q：度々すみません、共同通信の須江と申します。今、聞き逃してしまったかもしれないので確認させてください。作業後の線量の確認は、これはAさん、

Bさん、Cさん、皆さんご自分で確認をされてるということですか。

A：（東電）ご自分で線量計読めますし、線量計を返す際に、今は返した時に「あなた、何ミリシーベルトです」ということを告げられることになってます。

Q：レシートも出るんだと。

A：（東電）あとレシートのようなもので、紙で打ち出して、本日の被ばく線量はこうですというのは打ち出して貰えることになります。

Q：つまり3人以外の方が確認する。その日のうちに確認する余地があったのであれば、その日のうちに分かったと思うんですけども、その3人しか見ないのであれば、上司に報告しないと分からないのでありますけども、その点の経路が良く分からないんですが。

A：（東電）基本的には個人の被ばく線量を、その日に貰って確認するのは、その人本人になります。その都度、私の線量が何ミリシーベルトでしたという事を上司に報告するようなことはないです。今回のケースといいますと、計画線量、アラームがなっておりますので、そういった面では、昨日の段階でという話しは有ろうかと思いますが、そこは良くいきさつを確認したいと思えます。

Q：私、不勉強なんですけれども、計画線量をたててある作業の場合は、計画線量で収まったかどうかというチェックを、作業員エリアはしないんですか。

A：（東電）作業員は、自分たちの計画線量が幾つかというのを知ったうえで作業に入っておりますので、

Q：そうですけど。

A：（東電）実際に戻ってきた時に、計画線量と、なんといいますか。自分の今の被ばく線量がどうだったかということを確認することになります。

Q：いわゆる上司とか、管理する立場の方に報告するとか、そういったシステムになっていないという理解でよろしいですか。

A：（東電）各企業さんが、どういった対応をされているかについては、ちょっと確認する必要がありますが、少なくとも東京電力のこれまででは、個人で確認するということになります。

Q：つまり、例えば、そのお三方の上司的な立場の人、グループの一番上の人

が計画線量内で収まったかを取りまとめて、更に報告するという仕組みにはなっていないという理解で宜しいですか。

A：(東電) 多分そうだと思いますので、ちょっといきさつ等も含めて確認させていただきます。通常の運用も含めて確認させていただきます。

Q：わかりました。それから。すみません。保安院に一つ確認といいますか、伺いたんですけれども。計画線量で15ミリシーベルトって、計画自体かなり高いと思うんですが、これも重ねた質問で申しわけないんですけれども、こういった計画線量を立ててある作業の場合に、報告する義務というのはないんですよね。

A：(保安院) はい、そういう義務はありません。ありませんが、やはり計画線量、もちろん基準値は、守っていただく必要がありますし、被ばくはできるだけ低減してもらう必要がありますし、また計画線量をたてられたからには、それを極力まもれるように作業をしてもらう必要がありますので、本件については良くその原因について、保安院としても聞きたいと思っております。

Q：保安院に、見解として伺いたいんですが、今、上限250ミリシーベルトですけれども、上限が引き下げられるという検討も始められるというこの最中に、15ミリシーベルトはいささか素人目には、作業上難しいかもしれませんが多いと思われるんですけれども、計画の妥当性というのは、どのようにお感じになりますか。

A：(保安院) 今回の計画まで含めて、少しどういったものだったかということは、よく確認していきたいと思っております。その上で判断したいと思いません。

Q：わかりました。すみません松本さんに、もう一点だけ。3人目の放射線量の、今、測ってるということですけど、今晚中には出ないので、明日になるのか、それとも今晚中には出るかもしれないけれど、報告を明日にするか、どちらでしょうか。

A：(東電) 今のところ、まだ見通しがありませんので、至急確認したいということで、最悪でも明日の午前中にはお話しできるという意味でございます。

Q：分かりました、ありがとうございます。

A：(東電) 後それからですね、今回の被ばくはベータ線でございます、いわ

ゆるガンマ線とは影響が違いますので、線量の設定そのものが15ミリシーベルトというところに違和感があるかもしれませんが、ベータ線の作業ということで、警報の設定値がされています。

○NHK山崎

Q：NHKの山崎です。もう一回数字の確認なんですけども、A、B、C、お三方ともベータ線が15ミリシーベルトで、ガンマ線が1ミリシーベルト。これはパーアワーの計画線量ということの理解でいいですか。

A：（東電）ベータ線の、Cさんのベータ線に関しましては、設定値、被ばく線量は今のところ、分かっておりません。確認中でございます。それからガンマ線に関しましては、Cさんだけ警報設定値2ミリシーベルトという報告があるんですけども、A、B、Cと何故違うのかという面もございまして、ちょっともう一度確認する必要があると思っております。

Q：AさんとBさんは、ガンマ線とアルファ線は同じ設定値。

A：（東電）Aさん、Bさんはベータが15ミリシーベルト、ガンマが1ミリシーベルトになります。

Q：そういうことですね。それで実際に被ばくされた量というのは、Aさんがベータ線については23.4。

A：（東電）Aさんがベータ線で17.1、ガンマ線で0.28になります。Bさんがベータで23.4、ガンマで0.22です。

Q：わかりました。その上でなんですけれども、これはRO膜のカートリッジの交換というのは、今後定常的にやっていく作業という理解で宜しかったでしょうか。

A：（東電）こちらは、水を流していく際に、物、不純物等が詰まっていますので、今回の場合ですと、運転して以来ですから、運転してからですと150時間程度で差圧が詰まったという事になっています。

Q：ちょっと前の方の質問を、自分と繋がるんですけども、これ毎回手順でやる作業で、ベータ線15ミリシーベルトというのは、少し数字が大きい、以外にそんなに線量、身体の部位にあたるんだというので、少しこういう管理でいのかなというふうに、少し思うんですが、こちらへんは、どう捉えればいいんですかね。

A : (東電) ベータ線の被ばく線量でございますので、こちらに関しましてはガンマに比べて値そのものが大きい状況になっておりますけれども、いわゆる影響から考えますと適切な遮蔽等を行えば防げる量になります。したがって、今回の警報設定値を超えているわけでございますので、何か作業の手順上よろしくないところがあったのか、あるいは改善する装備品等があれば改善する必要があるかと思っています。

Q : 多分ベータ線の評価、ガンマ線と一緒に同じ数字を考えちゃいけないというのはその通りだと思うんですが、改善いただきたいのは、というと毎回 15 ミリシーベルトを手にするわけですよね。この数字自体、結構高いんだなと思うんですが、これはどのような影響あると考えられるんですか。

A : (東電) 直接大量のベータ線を皮膚に受けると、ベータ線やけどというようなものがございまして、それは一時期に大量のベータ線を浴びた場合でございまして、3月の下旬にタービン建屋の溜まり水に長靴ではなくて水に浸かった方がいらっしゃいますけれども、そういった場合でも数 100 ミリシーベルトのベータ線の被ばくということでお医者様の診断を受けております。

Q : この汚染処理システムで計画線量を超えた事例というのはごめんなさい、今回が初めてになるんでしたっけ。ちょっと他のところと。

A : (東電) ベータですか。

Q : ベータにしてもガンマにしてもいわゆる作業としての計画線量を超えてしまった汚染処理システムでの作業はどうでしたっけ。

A : (東電) 高濃度汚染水での計画線量超えがあったかどうかについては確認しないとわかりませんが、原子炉建屋に作業に入った際にガンマ線での計画線量超えはこれまでに何件かございます。なお、ベータの 17.1 ミリシーベルトそれから 23.4 ミリシーベルトでございますけれども、皮膚の等価線量の線量限度が 1,000 ミリシーベルトに設定されておりますので、基本的にはほとんど影響はないのではないかと考えています。

Q : わかりました。こっちの高濃度システムのほうでの線量超えのケースまた後で教えてください。

○ニコニコ動画七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。今の件で園田政務官にお願いしたいんですが、結局自分がいくら被ばくしたかというのは自己申告という話、自己管理という話がありましたが、これは今回 20 代から 30 代の 3 人ということもありますし、レシートで出てくるとということもあるんですが、これは今の保安院さんの話だと法的に管理とか義務みたいなシステムになってないということなんですけど、これはやはりちょっとひとつ問題じゃないかなと思うんですが、国として今法律がないにしても、きちっと管理というのは第三者的にやってく必要が私はあると思ったんですけども、この点はいかがでしょうか。

A：（園田政務官）そういう意味で、このステップ 2 から本人にも線量がきちっとわかるようにということで、これは前からこの会場でも皆さん方からご指摘を受けていたというのは、私も聞かせていただいておりますし、また国会でもそういうことをやるべきではないかということのご指摘を踏まえて、このステップ 2 から本人にもきちっと測って、それが線量としてわかるようにということで、レシートを渡すようになってきたということです。したがって、今までは、なかなか口頭ベースでは行われていたようでありますけれども、それがきちっとビジュアル的に本人にわかっていただくような形で管理をしなければならぬという体制は、ようやくここにきて取れたんだろうという風に思います。後は、その問題はほぼクリアできているかという風に思っておりますので、したがって今回のことについては、その作業手順とそれからその作業において、どのような今後避けるべく被ばくを手立てが講じられていくものであるかどうかというのは、その辺はしっかりとまず東電のほうで検討をしていただきたい。それをもって保安院のほうでそれをチェックしていただければなという風には思います。ちゃんと私どもとしてもチェックはして行きたいという風に思っております。

Q：ごめんなさい、意図が伝わったかな。つまり、個人の把握と言うのは、分かっている、今次の事を聞いている訳で、それを第 3 者的にキチンと管理する体制までは、必要ないと考えているのか、そう言った事も必要だと考えているのかそれを教えて下さい。すいません。

A：（東京電力）レシートですとか、これまで口頭で伝えておりますけれども、それっきりと言う訳ではございません。レシートで渡せると言う状況になっ

ていると言いますのは、要は作業員と作業員証のカードと被ばく線量が一対一で対応出来ていて、それがデータベースに入ってきています。従いまして、毎月その人が何ミリシーベルト外部被ばくで線量を浴びているかと言うところは、月単位で積算されていきますので、最終的にはそれが協力企業さんであれば、元請企業さんを通じてのチェックを受けて各本人に紙が渡って行きます。それから社員であれば本人、それから上司を通じて本人に一枚ずつ配られていくと言う事になります。定期的に受ける内部被爆の線量が作業員証と一対一に対応できまして、その人の外部内部の被爆は集約されていくと言う事になります。

Q：繰り返しになりますが、キチンと管理はされてるという事で宜しいですね。

A：（東京電力）レシートを受け取った、あるいは線量を口頭で聞いた、それっきりではございませんで、ちゃんと経過がデータベース化されてその人の1ヶ月の被ばく線量はこうですと言う事が会社を通じて通知されていくという事になります。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけれども、お医者さんの診療を受けるのが明日になると言うことなんですが、医者の方常駐は24時間ではなかったでしたっけ。

A：（東電）はい、24時間いらっしゃいますので専門の先生にどうやって見せるのかと言う問題と本人が今多分帰宅していると思いますので入社してからお医者さんの診断を受けるという事になります。

Q：今日受けなかったのはどう言うあれだったのでしょうか。

A：（東電）17.1、23.3、3.4ミリシーベルトの被ばく線量でございまして、健康上、既にやけどがあるですとか、そういう状況ではございませんので、明日以降の判断と言う事になりました。

Q：判断されたのは本人ですか、会社の方ですか。

A：（東電）それはちょっと確認させて下さい。当然、然るべき人が明日で良いだろうと判断したんだと思います。

Q：わかりました。あと、装備、着ているものが違うということなのですが、同じ会社の人かどうかは今分からないですね。

A：（東電）全て東電社員でございます。

Q：3人とも。

A：（東電）ええ、そうでございます。

Q：1人線量不明と言うのはどう言う理由なんですか。

A：（東電）今のところ私共の方でデータが無いって言う事でございまして、システム、本人から採取したい言う風に思っております。

Q：当初の作業の現場に放管は付いていたんでしょうか。

A：（東電）どういった体制で作業をしていたのかについても確認させて頂きたいと思っております。

Q：保安院森山さんに1点ちょっとお願いしたいんですが、先程もちょっと出てたんですが、中央登録センターへの登録に関して保安院、東京電力の方に5月27日に指示を出していますが、その指示で早急に中央登録センターの方へのオンラインを繋ぐようにと3ヶ月経っているんですけども認識を現在の状況をと言うのを伺い出来ますでしょうか。どう言う認識でいらっしゃいますでしょうか。

A：（保安院）中央登録センターの方につないで頂く様にお願いをしております。今システムを順次構築されていると考えておりますが、出来るだけ早くオンラインでの登録が出来る様なシステムにしていきたいと思っております。

Q：とりあえず、5月27日に指示を出して3ヶ月経って出来てないけれども、保安院としてはこれ以上手は打てないと言う事でしょうか。

A：（保安院）当初からある程度の時間がかかるという事は、言っておられましたので、そうは言っても出来るだけ早く構築して頂きたいと思っておりますけれども、ある程度の時間は要すると言う風には承知していました。

○司会

宜しいでしょうか。無いようでしたら以上で本日の会見は終わりにさせていただきます。尚、次回会見につきましては改めてメールでご連絡をさせていただきます。本日はお忙しい所ありがとうございました。